

亘理町地域防災計画新旧対照表

地震対策編

(第3章 災害応急対策)

第3章 災害応急対策

修 正 前 （震災対策編）	修 正 後 （地震対策編）	備 考				
第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策 本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成している。 そのなかで被害を最小限とするための対応のあり方を検討しているが、当初の条件を越える災害の発生に対しては、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大規模災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急策を講じる必要がある。	防災基本計画の反映				
第2節 災害情報の収集・伝達体制	第1節 情報の収集・伝達 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>全課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>宮城県危機対策課、仙台地方振興事務所、東日本電信電話(株)宮城支店、仙台管区気象台、亘理地区消防本部、亘理警察署、その他防災関係機関</td></tr></table> 第1 目的 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。 第2 緊急地震速報 1 緊急地震速報の発表等 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるため、震度6弱以上の揺れが予想される場合には「特別警報」を発表する。	主な実施担当	全課	防災関係機関等	宮城県危機対策課、仙台地方振興事務所、東日本電信電話(株)宮城支店、仙台管区気象台、亘理地区消防本部、亘理警察署、その他防災関係機関	「特別警報」の反映
主な実施担当	全課					
防災関係機関等	宮城県危機対策課、仙台地方振興事務所、東日本電信電話(株)宮城支店、仙台管区気象台、亘理地区消防本部、亘理警察署、その他防災関係機関					
災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。 実施機関及び担当業務 1 災害情報の収集、住民や関係機関への連絡は町長が行う。 2 各連絡担当は、以下に掲載する。						

第3章 災害応急対策

修 正 前（震災対策編）	修 正 後（地震対策編）	備 考		
	<u>日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて提供する。</u> <u>また、仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</u> <u>※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。</u> <u>※気象庁はこれまで、地震などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていたが、これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える地震等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。</u> <u>2 緊急地震速報の伝達</u> <u>気象庁は、緊急地震速報を直ちに日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、防災関係機関等への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ等を用いて広く住民等への提供に努める。</u> <u>総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて受理した県及び町は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。</u> <u>3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動</u> <u>緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</u> <table><tr><td><u>入手場所</u></td><td><u>とるべき行動の具体例</u></td></tr></table>	<u>入手場所</u>	<u>とるべき行動の具体例</u>	防災基本計画の反映
<u>入手場所</u>	<u>とるべき行動の具体例</u>			

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）		備考							
	<table><tr><td>自宅など屋内</td><td><u>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。</u> <u><注意></u> <u>・あわてて外へ飛び出さない。</u> <u>・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</u> <u>・扉を開けて避難路を確保する。</u></td></tr><tr><td>駅やショッピングセンターなどの集客施設</td><td><u>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</u> <u><注意></u> <u>・あわてて出口・階段などに殺到しない。</u> <u>・吊り下がっている照明などの下からは退避する。</u></td></tr><tr><td>街など屋外</td><td><u>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</u> <u>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</u> <u>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</u></td></tr><tr><td>車の運転中</td><td><u>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</u> <u>ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</u> <u>大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</u></td></tr></table>	自宅など屋内	<u>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。</u> <u><注意></u> <u>・あわてて外へ飛び出さない。</u> <u>・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</u> <u>・扉を開けて避難路を確保する。</u>	駅やショッピングセンターなどの集客施設	<u>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</u> <u><注意></u> <u>・あわてて出口・階段などに殺到しない。</u> <u>・吊り下がっている照明などの下からは退避する。</u>	街など屋外	<u>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</u> <u>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</u> <u>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</u>	車の運転中	<u>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</u> <u>ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</u> <u>大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</u>	現計画日本海溝特措法編の反映
自宅など屋内	<u>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。</u> <u><注意></u> <u>・あわてて外へ飛び出さない。</u> <u>・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</u> <u>・扉を開けて避難路を確保する。</u>									
駅やショッピングセンターなどの集客施設	<u>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</u> <u><注意></u> <u>・あわてて出口・階段などに殺到しない。</u> <u>・吊り下がっている照明などの下からは退避する。</u>									
街など屋外	<u>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</u> <u>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</u> <u>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</u>									
車の運転中	<u>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</u> <u>ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</u> <u>大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</u>									
第3 地震情報 仙台管区気象台は、地震情報を伝達する。これら気象台からの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。 1 情報の種類 仙台管区気象台は、地震、津波に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を伝達する。 (1) 地震情報の種類と内容										

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)		修 正 後 (地震対策編)		備 考
	地震情報の種類	発表基準	内容	
	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。	
	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	
	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	
	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	
	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
第1 災害情報の収集・伝達(総務課、企画財政課、保健福祉課、産業観光課、都市建設課、上下水道課、教育委員会) 1 情報の収集 (1)情報の収集要員 災害が発生する恐れがある場合、又は発生したときには、主に次のような方法により速やかに情報の収集に努める。 イ 情報調査連絡員 (イ)行政区長又は消防団員を各地区の情報調査連絡員とする。 (ロ)災害対策本部の連絡員は、町職員をもって、次の被害調査体制における一般地区調査担当とする。 (ハ)一般地区調査担当以外の調査員は、各々の所属業務に関する情報を収集する。 (ニ)一般地区及び各専門分野関係の調査員は各部長が決定する。 (ホ)情報調査連絡員との連絡については、通常の電話のほか、防災行政無線及び携帯電話等の活用を図る。 ロ 町職員 (イ)町職員は、執務時間外等で役場に参集する際には、できるだけ参集途上の情報把握に努める。 (2)災害情報の内容 主に次のような情報の収集・伝達を行う。 イ 災害発生の恐れのある異常な現象 ロ 河川の増水、その他災害発生の恐れのある状況 ハ 住民の避難状況 ニ 災害が発生している状況 ホ 水防その他の応急対策の活動状況 ヘ 必要な物資等 ト その他の災害情報 2 被害状況の調査 (1)被害調査体制 被害状況の調査は、次のとおり各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。	観測した場合 第4 災害情報の収集・伝達 1 情報の収集 (1)情報の収集要員 災害が発生する恐れがある場合、又は発生したときには、主に次のような方法により速やかに情報の収集に努める。 イ 情報調査連絡員 (イ)行政区長又は消防団員を各地区の情報調査連絡員とする。 (ロ)災害対策本部の連絡員は、町職員をもって、次の被害調査体制における一般地区調査担当とする。 (ハ)一般地区調査担当以外の調査員は、各々の所属業務に関する情報を収集する。 (ニ)一般地区及び各専門分野関係の調査員は各部長が決定する。 (ホ)情報調査連絡員との連絡については、通常の電話のほか、移動系及び携帯電話等の活用を図る。 ロ 町職員 (イ)町職員は、執務時間外等で役場に参集する際には、できるだけ参集途上の情報把握に努める。 (2)災害情報の内容 主に次のような情報の収集・伝達を行う。 イ 災害発生の恐れのある異常な現象 ロ 河川の増水、その他災害発生の恐れのある状況 ハ 住民の避難状況 ニ 災害が発生している状況 ホ 水防その他の応急対策の活動状況 ヘ 必要な物資等 ト その他の災害情報 2 被害状況の調査 (1)被害調査体制 被害状況の調査は、次のとおり各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。	

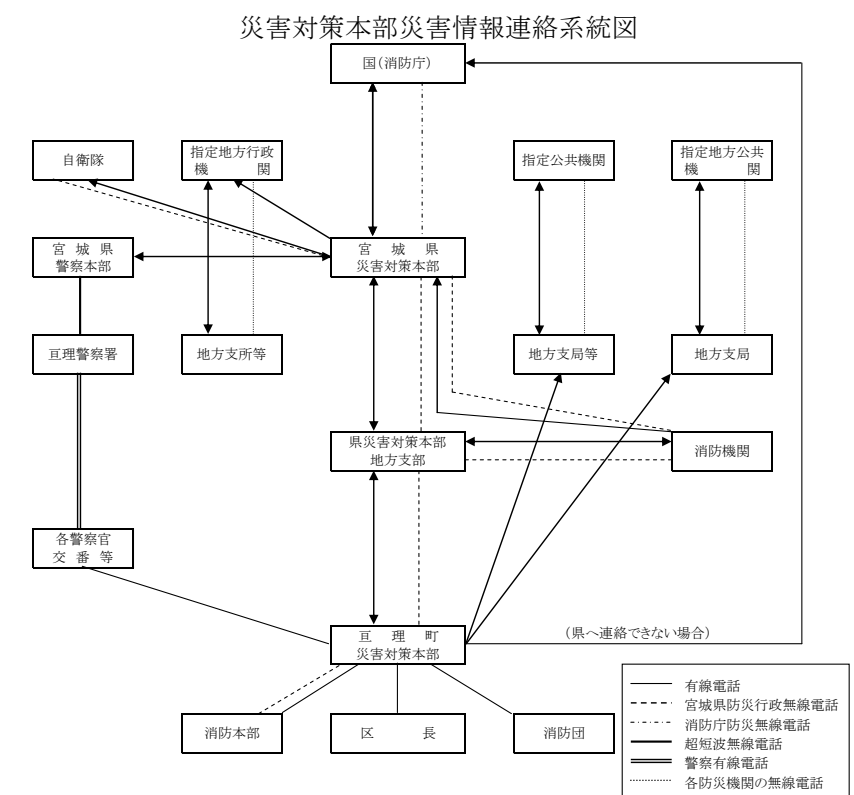
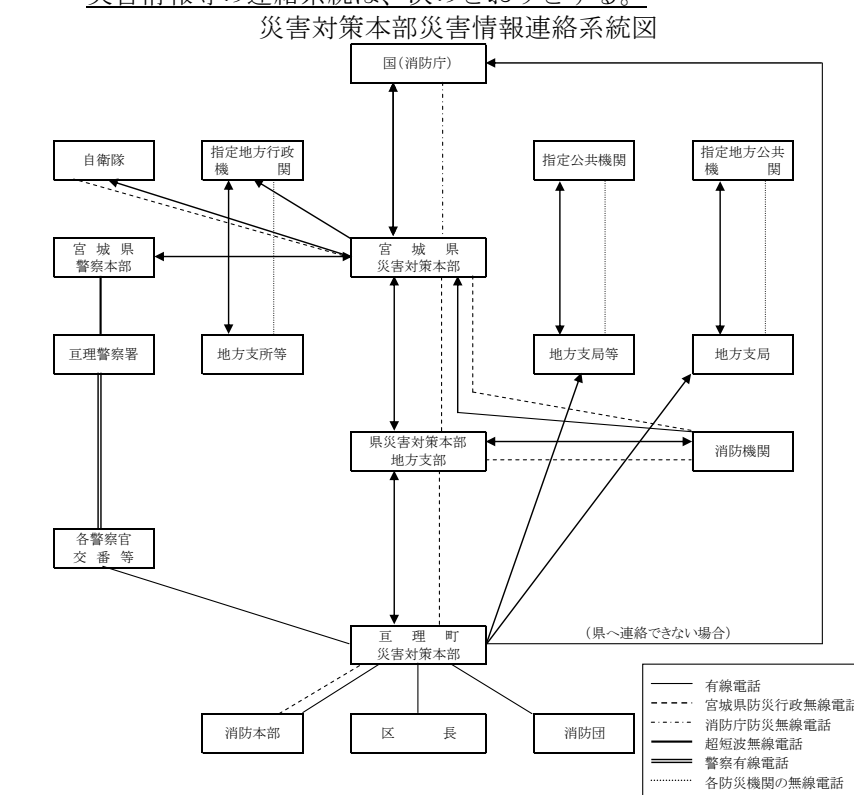
第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)				修 正 後 (地震対策編)				備 考
被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名	備考	被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名	備考	
一般被害及び応急 対策状況の総括	総務課長	各地区情報調査 連絡員		一般被害及び応急 対策状況の総括	総務課長	各地区情報調査連 絡員		
医療、福祉関係被害	保健福祉課長	各施設長		福祉関係被害 医療関係被害	福祉課長 健康推進課長	各施設長		
農業関係被害 商工関係被害 水産関係被害 林業関係被害	産業観光課長	亘理土地改良区 みやぎ亘理農業 協同組合 亘理町漁業協同 組合 亘理山元商工会		農業関係被害 水産関係被害 林業関係被害 商工関係被害	農林水産課長 商工観光課長	亘理土地改良区 みやぎ亘理農業協同 組合 宮城県漁業協同組合 仙南支所 亘理山元商工会		
公共土木施設関係 被害 (公営住宅、公園、 上下水道を含む)	都市建設課長 上下水道課長			公共土木施設関係 被害 (公営住宅、公園、 上下水道を含む)	都市建設課長 上下水道課長	災害防止協議会		
教育施設関係被害	教育次長 学務課長 生涯学習課長			教育施設関係被害	教育次長 学務課長 生涯学習課長			
火災関係被害	消防署長			火災関係被害	消防署長			
(2) 調査要領 調査内容は災害調査書に必要事項を記入する。(様式は資料編(75 頁、「災害調査書」)参照) 被害状況をより明らかにするため、写真撮影もあわせて行う。				(2) 調査要領 調査内容は災害調査書に必要事項を記入する。(様式は資料編(75 頁、「災害調査書」)参照) 被害状況をより明らかにするため、写真撮影もあわせて行う。				
3 県等への災害情報の報告				3 県等への災害情報の報告				
(1) 報告担当及び連絡先 災害の状況等が把握できたところから、速やかに県へ連絡する。連絡担当は次表のとおりである。 県への被害報告は、市町村被害状況報告要領(資料編(138～151 頁、「市町村被害状況報告要領」)参照)に基づき、原則として宮城県総合防災情報システム(MIDORI)により、仙台地方振興事務所を経由して県危機対策課に行う(夜間、休日等で、特に指示があった場合は、直接危機対策課に報告する)。 なお、県に伝達できない場合は、直接総務省消防庁に連絡し、事後速や				(1) 報告担当及び連絡先 災害の状況等が把握できたところから、速やかに県へ連絡する。連絡担当は次表のとおりである。 県への被害報告は、市町村被害状況報告要領(資料編(138～151 頁、「市町村被害状況報告要領」)参照)に基づき、原則として宮城県総合防災情報システム(MIDORI)により、仙台地方振興事務所を経由して県危機対策課に行う(夜間、休日等で、特に指示があった場合は、直接危機対策課に報告する)。 なお、県に伝達できない場合は、直接総務省消防庁に連絡し、事後				

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)					修 正 後 (地震対策編)					備 考
かにその旨を県に報告する。 県の地方機関その他の関係機関に災害情報及び被害情報を通報、報告する際の責任者及び連絡先は次のとおりとする。					速やかにその旨を県に報告する。 県の地方機関その他の関係機関に災害情報及び被害情報を通報、報告する際の責任者及び連絡先は次のとおりとする。					宮城県地域防災計画の反映
災 害 情 報 の 連 絡 先					災 害 情 報 の 連 絡 先					
課名	連絡責任者		連絡先名		課名	連絡責任者		連絡先名		
	正	副	機関名	電話番号		正	副	機関名	電話番号	
総務課	課長	班長	消防庁(震災等応急室)	03-5253-7527	総務課	課長	班長	消防庁(震災等応急室)	03-5253-7527	
〃	〃	〃	宮城県危機対策課	022-211-2382	〃	〃	〃	宮城県危機対策課	022-211-2382	
〃	〃	〃	仙台地方振興事務所	275-9111	〃	〃	〃	仙台地方振興事務所	022-275-9111	
〃	〃	〃	東北電力(柵岩沼営業所)	23-5615	〃	〃	〃	東北電力(柵岩沼営業所)	0223-23-5615	
〃	〃	〃	亘理警察署	34-2111	〃	〃	〃	亘理警察署	34-2111	
〃	〃	〃	亘理地区行政事務組合 亘理消防署	34-1155	〃	〃	〃	亘理地区消防本部	34-1155	
〃	〃	〃	宮城海上保安部	022-363-0114	〃	〃	〃	宮城海上保安部	022-363-0114	
都市建設課	〃	〃	仙台土木事務所	297-4111	都市建設課	〃	〃	仙台土木事務所	022-297-4111	
〃	〃	〃	仙台河川国道事務所岩沼出張所	0223-22-2801	〃	〃	〃	仙台河川国道事務所岩沼出張所	0223-22-2801	
〃	〃	〃	〃 岩沼国道維持出張所	22-3039	〃	〃	〃	〃 岩沼国道維持出張所	0223-22-3039	
産業観光課	〃	〃	仙台地方振興事務所	022-275-9111	農林水産課	〃	〃	仙台地方振興事務所	022-275-9111	
〃	〃	〃	亘理農業改良普及センター	0223-34-1141	〃	〃	〃	亘理農業改良普及センター	0223-34-1141	
〃	〃	〃	塩釜港湾空港整備事務所	022-362-9512	〃	〃	〃	塩釜港湾空港整備事務所	022-362-9512	
保健福祉課	〃	〃	塩釜保健所岩沼支所	0223-22-2188	健康推進課	〃	〃	塩釜保健所	022-363-5502	
〃	〃	〃	仙台保健福祉事務所	275-9111	福祉課	〃	〃	仙台保健福祉事務所	022-363-5502	
教育委員会(学務課)	〃	〃	仙台教育事務所	022-275-9260	教育委員会(学務課)	〃	〃	仙台教育事務所	022-275-9260	
企画財政課	〃	〃	東日本電信電話(株)宮城支店	022-269-3033	企画財政課	〃	〃	東日本電信電話(株)宮城支店	022-269-3033	
上下水道課	〃	〃	宮城県中南部下水道事務所	022-367-4001	上下水道課	〃	〃	宮城県中南部下水道事務所	022-367-4001	

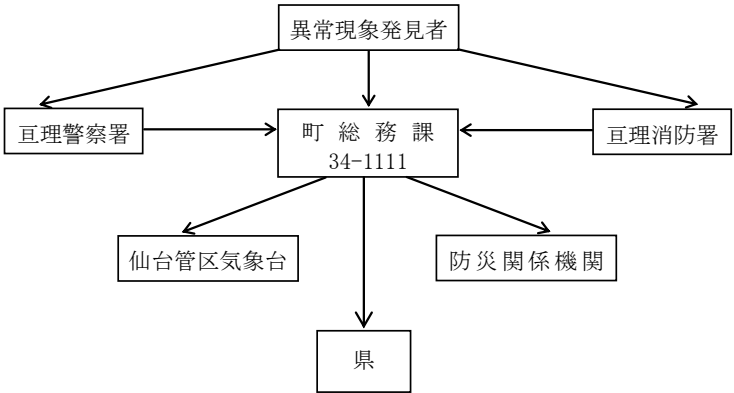
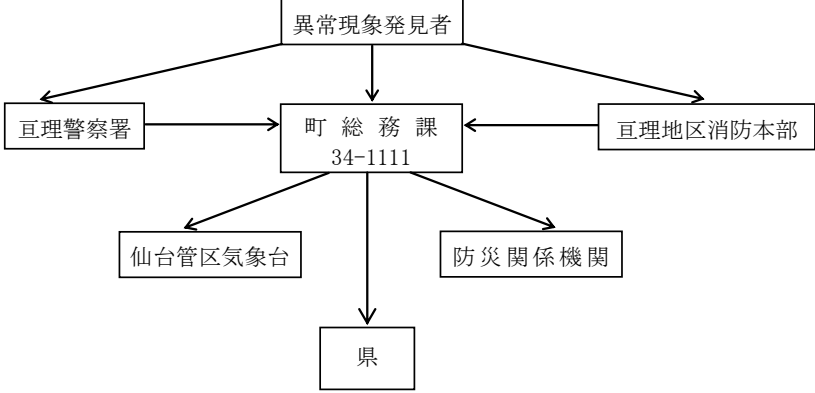
第3章 災害応急対策

修 正 前（震災対策編）					修 正 後（地震対策編）					備 考
〃	〃	〃	塩釜保健所岩沼支所	0223-22-2188	〃	〃	〃	塩釜保健所岩沼支所	0223-22-2188	
〃	〃	〃	仙南仙塩広域水道事業所	0224-25-8890	〃	〃	〃	仙南仙塩広域水道事業所	0224-25-8890	
また、各関係機関は、災害情報等を随時交換し、効果的な応急復旧活動に活用する。					(2) 災害情報等の相互交換体制 各関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 災害情報等の連絡系統は、次のとおりとする。					
災害対策本部災害情報連絡系統図 					災害対策本部災害情報連絡系統図 					
(2) 報告の種類					(3) 報告の種類					

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
イ 災害状況即報 ・災害の当初の段階で、被害状況が十分に把握できていない場合、又は、災害が発生する恐れのある場合、その状況について町及び消防本部は、自主的に即時報告する。 なお、消防機関への通報が殺到した場合については、その状況を町（消防本部）は直ちに消防庁及び県に報告する。この場合は、本様式にかかわらず、無線電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告する。 ロ 被害状況報告〔即報〕 ・町は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに報告するものとし、被害額については省略できるものとする（概ね 1 日 1 回程度）。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。 なお町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。 ハ 被害状況報告〔確定〕 ・町は、県の指定する期日までに確定報告する（概ね災害が発生してから 2 週間以内）。なお、被害状況報告〔即報・確定〕において、施設等の被害箇所数及び被害額については、国・県管理分を除く。 4 住民への伝達 住民への情報伝達は、広報車及び防災行政無線、<u>屋外拡声装置</u>等により行う。 災害発生直後を中心に、住民の安全確認の問い合わせが殺到することが予想されるため、災害対策本部に安否の確認や相談等に対応する窓口を設置する。担当は、企画財政課とする。 窓口を設置したときには、広報車及び防災行政無線、<u>屋外拡声装置</u>、<u>報道機関</u>等により住民等へ周知する。 <u>(2) 情報の種類</u> <u>仙台管区気象台は、地震、津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容として、地震情報及び津波情報を発表する。</u> イ 地震情報 <u>地震情報は、震源・震度に関するもの、各地の震度に関するもの、地</u>	イ 災害状況即報 災害の当初の段階で、被害状況が十分に把握できていない場合、又は、災害が発生する恐れのある場合、その状況について町及び消防本部は、自主的に即時報告する。 なお、消防機関への通報が殺到した場合については、その状況を町（消防本部）は直ちに消防庁及び県に報告する。この場合は、本様式にかかわらず、無線電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告する。 ロ 被害状況報告〔即報〕 町は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに報告するものとし、被害額については省略できるものとする（概ね 1 日 1 回程度）。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。 なお町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。 ハ 被害状況報告〔確定〕 町は、県の指定する期日までに確定報告する（概ね災害が発生してから 2 週間以内）。なお、被害状況報告〔即報・確定〕において、施設等の被害箇所数及び被害額については、国・県管理分を除く。 4 住民への伝達 住民への情報伝達は、広報車及び防災行政無線、<u>メール、ワンセグ、災害 FM ラジオ</u>等により行う。 災害発生直後を中心に、住民の安全確認の問い合わせが殺到することが予想されるため、災害対策本部に安否の確認や相談等に対応する窓口を設置する。担当は、企画財政課とする。 窓口を設置したときには、広報車及び防災行政無線、<u>メール、ワンセグ、災害 FM ラジオ</u>等により住民等へ周知する。	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
<u>震回数に関するもの等を内容として発表する。</u> <u>なお、津波の心配がない場合は、この地震情報の中に含めて発表する。</u> <u>ロ 津波情報</u> <u>津波情報は、津波の到達予想時刻に関するもの、津波の第1波の観測時及びその高さに関するもの、津波の最大の高さに関するもの等を内容として発表する。</u> 第2 異常現象を発見した場合の通報（総務課） 1 情報伝達の流れ 異常現象を発見した場合の通報は次のような流れとなる。 (1) 異常現象を発見した者は、町長又は亘理警察署、亘理消防署へ通報する。 なお、火災、ガス漏れの場合は亘理消防署へ通報する。 (2) 亘理警察署及び亘理消防署が通報を受けた場合は、次のとおり連絡する。 イ 執務時間内は総務課長 ロ 執務時間外は警備員 (3) 警備員が情報を受領したときは、直ちに総務課長、安全対策班長、副班長へ連絡する。 (4) 総務課長が情報を受けたら、町長に報告し指示を得たうえで、仙台管区气象台及び防災関係機関へ連絡する。 (5) 庁内及び住民への伝達は、災害情報と同様に行う。 異常現象を発見した場合の通報  <pre> graph TD A[異常現象発見者] --> B[亘理警察署] A --> C[亘理消防署] A --> D[町 総務課 34-1111] B --> D C --> D D --> E[町長] D --> F[仙台管区气象台] D --> G[防災関係機関] D --> H[県] </pre>	第5 異常現象を発見した場合の通報 1 情報伝達の流れ 異常現象を発見した場合の通報は次のような流れとなる。 (1) 異常現象を発見した者は、町長又は亘理警察署、亘理消防署へ通報する。なお、火災、ガス漏れの場合は亘理消防署へ通報する。 (2) 亘理警察署及び亘理消防署が通報を受けた場合は、次のとおり連絡する。 イ 執務時間内は総務課長 ロ 執務時間外は警備員 (3) 警備員が情報を受領したときは、直ちに総務課長、安全対策班長、副班長へ連絡する。 (4) 総務課長が情報を受けたら、町長に報告し指示を得たうえで、仙台管区气象台及び防災関係機関へ連絡する。 (5) 庁内及び住民への伝達は、災害情報と同様に行う。 異常現象を発見した場合の通報  <pre> graph TD A[異常現象発見者] --> B[亘理警察署] A --> C[亘理地区消防本部] A --> D[町 総務課 34-1111] B --> D C --> D D --> E[町長] D --> F[仙台管区气象台] D --> G[防災関係機関] D --> H[県] </pre>	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第3節 災害広報活動 町は、災害が発生する恐れのある場合、又は災害が発生した際に、気象、地震情報、安否情報、避難に関する情報等、住民が必要とする情報を迅速かつ的確に広報する。 実施機関及び担当業務 ・町長は、住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を周知する。 ・各広報担当は第1 に記載のとおりとする。 ・防災関係機関は、それぞれの所掌により、住民等に対し災害情報等を周知する。 第1 広報の方法(総務課、企画財政課)	第2節 災害広報活動 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>総務課、企画財政課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>亘理警察署、亘理地区消防本部 東北電力(株)岩沼営業所、防災関係機関</td></tr></table> 第1 目的 町は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区气象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供する。 また、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 なお、情報の提供に当たっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努める。 第2 社会的混乱の防止 1 情報伝達・広報の実施 町は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。 2 住民等への対応 町は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。 第3 広報の方法	主な実施担当	総務課、企画財政課	防災関係機関等	亘理警察署、亘理地区消防本部 東北電力(株)岩沼営業所、防災関係機関	宮城県地域防災計画の反映 防災基本計画の反映
主な実施担当	総務課、企画財政課					
防災関係機関等	亘理警察署、亘理地区消防本部 東北電力(株)岩沼営業所、防災関係機関					

第3章 災害応急対策

修 正 前 （震災対策編）	修 正 後 （地震対策編）	備 考																																																																		
1 広報担当 広報活動は次の担当により行う。 町 長 が 行 う 災 害 広 報 <table><tr><th>広報担当区分</th><th>責任者</th><th>担当者</th><th>連絡方法</th></tr><tr><td>住民担当</td><td>総務課長</td><td>安全対策班長</td><td>広報車、<u>チャイム</u>、防災行政無線、<u>屋外拡声装置</u>、インターネットパソコン通信等</td></tr><tr><td>報道機関担当</td><td>企画財政課長</td><td>企画班長</td><td>電話、文書</td></tr><tr><td>防災関係機関担当</td><td>総務課長</td><td>安全対策班長</td><td>有線電話、無線電話、防災行政無線</td></tr><tr><td>庁舎内担当</td><td>総務課長</td><td>安全対策班長</td><td>庁舎内放送、庁舎内電話、文書</td></tr><tr><td>事前措置等の担当</td><td>総務課長</td><td>安全対策班長</td><td>電話、文書</td></tr></table> 防 災 関 係 機 関 <table><tr><th>機関名</th><th>電話番号</th><th>連絡責任者</th></tr><tr><td>亘理警察署</td><td>34-2111</td><td rowspan="3">総務課長</td></tr><tr><td><u>亘理地区行政事務組合</u> <u>亘理消防署</u></td><td>34-1155</td></tr><tr><td>東北電力(株)岩沼営業所</td><td><u>22-2527</u></td></tr></table> 町長が行う広報は、すべて広報総括者(総務課長)に連絡する。 広報総括者は、広報する情報について関係課等と調整し、情報が錯綜することのないよう十分に留意する。 広報担当者は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に必要写真の収集、撮影に努める。 2 広報の内容 災害発生後の各時期において広報する内容は次のとおりである。 (1)災害発生直後 ・災害対策本部に関する事項 ・安否情報	広報担当区分	責任者	担当者	連絡方法	住民担当	総務課長	安全対策班長	広報車、 <u>チャイム</u> 、防災行政無線、 <u>屋外拡声装置</u> 、インターネットパソコン通信等	報道機関担当	企画財政課長	企画班長	電話、文書	防災関係機関担当	総務課長	安全対策班長	有線電話、無線電話、防災行政無線	庁舎内担当	総務課長	安全対策班長	庁舎内放送、庁舎内電話、文書	事前措置等の担当	総務課長	安全対策班長	電話、文書	機関名	電話番号	連絡責任者	亘理警察署	34-2111	総務課長	<u>亘理地区行政事務組合</u> <u>亘理消防署</u>	34-1155	東北電力(株)岩沼営業所	<u>22-2527</u>	1 広報担当 広報活動は次の担当により行う。 町 長 が 行 う 災 害 広 報 <table><tr><th>広報担当区分</th><th>責任者</th><th>担当者</th><th>連絡方法</th></tr><tr><td>住民担当</td><td>総務課長</td><td>安全対策班長</td><td>広報車、<u>サイレン</u>、防災行政無線、<u>FM あおぞら</u>、インターネット、パソコン通信等</td></tr><tr><td>報道機関担当</td><td>企画財政課長</td><td>企画班長</td><td>電話、文書</td></tr><tr><td>防災関係機関担当</td><td>総務課長</td><td>安全対策班長</td><td>有線電話、無線電話、防災行政無線</td></tr><tr><td>庁舎内担当</td><td>総務課長</td><td>安全対策班長</td><td>庁舎内放送、庁舎内電話、文書</td></tr><tr><td>事前措置等の担当</td><td>総務課長</td><td>安全対策班長</td><td>電話、文書</td></tr></table> 防 災 関 係 機 関 <table><tr><th>機関名</th><th>電話番号</th><th>連絡責任者</th></tr><tr><td>亘理警察署</td><td><u>0223-34-2111</u></td><td rowspan="2">総務課長</td></tr><tr><td><u>亘理地区消防本部</u> 東北電力(株)岩沼営業所</td><td><u>0223-34-1155</u> <u>0223-23-5615</u></td></tr></table> 町長が行う広報は、すべて広報総括者(総務課長)に連絡する。 広報総括者は、広報する情報について関係課等と調整し、情報が錯綜することのないよう十分に留意する。 広報担当者は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に必要写真の収集、撮影に努める。 2 広報の内容 災害発生後の各時期において広報する内容は次のとおりである。 (1)災害発生直後 ・災害対策本部に関する事項 ・安否情報	広報担当区分	責任者	担当者	連絡方法	住民担当	総務課長	安全対策班長	広報車、 <u>サイレン</u> 、防災行政無線、 <u>FM あおぞら</u> 、インターネット、パソコン通信等	報道機関担当	企画財政課長	企画班長	電話、文書	防災関係機関担当	総務課長	安全対策班長	有線電話、無線電話、防災行政無線	庁舎内担当	総務課長	安全対策班長	庁舎内放送、庁舎内電話、文書	事前措置等の担当	総務課長	安全対策班長	電話、文書	機関名	電話番号	連絡責任者	亘理警察署	<u>0223-34-2111</u>	総務課長	<u>亘理地区消防本部</u> 東北電力(株)岩沼営業所	<u>0223-34-1155</u> <u>0223-23-5615</u>	
広報担当区分	責任者	担当者	連絡方法																																																																	
住民担当	総務課長	安全対策班長	広報車、 <u>チャイム</u> 、防災行政無線、 <u>屋外拡声装置</u> 、インターネットパソコン通信等																																																																	
報道機関担当	企画財政課長	企画班長	電話、文書																																																																	
防災関係機関担当	総務課長	安全対策班長	有線電話、無線電話、防災行政無線																																																																	
庁舎内担当	総務課長	安全対策班長	庁舎内放送、庁舎内電話、文書																																																																	
事前措置等の担当	総務課長	安全対策班長	電話、文書																																																																	
機関名	電話番号	連絡責任者																																																																		
亘理警察署	34-2111	総務課長																																																																		
<u>亘理地区行政事務組合</u> <u>亘理消防署</u>	34-1155																																																																			
東北電力(株)岩沼営業所	<u>22-2527</u>																																																																			
広報担当区分	責任者	担当者	連絡方法																																																																	
住民担当	総務課長	安全対策班長	広報車、 <u>サイレン</u> 、防災行政無線、 <u>FM あおぞら</u> 、インターネット、パソコン通信等																																																																	
報道機関担当	企画財政課長	企画班長	電話、文書																																																																	
防災関係機関担当	総務課長	安全対策班長	有線電話、無線電話、防災行政無線																																																																	
庁舎内担当	総務課長	安全対策班長	庁舎内放送、庁舎内電話、文書																																																																	
事前措置等の担当	総務課長	安全対策班長	電話、文書																																																																	
機関名	電話番号	連絡責任者																																																																		
亘理警察署	<u>0223-34-2111</u>	総務課長																																																																		
<u>亘理地区消防本部</u> 東北電力(株)岩沼営業所	<u>0223-34-1155</u> <u>0223-23-5615</u>																																																																			

第3章 災害応急対策

修正前（ <u>震災対策編</u> ）	修正後（ <u>地震対策編</u> ）	備考
・被害区域及び被害状況 ・避難（勧告、指示、場所等）に関する情報 ・医療救護所の開設等救急、医療に関する情報、防疫に関する情報 ・豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報（降雨量については、時間雨量のほか累積雨量についても広報する） ・緊急通行路の確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報 ・自主防災組織に対する活動実施要領 ・出火防止等の呼びかけ ・津波等に関する情報 ・町ホームページへの掲載 (2) 生活再開時 ・ライフラインの被害状況 ・生活支援（食料、飲料水等の供給）に関する情報 ・保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報 ・道路における危険防止および交通の円滑化に関する情報 ・被災地域及び避難場所等における犯罪予防等、民心安定のための情報 ・相談窓口の設置に関する情報 ・ボランティアの受け入れ情報 (3) 復興期 ・保健衛生、ライフライン、交通施設等復旧に関する情報 ・被災者に対する援助、助成措置（特別融資、緊急融資、税の減免等）に関する情報 3 広報の方法 広報にあたっては、以下のようなさまざまな手段により行う。 (1) 防災行政無線 <u>(2) 屋外拡声装置</u> (3) 広報車 (4) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関 (5) 広報紙 (6) チラシ、パンフレット等 (7) 避難所への企画班の派遣 (8) 自主防災組織を通じての連絡	・被害区域及び被害状況 ・避難（勧告、指示、場所等）に関する情報 ・医療救護所の開設等救急、医療に関する情報、防疫に関する情報 ・豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報（降雨量については、時間雨量のほか累積雨量についても広報する） ・緊急交通路の確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報 ・自主防災組織に対する活動実施要領 ・出火防止等の呼びかけ ・津波等に関する情報 ・町ホームページへの掲載 (2) 生活再開時 ・ライフラインの被害状況 ・生活支援（食料、飲料水等の供給）に関する情報 ・保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報 ・道路における危険防止および交通の円滑化に関する情報 ・被災地域及び避難場所等における犯罪予防等、民心安定のための情報 ・相談窓口の設置に関する情報 ・ボランティアの受け入れ情報 (3) 復興期 ・保健衛生、ライフライン、交通施設等復旧に関する情報 ・被災者に対する援助、助成措置（特別融資、緊急融資、税の減免等）に関する情報 3 広報の方法 広報にあたっては、以下のようなさまざまな手段により行う。 (1) 防災行政無線 <u>(2)</u> 広報車 (3) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関 <u>(4)</u> 広報紙 <u>(5)</u> チラシ、パンフレット等 <u>(6)</u> 避難所への企画班の派遣 <u>(7)</u> 自主防災組織を通じての連絡	字句修正

第3章 災害応急対策

修正前（ <u>震災対策編</u> ）	修正後（ <u>地震対策編</u> ）	備考
(9)インターネット、パソコン通信等 なお、障害者や高齢者等、及び日本語の理解が十分でない外国人等への広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。 【報道機関への広報】 災害対策法第57条に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、テレビ、ラジオ等の報道機関へ広報を依頼する。 報道機関関係者との記者会見等は、災害対策本部で行う。	(8) インターネット、パソコン通信等 (9) <u>携帯メールや緊急速報メール</u> (10) <u>亘理町臨時災害放送局 FMあおぞら</u> なお、障害者や高齢者等、及び日本語の理解が十分でない外国人等への広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。 【報道機関への広報】 災害対策<u>基本</u>法第57条に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、テレビ、ラジオ等の報道機関へ広報を依頼する。 報道機関関係者との記者会見等は、災害対策本部で行う。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第1節 防災活動体制(全課) 町は災害が発生する恐れのあるとき、又は災害が発生したときには、あらかじめ定められた体制を迅速に整え、各機関が連携して効果的な応急活動を行う。また、災害の状況に応じて、柔軟に体制を運用する。 第1 配備体制 災害が発生する恐れのある場合、又は災害が発生した場合は、その状況に応じて、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。 災害対策本部を設置した際、局地的な被害等の状況によって本部長が特に必要と認める場合は、現地災害対策本部を設置する。 各本部の設置については、「第1編第2章第9節 職員の配備体制」に記載しているとおりである。 第2 動員体制 1 職員等の動員 各職員は、あらかじめ定められた配備基準に基づき、配備体制につく。また、現地災害対策本部が設置された場合は、災害の状況に応じて人員を配置するとともに、被害状況を把握するため、職員を派遣する。 更には、各地区の状況を把握するため、行政区長又は消防団長による情報調査連絡員を配置する。(これら情報の収集・伝達方法の詳細は「第1編第3章第2節 災害情報の収集・伝達体制」に記載しているとおり)災害応急・復旧活動が長期化する見込みの時は、職員が交	第3節 防災活動体制 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>全課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>各防災関係機関</td></tr></table> 第1 目的 町は災害が発生する恐れのあるとき、又は災害が発生したときには、あらかじめ定められた体制を迅速に整え、各機関が連携して効果的な応急活動を行う。また、災害の状況に応じて、柔軟に体制を運用する。 また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。 第2 配備体制 災害が発生する恐れのある場合、又は災害が発生した場合は、その状況に応じて、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。 災害対策本部を設置した際、局地的な被害等の状況によって本部長が特に必要と認める場合は、現地災害対策本部を設置する。 各本部の設置については、「第1編第2章第15節 職員の配備体制」に記載しているとおりである。 第3 動員体制 1 職員等の動員 各職員は、あらかじめ定められた配備基準に基づき、配備体制につく。また、現地災害対策本部が設置された場合は、災害の状況に応じて人員を配置するとともに、被害状況を把握するため、職員を派遣する。 更には、各地区の状況を把握するため、行政区長又は消防団長による情報調査連絡員を配置する。(これら情報の収集・伝達方法の詳細は「第1編第3章第1節 情報の収集・伝達」に記載しているとおり)災害応急・復旧活動が長期化する見込みの時は、職員が交代できる体	主な実施担当	全課	防災関係機関等	各防災関係機関	防災基本計画の反映
主な実施担当	全課					
防災関係機関等	各防災関係機関					

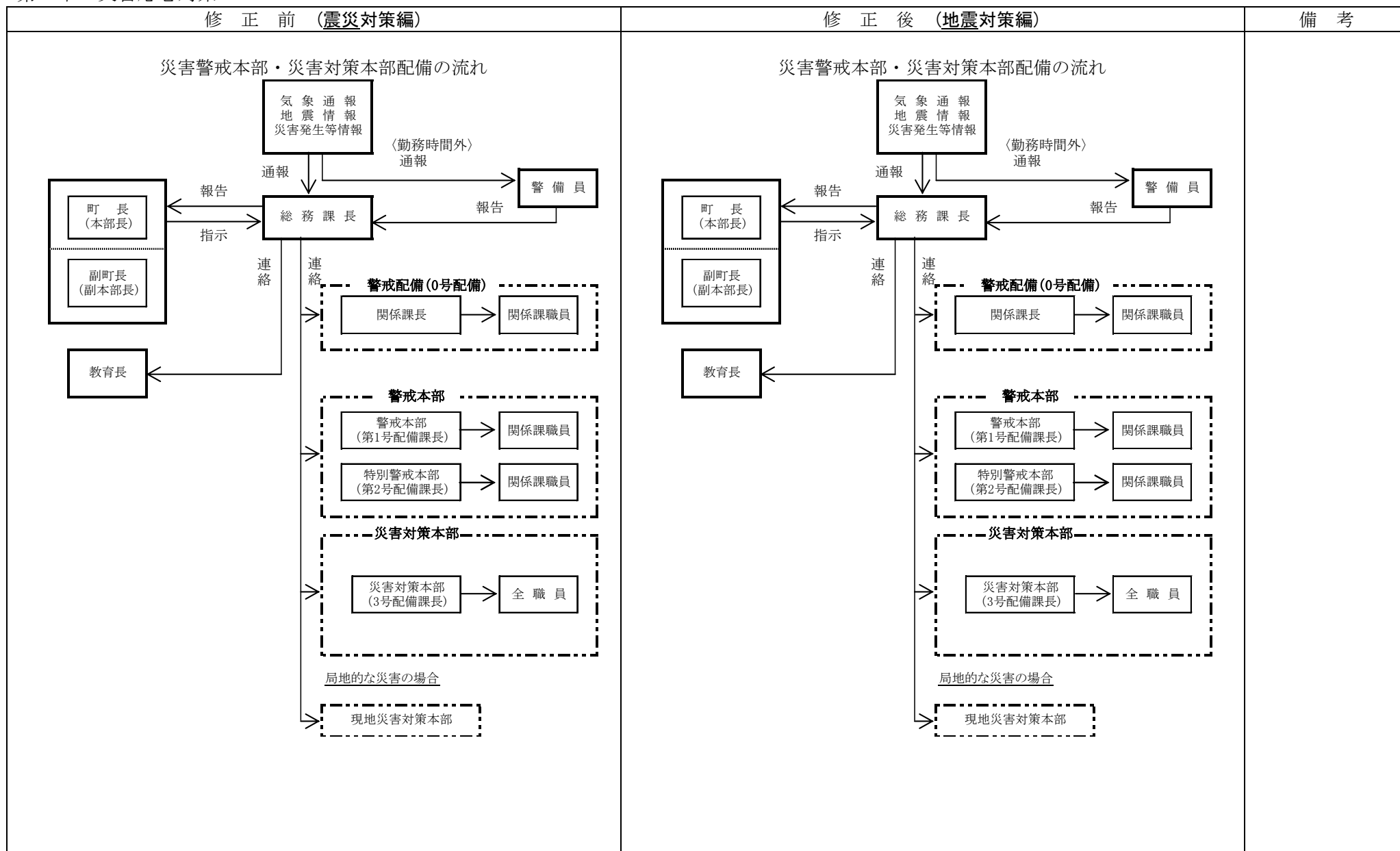
第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
代できる体制を整える。 第3 災害警戒本部の運用 1 災害警戒本部の設置場所 災害警戒本部は、役場内に設置する。 2 災害警戒本部の所掌事務 災害警戒本部の所掌する主な事務は次のとおりである。 ・気象、地震等の情報収集、伝達 ・各地区の被害状況の把握 ・住民の不安を除くために必要な広報 ・その他 第4 災害対策本部の運用 1 本部設置場所 災害対策本部は、役場内に設置するが、役場が被災により機能しない場合は、災害の状況に応じて他の公共施設等へ設置する。(詳細は「第1編第2章第11節 防災活動拠点等の整備」に記載しているとおり) 2 本部員会議 本部長、副本部長及び本部員は、本部会議を開き、災害対策に関する重要事項を協議し、措置を講じる。 本部会議は本部長が召集する。本部長が不在の場合は、副本部長(副町長)、総務課長の順に指揮をとる。 被災等によりすべての本部員が招集できないとき、又は会議を招集する時間がないときは、本部長、副本部長の判断により対応策を講じる。 3 災害対策本部の所掌事務 災害対策本部の所掌する主な事務は次のとおりである。 ・気象予報等その他災害応急対策に必要な情報の収集、伝達 ・各地区の被害状況の把握 ・住民の不安を除くために必要な広報 ・消防、水防その他応急措置 ・被災者の救助、救護、その他の保護 ・施設、設備の応急復旧	制を整える。 第4 災害警戒本部の運用 1 災害警戒本部の設置場所 災害警戒本部は、役場内に設置する。 2 災害警戒本部の所掌事務 災害警戒本部の所掌する主な事務は次のとおりである。 ・気象、地震等の情報収集、伝達 ・各地区の被害状況の把握 ・住民の不安を除くために必要な広報 ・その他 第5 災害対策本部の運用 1 本部設置場所 災害対策本部は、役場内に設置するが、役場が被災により機能しない場合は、災害の状況に応じて他の公共施設等へ設置する。(詳細は「第1編第2章第16節 防災活動拠点等の整備」に記載しているとおり) 2 本部員会議 本部長、副本部長及び本部員は、本部会議を開き、災害対策に関する重要事項を協議し、措置を講じる。 本部会議は本部長が召集する。本部長が不在の場合は、副本部長(副町長)、総務課長の順に指揮をとる。 被災等によりすべての本部員が招集できないとき、又は会議を招集する時間がないときは、本部長、副本部長の判断により対応策を講じる。 3 災害対策本部の所掌事務 災害対策本部の所掌する主な事務は次のとおりである。 ・気象予報等その他災害応急対策に必要な情報の収集、伝達 ・各地区の被害状況の把握 ・住民の不安を除くために必要な広報 ・消防、水防その他応急措置 ・被災者の救助、救護、その他の保護 ・施設、設備の応急復旧	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
・防疫その他の保健衛生 ・避難の勧告、指示 ・被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給 ・応急仮設住宅の供給 ・県への報告、要請 ・県との災害応急対策関連事項についての連携 ・他市町村への応援要請 ・知事への自衛隊派遣要請の依頼 ・自主防災組織、行政区長等との連携及び指導 ・その他必要な災害応急対策の実施 4 現地災害対策本部 局地的な災害が発生した場合、又は災害対策本部（役場）とは別に、他の場所に本部機能を設置した方が応急対策がとりやすい場合は、現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部は、被災現地の状況を把握し、本部との連絡を取り合い、現地における指令塔として応急対策を指揮するとともに、災害対策本部へ必要な人員、資機材等を要請する。	・防疫その他の保健衛生 ・避難の勧告、指示 ・被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給 ・応急仮設住宅の供給 ・県への報告、要請 ・県との災害応急対策関連事項についての連携 ・他市町村への応援要請 ・知事への自衛隊派遣要請の依頼 ・自主防災組織、行政区長等との連携及び指導 ・その他必要な災害応急対策の実施 4 現地災害対策本部 局地的な災害が発生した場合、又は災害対策本部（役場）とは別に、他の場所に本部機能を設置した方が応急対策がとりやすい場合は、現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部は、被災現地の状況を把握し、本部との連絡を取り合い、現地における指令塔として応急対策を指揮するとともに、災害対策本部へ必要な人員、資機材等を要請する。	

第3章 災害応急対策



第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
災害対策本部編成図 本部会議 ■非常配備体制の基準・内容等（平成19年3月現在） <省略>	災害対策本部編成図 本部会議 ■非常配備体制の基準・内容等（平成19年3月現在） <省略>	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
<u>第5</u> 災害救助法が適用された場合の体制 災害救助法が適用された場合、実施は知事の委任事務であるが、必要に応じ職権の一部を町長に委任することができる（詳細は「第1編第3章第4節 災害救助法の適用」に記載しているとおり）。 <u>第6</u> 応援要請 町長は、災害の状況等に応じて、応援協定を締結している市町村へ応援を依頼する（詳細は「第1編第3章第11節 相互応援活動」に記載しているとおり）。 <u>第7</u> 自衛隊の派遣要請 町長は、災害の状況等に応じて、知事へ自衛隊派遣要請を依頼する（詳細は「第1編第3章第10節 自衛隊の災害派遣」に記載しているとおり）。 <u>第8</u> 警察の活動 互理警察署長は、重大な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、非常招集の規定に基づき警察官を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集、被災者の救出、救助活動等所定の災害警備活動を行う。また、町災害対策本部に警察官を派遣し、被害情報、活動状況等の情報交換、活動状況等の検討を行う。 <u>第9</u> 消防機関の活動 1 消防本部の活動 消防本部は、非常招集の規定に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。 その後、速やかに被害情報の収集活動、被害者等の救出、救助活動等所定の活動を行う。消防本部は、町災害対策本部、警察署等関係機関と連絡を密にして、効果的な災害応急活動を行う。 2 消防団の活動 町は、消防団員を非常召集するため災害の種別・規模等に応じた召	<u>第6</u> 災害救助法が適用された場合の体制 災害救助法が適用された場合、実施は知事の委任事務であるが、必要に応じ職権の一部を町長に委任することができる（詳細は「第1編第3章第5節 災害救助法の適用」に記載しているとおり）。 <u>第7</u> 応援要請 町長は、災害の状況等に応じて、応援協定を締結している市町村へ応援を依頼する（詳細は「第1編第3章第4節 相互応援活動」に記載しているとおり）。 <u>第8</u> 自衛隊の派遣要請 町長は、災害の状況等に応じて、知事へ自衛隊派遣要請を依頼する（詳細は「第1編第3章第6節 自衛隊の災害派遣」に記載しているとおり）。 <u>第9</u> 警察の活動 互理警察署長は、重大な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、非常招集の規定に基づき警察官を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集、被災者の救出、救助活動等所定の災害警備活動を行う。また、町災害対策本部に警察官を派遣し、被害情報、活動状況等の情報交換、活動状況等の検討を行う。 <u>また、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町、業界団体等に必要</u> <u>な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</u> <u>第10</u> 消防機関の活動 1 消防本部の活動 消防本部は、非常招集の規定に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。 その後、速やかに被害情報の収集活動、被害者等の救出、救助活動等所定の活動を行う。<u>また、町災害対策本部、警察署等関係機関と連絡を密にして、効果的な災害応急活動を行う。</u> 2 消防団の活動 町は、消防団員を非常召集するため災害の種別・規模等に応じた召	防災基本計画の反映

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
召集の規定を定める。消防団は、災害等に関する情報の収集を行うとともに、原則として消防長又は消防署長の指揮下に入り、消防職員と協力して出火<u>防止</u>、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。 また、消防活動が終了した場合には、町災害対策本部長の指示により災害応急活動を行う。 第10 防災関係機関の活動 防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を招集し、速やかに対処する。この際、各々の機関の本社(本部)、関係者等にも情報提供、応援要請を行う等、迅速かつ広範囲な活動体制に入る。 第11 関係機関の連携 災害が発生した際、又は発生する恐れのある場合、町長は県、関係機関等と密接に連絡を取り合い、必要な対策を講じる。各機関から派遣される職員との打ち合わせや調整等は、災害対策本部が行う。 災害対策本部を設置した時は、速やかに県へ連絡する。 町内に、県による現地災害対策本部が設置されたときには、連携を密にして円滑な応急対策を推進する。	集の規定を定める。消防団は、災害等に関する情報の収集を行うとともに、原則として消防長又は消防署長の指揮下に入り、消防職員と協力して出火<u>警戒</u>、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。 また、消防活動が終了した場合には、町災害対策本部長の指示により災害応急活動を行う。 第11 防災関係機関の活動 防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を招集し、速やかに対処する。この際、各々の機関の本社（本部）、関係者等にも情報提供、応援要請を行う等、迅速かつ広範囲な活動体制に入る。 第12 関係機関の連携 災害が発生した際、又は発生する恐れのある場合、町長は県、関係機関等と密接に連絡を取り合い、必要な対策を講じる。各機関から派遣される職員との打ち合わせや調整等は、災害対策本部が行う。 災害対策本部を設置した時は、速やかに県へ連絡する。 町内に、県による現地災害対策本部が設置されたときには、連携を密にして円滑な応急対策を推進する。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 （震災対策編）	修 正 後 （地震対策編）	備 考				
第 1 1 節 相互応援活動 <u>実施機関及び担当業務</u> ・災害が発生したときの各防災機関との連絡、応援活動の要請は町長が行う。 ・各機関との連絡調整は総務課が行う。 ・亘理消防署、亘理警察署は、相互に連携し災害時の応急対策を行う。 第 1 相互応援活動(町長、総務課) 1 県への応援要請 町長は、町及び防災機関等による応急活動だけでは防災力が不足するときは、知事へ応援を要請する。 2 相互応援協定 「第 1 編第 2 章第 12 節相互応援体制の整備」に掲げた相互応援協定に基づき、応援要請及び応援を行う。 応援の要請に当たっては、次の事項を明確にした文書で行う。ただし、緊急を要する場合は口頭<u>または</u>電話等で要請し、その後速やかに文書を送付する。 〔連絡事項〕 ・災害の状況及び応援を必要とする理由 ・応援を要請する区域 ・応援を必要とする期間、人員 ・応援又は応援措置事項その他参考となるべき事項 近隣市町及び協定を締結している市町村で災害が発生した場合、	第 4 節 相互応援活動 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>総務課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>仙台地方振興事務所、亘理地区消防本部、亘理警察署</td></tr></table> 第 1 目 的 <u>大規模な災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町以外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。</u> 第 2 相互応援活動 1 県への応援要請 町長は、町及び防災機関等による応急活動だけでは防災力が不足するときは、知事へ応援を要請する。 2 相互応援協定 「第 1 編第 2 章第 17 節相互応援体制の整備」に掲げた相互応援協定に基づき、応援要請及び応援を行う。 応援の要請に当たっては、次の事項を明確にした文書で行う。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を送付する。 〔連絡事項〕 ・災害の状況及び応援を必要とする理由 ・応援を要請する区域 ・応援を必要とする期間、人員 ・応援又は応援措置事項その他参考となるべき事項 近隣市町及び協定を締結している市町村で災害が発生した場合、被	主な実施担当	総務課	防災関係機関等	仙台地方振興事務所、亘理地区消防本部、亘理警察署	防災基本計画の反映
主な実施担当	総務課					
防災関係機関等	仙台地方振興事務所、亘理地区消防本部、亘理警察署					

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
被災市町村が応援要請を行えない状況になっていることも勘案し、町は自ら災害情報の収集に努め、必要がある場合には応援要請を待たずに応援部隊の自主派遣を行う。 町長は、知事又は指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保について応援を求められたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な対策を講じる。 3 他の市町村長との相互応援 町長は、応援協定を締結していない他の市町村に応援を要請する必要があると認めるときは、県による市町村間調整のもと、応援を依頼する。 応援を求められた場合は、必要に応じ県が行う市町村間調整に留意するとともに応援体制を整え、必要な応援を行う。 応援にかかる費用は、原則として受援者側とする。 4 県への情報伝達 他の市町村から応援を受けることになった場合は、その旨知事に連絡する。 <u>第2 消防相互応援活動（町長、総務課）</u> 大規模災害等により、消防本部のみでは災害の防御が困難なときは、亘理地区行政事務組合管理者は、「宮城県広域消防相互応援協定」等に基づき応援要請を行う。 亘理地区行政事務組合管理者は、他の消防機関の長に対し必要な事項を明らかにして文書により応援を要請するが、緊急を要し、文書のやり取りができないときは口頭で要請し、事後速やかに文書を送付する。また、連絡班等の受入れ体制を整備する。 <u>第3 緊急消防援助隊の応援活動（町長、総務課）</u> 大規模災害等による被災者の救援活動のため、他都道府県からの応援が必要な場合、町長は知事へ緊急消防援助隊による応援を要請する。 ＊緊急消防援助隊とは、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、各都道府県で編成された全国規模の組織。 <u>第4 広域緊急援助隊の応援活動（町長、総務課）</u>	災市町村が応援要請を行えない状況になっていることも勘案し、町は自ら災害情報の収集に努め、必要がある場合には応援要請を待たずに応援部隊の自主派遣を行う。 町長は、知事又は指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保について応援を求められたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な対策を講じる。 3 他の市町村長との相互応援 町長は、応援協定を締結していない他の市町村に応援を要請する必要があると認めるときは、県による市町村間調整のもと、応援を依頼する。 応援を求められた場合は、必要に応じ県が行う市町村間調整に留意するとともに応援体制を整え、必要な応援を行う。 応援にかかる費用は、原則として受援者側とする。 4 県への情報伝達 他の市町村から応援を受けることになった場合は、その旨知事に連絡する。 <u>第3 消防相互応援活動</u> 大規模災害等により、消防本部のみでは災害の防御が困難なときは、亘理地区行政事務組合管理者は、「宮城県広域消防相互応援協定」等に基づき応援要請を行う。 亘理地区行政事務組合管理者は、他の消防機関の長に対し必要な事項を明らかにして文書により応援を要請するが、緊急を要し、文書のやり取りができないときは口頭で要請し、事後速やかに文書を送付する。また、連絡班等の受入れ体制を整備する。 <u>第4 緊急消防援助隊の応援活動</u> 大規模災害等による被災者の救援活動のため、他都道府県からの応援が必要な場合、町長は知事へ緊急消防援助隊による応援を要請する。 ＊緊急消防援助隊とは、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、各都道府県で編成された全国規模の組織。 <u>第5 広域緊急援助隊の応援活動</u>	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
亙理警察署長は、被災者の救助、緊急交通路の確保等のため応援が必要と認められるときは、警察本部に対し、調整に基づき広域緊急援助隊の派遣要請等の措置をとる。 ＊広域緊急援助隊とは、大規模な災害発生、又はその恐れのある場合に、都道府県の枠を超えて被害情報・交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保等の活動を行う組織。 第5 応援部隊等の受け入れ 総務課は、他の市町村からの応援部隊に対して、受け入れ場所を設置し、運営にあたる。	亙理警察署長は、被災者の救助、緊急交通路の確保等のため応援が必要と認められるときは、警察本部に対し、調整に基づき広域緊急援助隊の派遣要請等の措置をとる。 ＊広域緊急援助隊とは、大規模な災害発生、又はその恐れのある場合に、都道府県の枠を超えて被害情報・交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保等の活動を行う組織。 第6 応援部隊等の受入れ 総務課は、他の市町村からの応援部隊に対して、受入れ場所を設置し、運営にあたる。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第4節 災害救助法の適用(保健福祉課)	第5節 災害救助法の適用					
	<table><tr><td>主な実施担当</td><td>福祉課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>宮城県</td></tr></table>	主な実施担当	福祉課	防災関係機関等	宮城県	
主な実施担当	福祉課					
防災関係機関等	宮城県					
町は、大規模な災害の発生により災害救助法が適用された場合に実施する応急救助について定め、被災者の保護を図る。	第1 目的 町は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合に実施する応急救助について定め、被災者の保護を図る。					
第1 災害救助法実施の手続き 町長は、災害救助法の適用の必要があると認めたときは、知事に対しその旨要請する。 知事は、町長の要請に基づき厚生労働省と協議し、必要があると認めたときは災害救助法を適用し、速やかに町長へ連絡する。 災害救助法の実施は、知事に全面的に委任されているが、知事は救助を迅速に行うため必要があるときは、救助の実施に関する権限に属する事務の一部を町長に委任することができる。	第2 災害救助法実施の手続き 町長は、災害救助法の適用の必要があると認めたときは、知事に対しその旨要請する。 知事は、町長の要請に基づき厚生労働省と協議し、必要があると認めたときは災害救助法を適用し、速やかに町長へ連絡する。 災害救助法の実施は、知事に全面的に委任されているが、知事は救助を迅速に行うため必要があるときは、救助の実施に関する権限に属する事務の一部を町長に委任することができる。					
第2 災害救助法の適用基準 本町における災害救助法の適用基準は次のとおりである。 1 町内の減失世帯数が60世帯以上のとき(本町の人口は平成17年の国勢調査で35,128人→町の人口が30,000人以上50,000人未満の場合に該当) *減失世帯…全壊(焼)、流出等により住家が減失した世帯を標準とし、住家が半壊(焼)する等著しく損傷した世帯については、減失世帯の2分の1、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯については、減失世帯の3分の1とみなす。 2 県内の被害世帯が2,000世帯以上で、かつ町内減失世帯数が30世帯以上に達したとき(①と同様、町の人口が30,000人以上50,000人未満の場合に該当)。 3 県内の被害世帯が9,000世帯以上で、町内の被害世帯数が多数に及び、その被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。	第3 災害救助法の適用基準 本町における災害救助法の適用基準は次のとおりである。 1 町内の減失世帯数が60世帯以上のとき(本町の人口は平成22年の国勢調査で34,845人→町の人口が30,000人以上50,000人未満の場合に該当) *減失世帯…全壊(焼)、流出等により住家が減失した世帯を標準とし、住家が半壊(焼)する等著しく損傷した世帯については、減失世帯の2分の1、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯については、減失世帯の3分の1とみなす。 2 県内の被害世帯が2,000世帯以上で、かつ町内減失世帯数が30世帯以上に達したとき(1と同様、町の人口が30,000人以上50,000人未満の場合に該当)。 3 県内の被害世帯が9,000世帯以上で、町内の被害世帯数が多数に及び、その被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。					

第3章 災害応急対策

修 正 前 （震災対策編）						修 正 後 （地震対策編）						備 考																										
災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害に遭った者の救護が著しく困難な場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合。 * 多数とは、町の救護活動では対応しきれない程度の被害であり、被害の態様（緩慢であるか急激であるか、死傷者が生じたかどうか等）や周囲の状況に応じて判断される。													災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害に遭った者の救護が著しく困難な場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合。 * 多数とは、町の救護活動では対応しきれない程度の被害であり、被害の態様（緩慢であるか急激であるか、死傷者が生じたかどうか等）や周囲の状況に応じて判断される。																									
第3 救助の種類													第4 救助の種類																									
* 昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号厚生事務次官通知、最終改正平成 18 年 6 月 7 日法律第 53 号													* 昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号厚生事務次官通知、最終改正平成 18 年 6 月 7 日法律第 53 号																									
表 挿入 〈省略〉													表 挿入 〈省略〉																									
第4 救助の実施報告													第5 救助の実施報告																									
1 救助の実施状況の報告													1 救助の実施状況の報告																									
災害対策本部各部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助について、保健福祉課に報告する。													災害対策本部各部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助について、福祉課に報告する。																									
保健福祉課は、各部からの救助実施状況等を取りまとめ、宮城県保健福祉総務課に報告する。													福祉課は、各部からの救助実施状況等を取りまとめ、宮城県保健福祉総務課に報告する。																									
2 報告の内容													2 報告の内容																									
報告の内容及びその時期は次のとおりとする。（報告様式は資料編（77～106 頁、「救助の実施状況の報告様式」）参照）													報告の内容及びその時期は次のとおりとする。（報告様式は資料編（77～106 頁、「救助の実施状況の報告様式」）参照）																									
<table><tr><td>区分</td><td>報告を必要とする 災害の程度等</td><td>報告の内容</td><td>方法</td><td>報告時期</td><td>備考</td></tr></table>													区分	報告を必要とする 災害の程度等	報告の内容	方法	報告時期	備考	<table><tr><td>区分</td><td>報告を必要とする 災害の程度等</td><td>報告の内容</td><td>方法</td><td>報告時期</td><td>備考</td></tr></table>													区分	報告を必要とする 災害の程度等	報告の内容	方法	報告時期	備考	
区分	報告を必要とする 災害の程度等	報告の内容	方法	報告時期	備考																																	
区分	報告を必要とする 災害の程度等	報告の内容	方法	報告時期	備考																																	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)						修 正 後 (地震対策編)						備 考
発生報告	ア災害救助法の適用が明確な場合 イ災害救助法の適用が見込まれる場合	ア災害発生の日及び地域名 イ災害の原因 ウ調査班の派遣状況及び調査完了時刻 エ発生時の被害状況及び法適用該当の有無 オすでにとつた措置及びとらうとする措置	[迅速に] ア電話 イFAX ウ無線 エメール	発生後可及的速やかに報告	発生報告に被害状況調査(様式1の2)を添付する。	発生報告	ア災害救助法の適用が明確な場合 イ災害救助法の適用が見込まれる場合	ア災害発生の日及び地域名 イ災害の原因 ウ調査班の派遣状況及び調査完了時刻 エ発生時の被害状況及び法適用該当の有無 オすでにとつた措置及びとらうとする措置	[迅速に] ア電話 イFAX ウ無線 エメール	発生後可及的速やかに報告	発生報告に被害状況調査(様式1の2)を添付する。	
中間報告	ア災害救助法適用市町村の指定が完了した場合	ア上記発生報告のア～オまでの内容の変更 イ救助の実施状況報告 ウ救助の種類別実施状況(日報) エ災害救助費概算額調	[具体的に] ア電話 イ文書 ウメール	法適用後救助の実施期間中毎日報告する	中間報告に被害状況調(様式1の2)、救助の種類実施状況報告(様式:災害報告)、救助日報(様式1の3)、災害救助費概算額調(様式2)を添付する。	中間報告	ア災害救助法適用市町村の指定が完了した場合	ア上記発生報告のア～オまでの内容の変更 イ救助の実施状況報告 ウ救助の種類別実施状況(日報) エ災害救助費概算額調	[具体的に] ア電話 イ文書 ウメール	法適用後救助の実施期間中毎日報告する	中間報告に被害状況調(様式1の2)、救助の種類実施状況報告(様式:災害報告)、救助日報(様式1の3)、災害救助費概算額調(様式2)を添付する。	
確定報告	ア災害救助法による応急救助が完了した場合	ア発生報告、中間報告のすべてが確定した状況 イその他必要と認められる全般的な内容	[正確に] ア文書	応急救助が完了したのちできる限り早い時期	確定報告に中間報告添付書類の確定版を添付する。	確定報告	ア災害救助法による応急救助が完了した場合	ア発生報告、中間報告のすべてが確定した状況 イその他必要と認められる全般的な内容	[正確に] ア文書	応急救助が完了したのちできる限り早い時期	確定報告に中間報告添付書類の確定版を添付する。	

3 救助費用の精算

災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、保健福祉課が知事に対して行うが、各部は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び実施した救助の費用にかかる関係書類を整備保存しておく。(報告様式は資料編(77～106 頁、「救助の実施状況の報告様式」)参照)

第5 実施の方法

第3 章の該当各章・各節で定める方法により実施する。

第6 救助の実施の委任

知事は、災害救助法第30 条の規定に基づき、次の救助の実施を町長に

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3 救助費用の精算

災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、福祉課が知事に対して行うが、各部は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び実施した救助の費用にかかる関係書類を整備保存しておく。(報告様式は資料編(77～106 頁、「救助の実施状況の報告様式」)参照)

第6 救助の実施の委任

知事は、災害救助法第30 条の規定に基づき、次の救助の実施を町長に

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
委任することができる。同法施行令第23条の規定に基づき委任を通知した場合において、町長は、当該事務を行わなければならない。 ・ 収容施設（応急仮設住宅については原則として県が設置。規模により委任有り。）の供与 ・ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ・ 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ・ 医療及び助産 ・ 被災者の救出 ・ 被災住宅の応急修理 ・ 学用品の給与 ・ 埋葬 ・ <u>死体の捜索及び処理</u> ・ 障害物の除去	委任することができる。同法施行令第23条の規定に基づき委任を通知した場合において、町長は、当該事務を行わなければならない。 ・ 収容施設（応急仮設住宅については原則として県が設置。規模により委任有り。）の供与 ・ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ・ 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ・ 医療及び助産 ・ 被災者の救出 ・ 被災住宅の応急修理 ・ 学用品の給与 ・ 埋葬 ・ <u>遺体の捜索及び処理</u> ・ <u>障害物の除去</u> ・ <u>応急救助のための輸送</u> ・ <u>応急救助のための賃金職員雇上費</u>	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第10節 自衛隊の災害派遣 災害に際し、人命又は財産の保護のため、とくに必要と認められる場合に、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請について定める。 <u>実施機関及び担当業務</u> ・ 自衛隊の災害派遣要請にかかる手続き等は町長が行う。 ・ 連絡調整は総務課が行う。 第1 災害派遣要請の基準(町長、総務課) 1 町長の要請による派遣 町長は、災害が発生し、又は発生する恐れがあり、人命及び財産を保護する必要があると認められるときは、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。町長不在のときは副町長が代行する。 2 自衛隊の自主派遣 大規模な災害等により、救護に急を要し、町長の要請を待ついとまがない場合は、自衛隊指定部隊等の長は、自らの判断により部隊の派遣を行う。その場合の判断基準は次のとおりとする。 (1)災害に際し、関係機関に対して情報を提供するため、自衛隊自ら情報収集を行う必要があるとき。 (2)災害に際し、知事が災害派遣要請を行うことができない場合 ・ 緊急事態により、町長から直接派遣要請を受け、直ちに救援の必要があるとき。 ・ 通信の途絶等により、知事及び町長と連絡がとれず、直ちに救援の必要があるとき。 (3)航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、人命救助に関するもの。 (4)その他	第6節 自衛隊の災害派遣 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>総務課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>宮城県、自衛隊</td></tr></table> 第1 目的 災害に際し、人命又は財産の保護のため、とくに必要と認められる場合に、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請について定める。 第2 災害派遣要請の基準 1 町長の要請による派遣 町長は、災害が発生し、又は発生する恐れがあり、人命及び財産を保護する必要があると認められるときは、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。町長不在のときは副町長が代行する。 2 自衛隊の自主派遣 大規模な災害等により、救護に急を要し、町長の要請を待ついとまがない場合は、自衛隊指定部隊等の長は、自らの判断により部隊の派遣を行う。その場合の判断基準は次のとおりとする。 (1)災害に際し、関係機関に対して情報を提供するため、自衛隊自ら情報収集を行う必要があるとき。 (2)災害に際し、知事が災害派遣要請を行うことができない場合 ・ 緊急事態により、町長から直接派遣要請を受け、直ちに救援の必要があるとき。 ・ 通信の途絶等により、知事及び町長と連絡がとれず、直ちに救援の必要があるとき。 (3)航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、人命救助に関するもの。 (4)その他	主な実施担当	総務課	防災関係機関等	宮城県、自衛隊	
主な実施担当	総務課					
防災関係機関等	宮城県、自衛隊					

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
自主派遣の後に、知事又は町長から要請があった場合は、その時点からその要請に基づく救援活動を実施する。 <u>第2 要請の手続き（総務課）</u> 1 要請連絡先 自衛隊の災害派遣要請の連絡先は、知事（総務部）とする。 2 要請方法 派遣要請は、災害派遣要請書（資料編（110 頁、「自衛隊の災害派遣依頼」）参照）により行う。但し、緊急の場合は口頭又は電信、電話により要請し、事後速やかに文書で提出する。文書には次の事項を明らかにする。 (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由 (2) 派遣を必要とする期間 (3) 派遣を希望する人員、車両、航空機等の概数 (4) 派遣を希望する区域及び活動内容 (5) その他必要な事項（宿泊、給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援に必要な資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無等） 〔派遣要請系統図〕 <u>第3 自衛隊との連絡（総務課）</u> 自衛隊の派遣が決定されたとき、自衛隊は町災害対策本部に連絡調整員を派遣し、町との協力体制を確立する。 連絡調整員は、町及び関係機関（警察、消防等）と、被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡調整を行う。また、町は災害対策本部に連絡調整員を受け入れ、必要に応じて本部会議への出席を要請する。	自主派遣の後に、知事又は町長から要請があった場合は、その時点からその要請に基づく救援活動を実施する。 <u>第3 要請の手続き</u> 1 要請連絡先 自衛隊の災害派遣要請の連絡先は、知事（総務部）とする。 2 要請方法 派遣要請は、災害派遣要請書（資料編（110 頁、「自衛隊の災害派遣依頼」）参照）により行う。但し、緊急の場合は口頭又は電信、電話により要請し、事後速やかに文書で提出する。文書には次の事項を明らかにする。 (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由 (2) 派遣を必要とする期間 (3) 派遣を希望する人員、車両、航空機等の概数 (4) 派遣を希望する区域及び活動内容 (5) その他必要な事項（宿泊、給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援に必要な資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無等） 〔派遣要請系統図〕 <u>第4 自衛隊との連絡</u> 自衛隊の派遣が決定されたとき、自衛隊は町災害対策本部に連絡調整員を派遣し、町との協力体制を確立する。 連絡調整員は、町及び関係機関（警察、消防等）と、被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡調整を行う。また、町は災害対策本部に連絡調整員を受け入れ、必要に応じて本部会議への出席を要請する。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
第4 派遣部隊の活動内容(総務課) 1 活動内容 部隊派遣時に実施する活動内容は、災害の状況その他により異なるが、概ね次のとおりとする。 (1)被害状況の把握 (2)避難の援助 (3)遭難者等の救出・救助及び搜索活動 (4)水防活動 (5)消防活動の支援 (6)道路又は水路の啓開 (7)応急医療、救護及び防疫 (8)人員及び物資の緊急輸送 (9)炊飯及び給水 (10)援助物資の無償貸付又は譲与 (11)危険物の保安及び除去 (12)その他 2 派遣を命ぜられた自衛官の権限 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしているとき、その場に町長又は町長の委任を受けた町職員、警察官等がない場合は、次の権限を行使できる。 (1)警戒区域の指定及び立入り制限・禁止・退去の命令 (2)個人の土地や建物等を一時使用し、又は土石、竹木等を使用・収用すること (3)応急措置の実施に支障となる被災工作物等の除去 (4)住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させること (5)通行禁止区域等における緊急通行車両の通行確保のための措置 上記の権限を行使した場合、事後速やかに町長へ通知する。 その措置に伴う補償等については、法令の定めるところによる。 第5 派遣部隊の受入れ体制(総務課) 町長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、下記の事項について派遣部隊の受入れ体制を準備する。 1 派遣部隊の人数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認 2 派遣部隊との連絡調整者の決定	第5 派遣部隊の活動内容 1 活動内容 部隊派遣時に実施する活動内容は、災害の状況その他により異なるが、概ね次のとおりとする。 (1) 被害状況の把握 (2) 避難の援助 (3) 遭難者等の救出・救助及び搜索活動 (4) 水防活動 (5) 消防活動の支援 (6) 道路又は水路の啓開 (7) 応急医療、救護及び防疫 (8) 人員及び物資の緊急輸送 (9) 炊飯及び給水 (10)援助物資の無償貸付又は譲与 (11)危険物の保安及び除去 (12)その他 2 派遣を命ぜられた自衛官の権限 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしているとき、その場に町長又は町長の委任を受けた町職員、警察官等がない場合は、次の権限を行使できる。 (1) 警戒区域の指定及び立入り制限・禁止・退去の命令 (2) 個人の土地や建物等を一時使用し、又は土石、竹木等を使用・収用すること (3) 応急措置の実施に支障となる被災工作物等の除去 (4) 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させること (5) 通行禁止区域等における緊急通行車両の通行確保のための措置 上記の権限を行使した場合、事後速やかに町長へ通知する。 その措置に伴う補償等については、法令の定めるところによる。 第6 派遣部隊の受入れ体制 町長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、下記の事項について派遣部隊の受入れ体制を準備する。 1 派遣部隊の人数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認	

第3章 災害応急対策

修 正 前（震災対策編）	修 正 後（地震対策編）	備 考																																																																																																																																										
3 宿舎又は宿営地及び宿営に関する物資の準備 4 使用資機材の準備 5 車両駐車場所、ヘリコプター発着場所の選定 6 その他必要な事項 車両の駐車場所は次のとおりとし、被災状況に応じてこの他適当な場所を指定する。 <table><tr><th>駐車地区</th><th>所在地</th><th>面積</th></tr><tr><td>亘理公園野球場</td><td>逢隈鹿島字寺前南</td><td>90×100</td></tr><tr><td>割山採取場跡地</td><td>字北猿田</td><td>150×200</td></tr></table> ヘリコプター発着場所を次のとおり定めておくものとする。 ヘリポート適地調査表 <table><tr><th>ヘリポート 適地の名称</th><th>所在地</th><th>施設管 理者</th><th>電話 番号</th><th>施設 規模</th><th>地 積</th><th>用途</th><th>水利</th></tr><tr><td>亘理町立亘理中学校</td><td>亘理町字沼頭 1</td><td>学校長</td><td>0223 (34) 1400</td><td>大型</td><td>130 × 90</td><td>一般 林野</td><td>プール</td></tr><tr><td>〃 荒浜 中学校</td><td>〃 荒浜字真 木倉 70-5</td><td>〃</td><td>(35) 2425</td><td>中型</td><td>100 × 75</td><td>一般</td><td>〃</td></tr><tr><td>〃 吉田 中学校</td><td>〃 吉田字松 元 238</td><td>〃</td><td>(36) 2022</td><td>大型</td><td>100 × 100</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>〃 逢隈 中学校</td><td>〃 逢隈牛袋 字南西河原 15</td><td>〃</td><td>(34) 1557</td><td>中型</td><td>100 × 75</td><td>一般 林野</td><td>防火水槽 フル</td></tr><tr><td>吉田宮前野 球場</td><td>〃 吉田字宮 前地内</td><td>教育長</td><td>(34) 1111</td><td>中型</td><td>100 × 90</td><td>〃</td><td>消火栓ブ ニル</td></tr><tr><td>あぶくま公 園野球場</td><td>〃 逢隈田沢 字下川前地先</td><td>〃</td><td>(34) 1111</td><td>車型</td><td>100 × 100</td><td>〃</td><td>河川</td></tr><tr><td colspan="2">計 6 箇所</td><td colspan="6"></td></tr></table>	駐車地区	所在地	面積	亘理公園野球場	逢隈鹿島字寺前南	90×100	割山採取場跡地	字北猿田	150×200	ヘリポート 適地の名称	所在地	施設管 理者	電話 番号	施設 規模	地 積	用途	水利	亘理町立亘理中学校	亘理町字沼頭 1	学校長	0223 (34) 1400	大型	130 × 90	一般 林野	プール	〃 荒浜 中学校	〃 荒浜字真 木倉 70-5	〃	(35) 2425	中型	100 × 75	一般	〃	〃 吉田 中学校	〃 吉田字松 元 238	〃	(36) 2022	大型	100 × 100	〃	〃	〃 逢隈 中学校	〃 逢隈牛袋 字南西河原 15	〃	(34) 1557	中型	100 × 75	一般 林野	防火水槽 フル	吉田宮前野 球場	〃 吉田字宮 前地内	教育長	(34) 1111	中型	100 × 90	〃	消火栓ブ ニル	あぶくま公 園野球場	〃 逢隈田沢 字下川前地先	〃	(34) 1111	車型	100 × 100	〃	河川	計 6 箇所								2 派遣部隊との連絡調整者の決定 3 宿舎又は宿営地及び宿営に関する物資の準備 4 使用資機材の準備 5 車両駐車場所、ヘリコプター発着場所の選定 6 その他必要な事項 車両の駐車場所は次のとおりとし、被災状況に応じてこの他適当な場所を指定する。 <table><tr><th>駐車地区</th><th>所在地</th><th>面積</th></tr><tr><td>亘理公園野球場</td><td>逢隈鹿島字寺前南</td><td>90×100</td></tr><tr><td>割山採取場跡地</td><td>字北猿田</td><td>150×200</td></tr></table> ヘリコプター発着場所を次のとおり定めておくものとする。 ヘリポート適地調査表 <table><tr><th>ヘリポート 適地の名称</th><th>所在地</th><th>施設管 理者</th><th>電話 番号</th><th>施設 規模</th><th>地 積</th><th>用途</th><th>水利</th></tr><tr><td>亘理町立亘理中学校</td><td>亘理町字沼頭 1</td><td>学校長</td><td>0223 (34) 1400</td><td>大型</td><td>130 × 90</td><td>一般 林野</td><td>プール</td></tr><tr><td>〃 荒浜 中学校</td><td>〃 荒浜字真 木倉 70-5</td><td>〃</td><td>(35) 2425</td><td>中型</td><td>100 × 75</td><td>一般</td><td>〃</td></tr><tr><td>〃 吉田 中学校</td><td>〃 吉田字松 元 238</td><td>〃</td><td>(36) 2022</td><td>大型</td><td>100 × 100</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>〃 逢隈 中学校</td><td>〃 逢隈牛袋 字南西河原 15</td><td>〃</td><td>(34) 1557</td><td>中型</td><td>100 × 75</td><td>一般 林野</td><td>防火水槽 フル</td></tr><tr><td>あぶくま公 園野球場</td><td>〃 逢隈田沢 字下川前地先</td><td>〃</td><td>(34) 1111</td><td>車型</td><td>100 × 100</td><td>〃</td><td>河川</td></tr><tr><td colspan="2">計 5 箇所</td><td colspan="6"></td></tr></table>	駐車地区	所在地	面積	亘理公園野球場	逢隈鹿島字寺前南	90×100	割山採取場跡地	字北猿田	150×200	ヘリポート 適地の名称	所在地	施設管 理者	電話 番号	施設 規模	地 積	用途	水利	亘理町立亘理中学校	亘理町字沼頭 1	学校長	0223 (34) 1400	大型	130 × 90	一般 林野	プール	〃 荒浜 中学校	〃 荒浜字真 木倉 70-5	〃	(35) 2425	中型	100 × 75	一般	〃	〃 吉田 中学校	〃 吉田字松 元 238	〃	(36) 2022	大型	100 × 100	〃	〃	〃 逢隈 中学校	〃 逢隈牛袋 字南西河原 15	〃	(34) 1557	中型	100 × 75	一般 林野	防火水槽 フル	あぶくま公 園野球場	〃 逢隈田沢 字下川前地先	〃	(34) 1111	車型	100 × 100	〃	河川	計 5 箇所								
駐車地区	所在地	面積																																																																																																																																										
亘理公園野球場	逢隈鹿島字寺前南	90×100																																																																																																																																										
割山採取場跡地	字北猿田	150×200																																																																																																																																										
ヘリポート 適地の名称	所在地	施設管 理者	電話 番号	施設 規模	地 積	用途	水利																																																																																																																																					
亘理町立亘理中学校	亘理町字沼頭 1	学校長	0223 (34) 1400	大型	130 × 90	一般 林野	プール																																																																																																																																					
〃 荒浜 中学校	〃 荒浜字真 木倉 70-5	〃	(35) 2425	中型	100 × 75	一般	〃																																																																																																																																					
〃 吉田 中学校	〃 吉田字松 元 238	〃	(36) 2022	大型	100 × 100	〃	〃																																																																																																																																					
〃 逢隈 中学校	〃 逢隈牛袋 字南西河原 15	〃	(34) 1557	中型	100 × 75	一般 林野	防火水槽 フル																																																																																																																																					
吉田宮前野 球場	〃 吉田字宮 前地内	教育長	(34) 1111	中型	100 × 90	〃	消火栓ブ ニル																																																																																																																																					
あぶくま公 園野球場	〃 逢隈田沢 字下川前地先	〃	(34) 1111	車型	100 × 100	〃	河川																																																																																																																																					
計 6 箇所																																																																																																																																												
駐車地区	所在地	面積																																																																																																																																										
亘理公園野球場	逢隈鹿島字寺前南	90×100																																																																																																																																										
割山採取場跡地	字北猿田	150×200																																																																																																																																										
ヘリポート 適地の名称	所在地	施設管 理者	電話 番号	施設 規模	地 積	用途	水利																																																																																																																																					
亘理町立亘理中学校	亘理町字沼頭 1	学校長	0223 (34) 1400	大型	130 × 90	一般 林野	プール																																																																																																																																					
〃 荒浜 中学校	〃 荒浜字真 木倉 70-5	〃	(35) 2425	中型	100 × 75	一般	〃																																																																																																																																					
〃 吉田 中学校	〃 吉田字松 元 238	〃	(36) 2022	大型	100 × 100	〃	〃																																																																																																																																					
〃 逢隈 中学校	〃 逢隈牛袋 字南西河原 15	〃	(34) 1557	中型	100 × 75	一般 林野	防火水槽 フル																																																																																																																																					
あぶくま公 園野球場	〃 逢隈田沢 字下川前地先	〃	(34) 1111	車型	100 × 100	〃	河川																																																																																																																																					
計 5 箇所																																																																																																																																												

第3章 災害応急対策

修正前（ <u>震災対策編</u> ）	修正後（ <u>地震対策編</u> ）	備考
<u>第6 派遣部隊の撤収（総務課）</u> 町長は、他の機関をもって対処できるようになり、派遣部隊の救援を要しない状態になったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し撤収について知事等に要請する。 撤収要請は、とりあえず電話等をもって報告した後、速やかに文書（資料編（111 頁、「自衛隊の災害派遣 自衛隊の派遣部隊の撤収依頼」）参照）をもって要請（提出）する。 災害派遣部隊の長は、知事等からの撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整のうえ、派遣部隊を撤収する。 <u>第7 経費の負担（総務課）</u> 災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用したとき等は、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担するものとし、細部については、その都度災害派遣命令者と協議して定める。町が負担する経費は、次のとおりとする。 ・派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借り上げ料、電話設置費及び通話料 ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借り上げ料 ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等 ・派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借り上げ又は修理費 ・無作為による損害の補償 ・その他協議により決定したもの	<u>第7 派遣部隊の撤収</u> 町長は、他の機関をもって対処できるようになり、派遣部隊の救援を要しない状態になったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し撤収について知事等に要請する。 撤収要請は、とりあえず電話等をもって報告した後、速やかに文書（資料編（111 頁、「自衛隊の災害派遣 自衛隊の派遣部隊の撤収依頼」）参照）をもって要請（提出）する。 災害派遣部隊の長は、知事等からの撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整のうえ、派遣部隊を撤収する。 <u>第8 経費の負担</u> 災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用したとき等は、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と協議して定める。町が負担する経費は、次のとおりとする。 ・派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借り上げ料、電話設置費及び通話料 ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借り上げ料 ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等 ・派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借り上げ又は修理費 ・無作為による損害の補償 ・その他協議により決定したもの	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第5節 救急・救助活動(総務課、消防本部) 災害時には多数の負傷者等が出る恐れがあるため、町は警察署や消防署等の関係機関だけではなく住民等あらゆる人々の協力により救急・救出活動を行う。 実施機関及び担当業務 ・罹災者の救急、救出は、消防署や警察署等関係機関の協力のもと町長が行う。 ・救出、救助活動及び関係機関等との連絡調整は総務課が行う。 第1 町の活動 救急、救助活動は次の要領で行う。 1 救出対象 災害のために生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者。 2 救出期間 災害発生の日から 3 日以内(4 日以後は死体の捜索として扱う)に完了する。ただし、特に必要がある場合は延長できる。 3 救出班の編成 救出班は、町職員、消防職員、消防団員、自主防災組織及び地区住民等により編成し、警察署の救出班と連携するとともに災害の規模、救出対象者数、救出範囲、その他の事情に応じ要員を確保する。 4 関係機関との協力 陸上における救出活動を実施する場合は、警察署その他の関係機関と直ちに連絡をとり、人員等が不足する場合は県等へ応援を要請する。 救出に際しては、負傷者の救護等が円滑に行われるよう、事前に関	第7節 救急・救助活動 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>総務課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>亘理地区消防本部、亘理警察署、医療関係機関、その他防災関係機関</td></tr></table> 第1 目的 大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町は警察署や消防署等の関係機関だけではなく住民等あらゆる人々の協力により救急・救出活動を行う。 第2 町の活動 救急、救助活動は次の要領で行う。 1 救出対象 災害のために生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者。 2 救出期間 災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の捜索として扱う）に完了する。ただし、特に必要がある場合は延長できる。 3 救出班の編成 救出班は、町職員、消防職員、消防団員、自主防災組織及び地区住民等により編成し、警察署の救出班と連携するとともに災害の規模、救出対象者数、救出範囲、その他の事情に応じ要員を確保する。 4 関係機関との協力 陸上における救出活動を実施する場合は、警察署その他の関係機関と直ちに連絡をとり、人員等が不足する場合は県等へ応援を要請する。 救出に際しては、負傷者の救護等が円滑に行われるよう、事前に関	主な実施担当	総務課	防災関係機関等	亘理地区消防本部、亘理警察署、医療関係機関、その他防災関係機関	宮城県地域防災計画の反映
主な実施担当	総務課					
防災関係機関等	亘理地区消防本部、亘理警察署、医療関係機関、その他防災関係機関					

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
関係機関及び亘理郡医師会と緊密な連絡をとる。 5 救出資機材の調達 救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。資機材が不足する場合は、県等へ応援を要請する。 6 費用 救出に要する費用の範囲、額等は災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。 第2 警察の活動 1 救出、救助が必要なものを発見した場合又は同様の通報があった場合は、救助関係機関と連携協力して、救出、救助活動を行う。 2 被害状況により機動隊等災害警備部隊を出動させる。 3 警察官及び応援機動隊員等により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。 第3 消防機関の活動 1 亘理消防署 (1)消防本部、町消防団及び関係機関と緊密に情報交換を行いながら、救急救助活動を実施する。 (2)救急救命士及び高度救命処置用資機材等を活用し、効率的な活動に努める。 (3)大規模災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、関係機関と密接に連携をとり、適切な対応に努める。 2 消防団 亘理消防署と密接に連絡をとり、救出救助活動と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。 第4 ヘリコプターによる救助・救急搬送 町及び消防関係機関、警察等の活動だけでは救助、救急活動が追いつかず緊急を要するとき、又は陸上交通が困難なときは、町は知事に対し県の防災ヘリコプターの派遣を要請するとともに、ヘリポート等の受け入れ体制を整える。	係機関及び亘理郡医師会と緊密な連絡をとる。 5 救出資機材の調達 救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。資機材が不足する場合は、県等へ応援を要請する。 6 費用 救出に要する費用の範囲、額等は災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。 第3 警察の活動 1 救出、救助が必要なものを発見した場合又は同様の通報があった場合は、救助関係機関と連携協力して、救出、救助活動を行う。 2 被害状況により機動隊等災害警備部隊を出動させる。 3 警察官及び応援機動隊員等により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。 第4 消防機関の活動 1 亘理地区消防本部 (1)亘理地区消防本部、町消防団及び関係機関と緊密に情報交換を行いながら、救急救助活動を実施する。 (2)救急救命士及び高度救命処置用資機材等を活用し、効率的な活動に努める。 (3)大規模災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、関係機関と密接に連携をとり、適切な対応に努める。 2 消防団 亘理地区消防本部と密接に連絡をとり、救出救助活動と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。 第5 ヘリコプターによる救助・救急搬送 町及び消防関係機関、警察等の活動だけでは救助、救急活動が追いつかず緊急を要するとき、又は陸上交通が困難なときは、町は知事に対し県の防災ヘリコプターの派遣を要請するとともに、ヘリポート等の受け入れ体制を整える。	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考																								
<u>第5 住民及び自主防災組織等の活動</u> 住民及び自主防災組織等は、在住地及び担当地区において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認した時には、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、次の機関のいずれかに連絡する。 救 出 活 動 の 連 絡 先 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>担当者</th><th>電話番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亘理町役場</td><td>総務課</td><td>34-1111</td></tr> <tr> <td>亘理警察署</td><td>警備課</td><td>34-2111</td></tr> <tr> <td>亘理消防署</td><td>通信指令室</td><td>34-1155</td></tr> </tbody> </table> 人員や機材が不足する場合は、町災害対策本部へ速やかに連絡する。 警察、消防職員の行う救急、救助活動に積極的に協力し、その他取るべき行動について町、警察、消防職員の指示を仰ぐ。	機関名	担当者	電話番号	亘理町役場	総務課	34-1111	亘理警察署	警備課	34-2111	亘理消防署	通信指令室	34-1155	<u>第6 住民及び自主防災組織等の活動</u> 住民及び自主防災組織等は、在住地及び担当地区において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認した時には、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、次の機関のいずれかに連絡する。 救 出 活 動 の 連 絡 先 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>担当者</th><th>電話番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亘理町役場</td><td>総務課</td><td><u>0223</u>-34-1111</td></tr> <tr> <td>亘理警察署</td><td>警備課</td><td><u>0223</u>-34-2111</td></tr> <tr> <td><u>亘理地区消防本部</u></td><td>通信指令室</td><td><u>0223</u>-34-1155</td></tr> </tbody> </table> 人員や機材が不足する場合は、町災害対策本部へ速やかに連絡する。 警察、消防職員の行う救急、救助活動に積極的に協力し、その他取るべき行動について町、警察、消防職員の指示を仰ぐ。 <u>第7 惨事ストレス対策</u> <u>救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。</u> <u>また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。</u>	機関名	担当者	電話番号	亘理町役場	総務課	<u>0223</u> -34-1111	亘理警察署	警備課	<u>0223</u> -34-2111	<u>亘理地区消防本部</u>	通信指令室	<u>0223</u> -34-1155	防災基本計画の反映
機関名	担当者	電話番号																								
亘理町役場	総務課	34-1111																								
亘理警察署	警備課	34-2111																								
亘理消防署	通信指令室	34-1155																								
機関名	担当者	電話番号																								
亘理町役場	総務課	<u>0223</u> -34-1111																								
亘理警察署	警備課	<u>0223</u> -34-2111																								
<u>亘理地区消防本部</u>	通信指令室	<u>0223</u> -34-1155																								

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第6節 医療救護活動(保健福祉課) 災害発生により多数の負傷者等が発生したとき、町は関係機関等の協力のもと、迅速な医療救護活動を実施する。 実施機関及び担当業務 ・負傷者等に対する医療救護の応急措置は、関係機関の協力を得て町が行う。 ・医療救護活動の担当は、保健福祉課とする。 第1 医療救護の実施要領(保健福祉課) 1 医療救護の対象者(災害救助法を適用した場合に順ずる) ・医療救護の対象者は、応急的な医療を必要とするにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者とする。 ・助産の対象者は、災害発生の日の前後 7 日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者とする。 2 医療救護の範囲 ・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護 ・助産(分娩介助等) 3 医療救護の期間 ・医療・・・災害発生の日から原則として 14 日以内とする。 ・助産・・・分娩した日から 7 日以内とする。 4 医療救護班の編成	第8節 医療救護活動 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>福祉課、健康推進課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>塩釜保健所、亘理郡医師会、日本赤十字社宮城県支部、岩沼薬剤師会、医療関係機関</td></tr></table> 第1 目的 大規模な災害の発生時には、同時に多数の負傷者が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、町及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。 第2 医療救護の実施要領 1 医療救護の対象者(災害救助法を適用した場合に順ずる) ・医療救護の対象者は、応急的な医療を必要とするにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者とする。 ・助産の対象者は、災害発生の日の前後 7 日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者とする。 2 医療救護の範囲 ・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護 ・助産(分娩介助等) 3 医療救護の期間 ・医療・・・災害発生の日から原則として 14 日以内とする。 ・助産・・・分娩した日から 7 日以内とする。 4 医療救護班の編成	主な実施担当	福祉課、健康推進課	防災関係機関等	塩釜保健所、亘理郡医師会、日本赤十字社宮城県支部、岩沼薬剤師会、医療関係機関	宮城県地域防災計画の反映
主な実施担当	福祉課、健康推進課					
防災関係機関等	塩釜保健所、亘理郡医師会、日本赤十字社宮城県支部、岩沼薬剤師会、医療関係機関					

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
・災害により多数の負傷者が発生し、通常の医療体制では対応しきれないときは、亘理郡医師会に要請し、医療救護班(医師1名、看護師2名、町職員1名)を編成する。緊急を要する場合は、最寄りの病院又は診療所に搬送し治療を行う。 ・救護班は、使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。 ・救護班が不足する場合は、日赤救護班及び県医療救護班の応援を要請し、その場合には町の医療救護班を含めて編成する。 ・救護班は、負傷者の救護にあたるため、次の活動を重点的に行う。 イ 負傷者の傷病の程度判定(トリアージの実施) ロ 重傷者の応急手当及び中等症者に対する処置 ハ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 ニ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療 ホ 助産活動 ヘ <u>死体の検案</u> ト 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への収容状況等の報告 5 他機関等との連携 医療救護班及び町内の医療機関で対応できない患者については、トリアージ(重症度緊急度選別)により、災害拠点病院(基幹災害医療センター)及び地域災害医療センター)又は、他の医療機関へ救急隊により搬送する。 6 亘理郡医師会の活動 「災害時の医療救護に関する協定」に基づき、町長から援助の要請があったときは、亘理町災害時の医療体制マニュアルにより、医療救護班を編成し、町救護班と協力して医療救護活動を行う。 第2 情報の交換 大規模な災害にあつては、医療機関も被災していることが十分に予想される。したがって、町は亘理郡医師会及び町内医療機関等と密接に連絡を取り合い、患者を受け入れることのできる病院及び通行可能な道路等を的確に把握し、患者の速やかな搬送に努める。 また、大規模災害時等緊急を要する場合、町長は医療機関への搬送のため、県や警察、あるいは自衛隊等のヘリコプターの派遣を知事に要請する。 第3 医薬品、医療資機材の調達	・災害により多数の負傷者が発生し、通常の医療体制では対応しきれないときは、亘理郡医師会に要請し、医療救護班(医師1名、看護師2名、町職員1名)を編成する。緊急を要する場合は、最寄りの病院又は診療所に搬送し治療を行う。 ・医療救護班は、使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。 ・医療救護班が不足する場合は、日赤救護班及び県医療救護班の応援を要請し、その場合には町の医療救護班を含めて編成する。 ・医療救護班は、負傷者の救護にあたるため、次の活動を重点的に行う。 イ 負傷者の傷病の程度判定(トリアージの実施) ロ 重傷者の応急手当及び中等症者に対する処置 ハ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 ニ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療 ホ 助産活動 ヘ <u>遺体の検案</u> ト 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への収容状況等の報告 5 他機関等との連携 医療救護班及び町内の医療機関で対応できない患者については、トリアージ(重症度緊急度選別)により、災害拠点病院(基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院)又は、他の医療機関へ救急隊により搬送する。 6 亘理郡医師会の活動 「災害時の医療救護に関する協定」に基づき、町長から援助の要請があったときは、亘理町災害時の医療体制マニュアルにより、医療救護班を編成し、町医療救護班と協力して医療救護活動を行う。 第3 情報の交換 大規模な災害にあつては、医療機関も被災していることが十分に予想される。したがって、町は亘理郡医師会及び町内医療機関等と密接に連絡を取り合い、患者を受け入れることのできる病院及び通行可能な道路等を的確に把握し、患者の速やかな搬送に努める。 また、大規模災害時等緊急を要する場合、町長は医療機関への搬送のため、県や警察、あるいは自衛隊等のヘリコプターの派遣を知事に要請する。 第4 医薬品、医療資機材の調達	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
医療救護のために、必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、岩沼薬剤師会の協力により業者等から調達する。 ただし、被災によりこれらの業者から調達ができない場合は、知事又は近隣の市町長に斡旋を要請する。 <u>町外から送られてくる医薬品については、役場及び支所に保管し、状況に応じて救護所及び医療機関へ配布する。</u>	医療救護のために、必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、岩沼薬剤師会の協力により業者等から調達する。 ただし、被災によりこれらの業者から調達ができない場合は、知事又は近隣の市町長に斡旋を要請する。 第5 在宅要医療患者の医療救護体制 <u>1 町は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。</u> <u>2 町は、医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。</u> <u>3 町は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、患者の受入れの調整や資機材等について、県の支援により医療機関と連携し、透析医療の確保に努める。</u> <u>4 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて町災害対策本部に提供する。</u>	宮城県地域防災計画の反映

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第7節 消火活動(消防本部) 大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、県、町はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行うものとする。 第1 消火活動の基本 火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に初期消火及び延焼拡大防止の徹底について呼びかける。 1 震災消火活動の基本 消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。 (1)重要防ぎょ地区優先の原則 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。 (2)消火有効地域優先の原則 警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。 (3)市街地火災優先の原則 大量危険物製造、貯蔵、取り扱いを行う施設及び大工場等から出火	第9節 消火活動 <table><tr><td>主な実施担当</td><td></td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>亘理地区消防本部、その他防災関係機関</td></tr></table> 第1 目的 大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、県、町はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。 また、町は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な地震災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。 第2 消火活動の基本 火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に初期消火及び延焼拡大防止の徹底について呼びかける。 1 震災消火活動の基本 消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。	主な実施担当		防災関係機関等	亘理地区消防本部、その他防災関係機関	防災基本計画の反映
主な実施担当						
防災関係機関等	亘理地区消防本部、その他防災関係機関					

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。 <u>(4) 重要対象物優先の原則</u> <u>重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎよ上必要な消火活動を優先する。</u> <u>(5) 火災現場活動の原則</u> イ 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 ロ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。 ハ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。 ニ 災害の発生状況を確認したときは、町災害対策本部長(町長)に対し、速やかに報告する。 第2 消防機関の活動 1 消防本部の活動 消防長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡を取り、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防本部で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。 (1) 初期における情報収集体制 地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。 (2) 地震による火災の初期消火と延焼防止 地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮	(1) 火災現場活動の原則 イ 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 ロ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。 ハ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。 ニ 災害の発生状況を確認したときは、町災害対策本部長(町長)に対し、速やかに報告する。 第3 消防機関の活動 1 消防本部の活動 消防長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡を取り、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防本部で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。 (1) 初期における情報収集体制 地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。 (2) 地震による火災の初期消火と延焼防止 地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。 なお、災害によって、建築物の倒壊、<u>橋りょう</u>の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。 また、災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。 2 消防団の活動 消防団は、地震災害が発生した場合、町で定めている消防計画に基づき、消防長又は消防署長の指揮下に入り、消防職員と協力し次の活動を行う。 (1) 出火警戒活動 地震の発生により火災等の発生が予測される場合には、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の使用停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してのガス栓の閉止、分電盤ブレーカーの遮断等）を広報する。 停電後の通電時において、損壊家屋等からの出火警戒活動を行う。 (2) 消火活動 出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を優先した初期消火を行うとともに、消防長又は消防署長の指揮により消火活動を行う。 (3) 災害情報の収集伝達活動 町災害対策本部及び関係機関と相互に連絡をとり、災害情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。 (4) 救急救助活動 <u>亘理消防署</u>による防災活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。 (5) 避難誘導活動 避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関等と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。	初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。 (3) <u>道路通行障害時の対応</u> 災害によって、建築物の倒壊、<u>橋梁</u>の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。 (4) <u>消防水利の確保</u> 災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。 2 消防団の活動 消防団は、地震災害が発生した場合、町で定めている消防計画、<u>消防団安全管理マニュアル</u>に基づき、消防長又は消防署長の指揮下に入り、消防職員と協力し次の活動を行う。 (1) 出火警戒活動 地震の発生により火災等の発生が予測される場合には、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の使用停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してのガス栓の閉止、分電盤ブレーカーの遮断等）を広報する。 停電後の通電時において、損壊家屋等からの出火警戒活動を行う。 (2) 消火活動 出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を優先した初期消火を行うとともに、消防長又は消防署長の指揮により消火活動を行う。 (3) 災害情報の収集伝達活動 町災害対策本部及び関係機関と相互に連絡をとり、災害情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。 (4) 救急救助活動 <u>亘理地区消防本部</u>による防災活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。 (5) 避難誘導活動 避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関等と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
第3 事業所の活動 1 火災が発生した場合の措置 (1) 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防署へ通報する。 (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。 2 災害拡大防止措置 危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。 第4 自主防災組織の活動 自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には以下の活動を行う。 1 火気遮断の呼びかけ、点検等 各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。 2 初期消火活動 火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防署に通報する。 第5 町民の活動 1 火気の遮断 ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。 2 初期消火活動 火災が発生した場合に、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防署に通報する。	3 惨事ストレス対策 <u>救助・救急又は消火活動を実施する消防機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。</u> <u>また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。</u> 第4 事業所の活動 1 火災が発生した場合の措置 (1) 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防署へ通報する。 (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。 2 災害拡大防止措置 危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。 第5 自主防災組織の活動 自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には<u>身の安全が確保できる範囲内</u>で以下の活動を行う。 1 火気遮断の呼びかけ、点検等 各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。 2 初期消火活動 火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防署に通報する。 第6 町民の活動 1 火気の遮断 ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。 2 初期消火活動 火災が発生した場合に、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防署に通報する。	防災基本計画の反映

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
3 通電火災の防止 被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。	3 通電火災の防止 被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第8節 交通・輸送活動 (総務課、都市建設課、企画財政課、税務課) 町は、災害時に緊急輸送活動が円滑に行われるよう、交通規制等適切な処置を講ずる。 実施機関及び担当業務 ・交通規制等の措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な対策は町長が行う。 ・交通の危険を防止し、円滑な運営を図るための交通規制等の措置は道路管理者と亘理警察署長が連携をとりながら行う。 ・緊急輸送活動及び庁内の連絡担当は総務課とする。 第1 自動車運転者の措置 自動車運転中に災害が発生したときには、災害応急対策の妨げにならないよう、車を道端に駐車する。避難のために車両を使用しない、通行規制区間から車を移動する等、警察官の指示のもと、適切な行動をとる。 第2 交通規制 1 交通規制の基本方針 道路管理者、亘理警察署は、交通規制の実施にあたっては、次の	第10節 交通・輸送活動 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>総務課、都市建設課、企画財政課、税務課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>亘理警察署、自衛隊 東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼 国道維持出張所、 東日本高速道路株式会社東北支社</td></tr></table> 第1 目的 大規模な災害発生に際し、町民の生命の保全、町民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。 緊急輸送活動は、災害の発生防止、被害の拡大防止、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、防災関係機関と密接な連携を保ちながら、災害時に緊急輸送活動が円滑に行われるよう、交通規制等適切な処置を講ずる。 第2 自動車運転者の措置 自動車運転中に災害が発生したときには、災害応急対策の妨げにならないよう、車を道端に駐車する。避難のために車両を使用しない、通行規制区間から車を移動する等、警察官と避難誘導者の指示のもと、適切な行動をとる。 第3 交通規制 1 交通規制の基本方針 道路管理者、亘理警察署は、交通規制の実施にあたっては、次のよ	主な実施担当	総務課、都市建設課、企画財政課、税務課	防災関係機関等	亘理警察署、自衛隊 東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼 国道維持出張所、 東日本高速道路株式会社東北支社	宮城県地域防災計画の反映
主な実施担当	総務課、都市建設課、企画財政課、税務課					
防災関係機関等	亘理警察署、自衛隊 東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼 国道維持出張所、 東日本高速道路株式会社東北支社					

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
ような方針のもとに行う。 (1)被災地内における一般車両の走行抑制及び進入の禁止 (2)避難路、緊急輸送道路における一般車両の通行禁止、制限 2 危険箇所の把握 (1)道路の巡回調査 道路管理者は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路交通環境の巡回調査を行い、被害状況の把握に努め、応急復旧策を講じる。 (2)住民からの情報収集 住民等から、道路の被災状況等の情報収集に努める。 住民等が道路被害を発見したときは、都市建設課へ速やかに連絡するとともに、都市建設課は、入手した情報を各道路管理者へ連絡する。 3 交通安全確保のための交通規制 (1)互理警察署長の措置 災害の発生が予想され、又は発生したときは、直ちに所轄区域内の道路交通状況を調査し、必要がある場合は警察官が現地で指導するか、又は、道路標識等（道路交通法施行規則に定める標識）を表示し、交通規制を行う。 (2)道路管理者の措置 道路管理者は、道路の危険箇所を発見したときは通行を禁止、制限しながら迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。 4 緊急輸送のための交通規制 (1) 互理警察署長の措置 イ 互理警察署長は、県公安委員会が災害時における緊急輸送のための交通規制を行ったときは、互理警察署において緊急車両の確認及び標章等の交付を実施し、円滑な緊急輸送を図る。 ロ 緊急通行車両の運転手は、次の事項を申し出て確認を受ける。（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出する。） ・車両番号票に表示されている番号 ・車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名） ・使用者の住所、氏名 ・輸送日時	うな方針のもとに行う。 (1) 被災地内における一般車両の走行抑制及び進入の禁止 (2) 避難路、緊急輸送道路における一般車両の通行禁止、制限 2 危険箇所の把握 (1) 道路の巡回調査 道路管理者は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路交通環境の巡回調査を行い、被害状況の把握に努め、応急復旧策を講じる。 (2) 住民からの情報収集 住民等から、道路の被災状況等の情報収集に努める。 住民等が道路被害を発見したときは、都市建設課へ速やかに連絡するとともに、都市建設課は、入手した情報を各道路管理者へ連絡する。 3 交通安全確保のための交通規制 (1) 互理警察署長の措置 災害の発生が予想され、又は発生したときは、直ちに所轄区域内の道路交通状況を調査し、必要がある場合は警察官が現地で指導するか、又は、道路標識等（道路交通法施行規則に定める標識）を表示し、交通規制を行う。 (2) 道路管理者の措置 道路管理者は、道路の危険箇所を発見したときは通行を禁止、制限しながら迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。 4 緊急輸送のための交通規制 (1) 互理警察署長の措置 イ 互理警察署長は、県公安委員会が災害時における緊急輸送のための交通規制を行ったときは、互理警察署において緊急車両の確認及び標章等の交付を実施し、円滑な緊急輸送を図る。 ロ 緊急通行車両の運転手は、次の事項を申し出て確認を受ける。（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出する。） ・車両番号票に表示されている番号 ・車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名） ・使用者の住所、氏名 ・輸送日時	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
・輸送経路（出発地、経由地及び目的地名） ハ 確認にあたっては、けが人等を乗せた一般車両についても配慮する。 ニ その他参考事項 ・交通情報板、信号機等交通管制施設の機能回復を行う。 ・放置車両の撤去及び警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。 ・一般車両の運転者に対して車両の移動等の措置命令を行う。 (2) その他 警察官が現場にいない場合は、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防職員は、放置車両の撤去及び運転者に対する措置命令を行う。 第3 交通規制の連絡等 町長は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、各実施責任者と連携をとり、必要な措置を要請し、又は交通規制の措置を行う。 交通規制を行った実施責任者は、町長及び関係機関に対し、交通規制の目的、区域、措置事項等を連絡し、自動車の運転者、地域住民に周知徹底を図る等相互協力に努める。 第4 交通整理隊の編成 災害時に、各機関では交通の安全を確保できない場合、又は特に必要な場合は、警察署等関係機関の協議により交通整理隊を編成し、交通整理等を実施する。 交通指導隊、消防職員、関係機関の職員その他民間協力者により構成する。 所要人員等必要な事項は、その都度決定する。 第5 緊急輸送活動 災害が発生した際には、その状況に応じた適切な方法により、円滑な緊急輸送活動を行う。 実施機関及び担当業務 ・災害時における緊急輸送の確保は、<u>亘理警察署等関係機関と協力のうえ、町長が行う。</u> ・車両の確保、調達は、<u>企画財政課が行う。</u>	・輸送経路（出発地、経由地及び目的地名） ハ 確認にあたっては、けが人等を乗せた一般車両についても配慮する。 ニ その他参考事項 ・交通情報板、信号機等交通管制施設の機能回復を行う。 ・放置車両の撤去及び警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。 ・一般車両の運転者に対して車両の移動等の措置命令を行う。 (2) その他 警察官が現場にいない場合は、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防職員は、放置車両の撤去及び運転者に対する措置命令を行う。 第4 交通規制の連絡等 町長は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、各実施責任者と連携をとり、必要な措置を要請し、又は交通規制の措置を行う。 交通規制を行った実施責任者は、町長及び関係機関に対し、交通規制の目的、区域、措置事項等を連絡し、自動車の運転者、地域住民に周知徹底を図る等相互協力に努める。 第5 交通整理隊の編成 災害時に、各機関では交通の安全を確保できない場合、又は特に必要な場合は、警察署等関係機関の協議により交通整理隊を編成し、交通整理等を実施する。 交通指導隊、消防職員、関係機関の職員その他民間協力者により構成する。 所要人員等必要な事項は、その都度決定する。 第6 緊急輸送活動 災害が発生した際には、その状況に応じた適切な方法により、円滑な緊急輸送活動を行う。	

第3章 災害応急対策

修正前（ <u>震災対策編</u> ）	修正後（ <u>地震対策編</u> ）	備考
・輸送力の配分は税務課が行う。 ・燃料の手配は企画財政課が行う。 1 緊急輸送活動手段 (1) 輸送方法 災害発生時における輸送方法については、輸送人員、緊急物資、資材等の種類、数量及び道路や交通施設の被害状況等を勘案し、「第1編第2章第13節 緊急輸送活動対策」に掲げた町所有の車両及びその他の車両、鉄道、航空機、船舶、人力等の中から適切な方法により行う。 このほか、(社)宮城県トラック協会ヘトラック輸送の応援を要請する。 (2) 緊急輸送のための輸送 イ 緊急輸送活動の実施 次の場合に、緊急輸送活動を行う。 ・罹災者の避難 ・死体の搜索 ・医療及び助産 ・死体の処理(埋葬を除く) ・負傷者等の救出 ・応急活動対策要員の配置 ・食料、飲料水の供給 ・緊急性の高い施設の復旧 ・救援用物資輸送 ・その他 ロ 費用 輸送に要した費用は、各交通機関の通常の実費とし、原則として町が負担する。 ハ 期間 各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。 (3) 鉄道 災害の状況により、主に町外との間で物資、人員等を輸送するときは、東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)へ緊急輸送を要請する。 (4) 自衛隊ヘリコプターの要請方法 陸上、海上の一般交通が途絶し、緊急に航空機による輸送が必要となったときは、自衛隊航空機の確保要請を知事に依頼する。輸送要請を行うときには、次の事項を明らかにして行う。 イ 航空機使用の目的及びその状況 ロ 機種及び数量 ハ 期間及び活動内容	1 緊急輸送活動手段 (1) 輸送方法 災害発生時における輸送方法については、輸送人員、緊急物資、資材等の種類、数量及び道路や交通施設の被害状況等を勘案し、「第1編第2章第20節 緊急輸送体制の整備」に掲げた町所有の車両及びその他の車両、鉄道、航空機、船舶、人力等の中から適切な方法により行う。 このほか、(社)宮城県トラック協会ヘトラック輸送の応援を要請する。 (2) 緊急輸送のための輸送 イ 緊急輸送活動の実施 次の場合に、緊急輸送活動を行う。 ・罹災者の避難 ・遺体の搜索 ・医療及び助産 ・遺体の処理(埋葬を除く) ・負傷者等の救出 ・応急活動対策要員の配置 ・食料、飲料水の供給 ・緊急性の高い施設の復旧 ・救援用物資輸送 ・その他 ロ 費用 輸送に要した費用は、各交通機関の通常の実費とし、原則として町が負担する。 ハ 期間 各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。 (3) 鉄道 災害の状況により、主に町外との間で物資、人員等を輸送するときは、東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)へ緊急輸送を要請する。 (4) 自衛隊ヘリコプターの要請方法 陸上、海上の一般交通が途絶し、緊急に航空機による輸送が必要となったときは、自衛隊航空機の確保要請を知事に依頼する。輸送要請を行うときには、次の事項を明らかにして行う。 イ 航空機使用の目的及びその状況 ロ 機種及び数量 ハ 期間及び活動内容	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
ニ 発着地点又は目標地点 (5) 輸送の要請 町内で輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、知事又は隣接市町長に次の事項を明らかにして輸送の要請を行う。 イ 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量(重量を含む) ロ 輸送を必要とする区間 ハ 輸送の予定日時 ニ その他必要な事項 2 輸送力の配分 (1) 配分担当 輸送力の配分担当は税務課とする。 (2) 配分方法 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等必要な事項を明らかにし、税務課長に輸送力供給の要請を行う。 税務課長はその要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。 3 燃料の供給 自動車燃料を通常の方法で確保できない場合は、町内の協力業者へ緊急輸送車両用の燃料供給を要請する。これら業者との間での応援協定の締結を平常時より検討する。 燃料要請手配は、企画財政課が行う。	ニ 発着地点又は目標地点 (5) 輸送の要請 町内で輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、知事又は隣接市町長に次の事項を明らかにして輸送の要請を行う。 イ 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量(重量を含む) ロ 輸送を必要とする区間 ハ 輸送の予定日時 ニ その他必要な事項 2 輸送力の配分 (1) 配分担当 輸送力の配分担当は税務課とする。 (2) 配分方法 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等必要な事項を明らかにし、税務課長に輸送力供給の要請を行う。 税務課長はその要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。 3 燃料の供給 自動車燃料を通常の方法で確保できない場合は、町内の協力業者へ緊急輸送車両用の燃料供給を要請する。これら業者との間での応援協定の締結を平常時より検討する。 燃料要請手配は、企画財政課が行う。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 （震災対策編）	修 正 後 （地震対策編）	備 考				
第9節 ヘリコプターの活動(総務課) 大規模な災害発生時において、道路の損壊に加え、倒伏した電柱など道路上の支障物により道路交通の確保が困難となる場合、ヘリコプターを活用する。また初動期における被害情報の収集、負傷者や緊急輸送物資の搬送など、防災ヘリコプターの災害派遣の要請に関して定める。 第1 活動内容 想定されるヘリコプターの活動内容は次のとおりである。 ・ヘリコプターによる救出救助活動が必要な場合の救出救助活動 ・ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送 ・救援隊・医師等の人員搬送 ・被災地への救援物資の搬送 ・応急復旧用資機材等の搬送 ・住民に対する避難勧告等の広報活動 ・その他のヘリコプターにより対応すべき活動 第2 派遣要請 町長は次の要件を満たし、必要と判断した場合は知事に対し、県防災ヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。 ・災害等から住民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること ・緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合 ・ヘリコプター以外に適正な手段が無いこと 1 出動要請等 (1)出動要請	第11節 ヘリコプターの活動 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>総務課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>宮城県、自衛隊</td></tr></table> 第1 目的 大規模な災害発生時において、道路の損壊に加え、倒伏した電柱など道路上の支障物により道路交通の確保が困難となる場合、ヘリコプターを活用する。また初動期における被害情報の収集、負傷者や緊急輸送物資の搬送など、防災ヘリコプターの災害派遣の要請に関して定める。 第2 活動内容 想定されるヘリコプターの活動内容は次のとおりである。 ・救出救助活動 ・救急患者等の搬送 ・救援隊・医師等の人員搬送 ・被災地への救援物資の搬送 ・応急復旧用資機材等の搬送 ・住民に対する避難勧告等の広報活動 ・その他のヘリコプターにより対応すべき活動 第3 派遣要請 町長は次の要件を満たし、必要と判断した場合は知事に対し、県防災ヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。 ・災害等から住民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること ・緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合 ・ヘリコプター以外に適正な手段が無いこと 1 出動要請等 (1) 出動要請	主な実施担当	総務課	防災関係機関等	宮城県、自衛隊	字句修正
主な実施担当	総務課					
防災関係機関等	宮城県、自衛隊					

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
町長は、災害応急対策等の実施にあたり、ヘリコプターによる活動が必要と認められたときは、消防本部に対し、具体的な業務内容を示し、県にヘリコプターの出動要請を行うよう求める。 この場合において留意すべき事項は次のとおりとする。 イ 離着陸を伴う活動の場合は、離着陸場所の安全性、離着陸場までの陸上搬送路及び輸送手段が確保されていること。 ロ 物資投下等の場合は、投下等を行う場所の安全性が確保できること。 ハ 広報の場合は、広報の内容が明確になっていること。また、ヘリコプターの飛行音が地上で行う広報活動に、支障を及ぼさないと認められること。 (2) 県への応援要請 消防本部は、県知事に対して「宮城県広域航空消防応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。 (3) 仙台市への応援要請 消防本部は、仙台市消防局長に対して「宮城県内航空消防応援協定書」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。 <u>(4) 出 動</u> <u>県及び仙台市は、要請のあった活動内容について、緊急性、気象、離着陸場の状況、活動の効率性等からヘリコプターの出動の可否を決定する。</u> <u>県及び仙台市は、ヘリコプターの活動が適当と認めたときは、必要に応じてヘリコプターの運用調整を行い、出動するヘリコプターを決定する。</u> <u>県及び仙台市は、決定内容を要請先の消防本部に連絡する。</u> 第3 ヘリコプターの離着陸場 1 離着陸場の確保 町及び消防本部は、離着陸を伴うヘリコプター活動について、出動の決定があった場合には、安全性を第1として次により離着陸場を確保する。 (1) 離着陸場の選定 ヘリコプター離着陸場として、平坦(勾配4°～5°以下)であって、定められた無障害地帯(離着陸に障害とならない地域：資料編(107～	町長は、災害応急対策等の実施にあたり、ヘリコプターによる活動が必要と認められたときは、消防本部に対し、具体的な業務内容を示し、県にヘリコプターの出動要請を行うよう求める。 この場合において留意すべき事項は次のとおりとする。 イ 離着陸を伴う活動の場合は、離着陸場所の安全性、離着陸場までの陸上搬送路及び輸送手段が確保されていること。 ロ 物資投下等の場合は、投下等を行う場所の安全性が確保できること。 ハ 広報の場合は、広報の内容が明確になっていること。また、ヘリコプターの飛行音が地上で行う広報活動に、支障を及ぼさないと認められること。 (2) 県への応援要請 消防本部は、県知事に対して「宮城県広域航空消防応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。 (3) 仙台市への応援要請 消防本部は、仙台市消防局長に対して「宮城県内航空消防応援協定書」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。 第4 ヘリコプターの離着陸場 1 離着陸場の確保 町及び消防本部は、離着陸を伴うヘリコプター活動について、出動の決定があった場合には、安全性を第1として次により離着陸場を確保する。 (1) 離着陸場の選定 ヘリコプター離着陸場として、平坦(勾配4°～5°以下)であって、定められた無障害地帯(離着陸に障害とならない地域：資料編(107～	

第3章 災害応急対策

修 正 前（震災対策編）	修 正 後（地震対策編）	備 考																																																																	
109 頁、「ヘリコプター離着陸場の安全確保」参照）を確保できる場所を選定する。離着陸場の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知する。 なお、災害時の離着陸場として選定可能な候補地は次のとおりであり、実際の使用にあたっては、使用時の被災状況、ヘリコプターの活動内容により選定する。 イ 亘理町が適当と認める飛行場外離着陸場 <table><tr><th>発着場所</th><th>位置</th><th>所在地</th><th>面積</th><th>周囲の状況</th></tr><tr><td>亘理中学校</td><td>校庭</td><td>字沼頭 1</td><td>130×90</td><td>校舎・山林</td></tr><tr><td>荒浜中学校</td><td>〃</td><td>荒浜字東木倉 70-5</td><td>100×75</td><td>校舎・田</td></tr><tr><td>吉田中学校</td><td>〃</td><td>吉田字松元 238</td><td>100×100</td><td>校舎・畑</td></tr><tr><td>逢隈中学校</td><td>〃</td><td>逢隈牛袋字南西河原</td><td>100×75</td><td>校舎・畑</td></tr><tr><td>吉田宮前野球場</td><td>グラウンド</td><td>吉田字宮前地内</td><td>100×90</td><td>畑</td></tr><tr><td>あぶくま公園 野球場</td><td>〃</td><td>逢隈田沢字下川前 地内</td><td>100×100</td><td>畑</td></tr></table>	発着場所	位置	所在地	面積	周囲の状況	亘理中学校	校庭	字沼頭 1	130×90	校舎・山林	荒浜中学校	〃	荒浜字東木倉 70-5	100×75	校舎・田	吉田中学校	〃	吉田字松元 238	100×100	校舎・畑	逢隈中学校	〃	逢隈牛袋字南西河原	100×75	校舎・畑	吉田宮前野球場	グラウンド	吉田字宮前地内	100×90	畑	あぶくま公園 野球場	〃	逢隈田沢字下川前 地内	100×100	畑	109 頁、「ヘリコプター離着陸場の安全確保」参照）を確保できる場所を選定する。離着陸場の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知する。 なお、災害時の離着陸場として選定可能な候補地は次のとおりであり、実際の使用にあたっては、使用時の被災状況、ヘリコプターの活動内容により選定する。 イ 亘理町が適当と認める飛行場外離着陸場 <table><tr><th>発着場所</th><th>位置</th><th>所在地</th><th>面積</th><th>周囲の状況</th></tr><tr><td>亘理中学校</td><td>校庭</td><td>字沼頭 1</td><td>130×90</td><td>校舎・山林</td></tr><tr><td>荒浜中学校</td><td>〃</td><td>荒浜字東木倉 70-5</td><td>100×75</td><td>校舎・田</td></tr><tr><td>吉田中学校</td><td>〃</td><td>吉田字松元 238</td><td>100×100</td><td>校舎・畑</td></tr><tr><td>逢隈中学校</td><td>〃</td><td>逢隈牛袋字南西河原</td><td>100×75</td><td>校舎・畑</td></tr><tr><td>あぶくま公園 野球場</td><td>〃</td><td>逢隈田沢字下川前 地内</td><td>100×100</td><td>畑</td></tr></table>	発着場所	位置	所在地	面積	周囲の状況	亘理中学校	校庭	字沼頭 1	130×90	校舎・山林	荒浜中学校	〃	荒浜字東木倉 70-5	100×75	校舎・田	吉田中学校	〃	吉田字松元 238	100×100	校舎・畑	逢隈中学校	〃	逢隈牛袋字南西河原	100×75	校舎・畑	あぶくま公園 野球場	〃	逢隈田沢字下川前 地内	100×100	畑	
発着場所	位置	所在地	面積	周囲の状況																																																															
亘理中学校	校庭	字沼頭 1	130×90	校舎・山林																																																															
荒浜中学校	〃	荒浜字東木倉 70-5	100×75	校舎・田																																																															
吉田中学校	〃	吉田字松元 238	100×100	校舎・畑																																																															
逢隈中学校	〃	逢隈牛袋字南西河原	100×75	校舎・畑																																																															
吉田宮前野球場	グラウンド	吉田字宮前地内	100×90	畑																																																															
あぶくま公園 野球場	〃	逢隈田沢字下川前 地内	100×100	畑																																																															
発着場所	位置	所在地	面積	周囲の状況																																																															
亘理中学校	校庭	字沼頭 1	130×90	校舎・山林																																																															
荒浜中学校	〃	荒浜字東木倉 70-5	100×75	校舎・田																																																															
吉田中学校	〃	吉田字松元 238	100×100	校舎・畑																																																															
逢隈中学校	〃	逢隈牛袋字南西河原	100×75	校舎・畑																																																															
あぶくま公園 野球場	〃	逢隈田沢字下川前 地内	100×100	畑																																																															

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第 1 2 節 避難活動(町長、総務課) 町は、災害の状況に応じて、迅速で適切な避難誘導を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営にあたる。 <u>実施機関及び担当業務</u> ・避難に関する指示等は町長が行う。 ・避難活動は総務課が行う。 ・状況に応じて、下記第 2 に記載した町長以外の者が避難の指示等を行う。 ・避難所の管理運営は各施設の管理者の協力を得て行う。 第 1 警戒区域の設定 災害発生のおそれがある区域、又は発生した区域における住民等の安全確保のため、警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立ち入り制限、禁止又は退去命令を行う。 実施責任者は町長とし、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行使する町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合は、警察官若しくは水防団長、水防団員、消防職員、消防団員が行う。 また、自衛官が派遣されている場合で、現場に町長、町長の委任を受けた町職員、警察官等がいないときは、自衛官が行う。 各設定権者についてはそれぞれ次の法律により定められている。 1 町長(災害対策基本法第 63 条) 2 警察官(災害対策基本法第 63 条、警察官職務執行法第 4 条) 3 水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者(水防法第 14 条) 4 消防職員又は消防団員(消防法第 36 条) 5 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官(その場に町長等及び警察官がいない場合に限る。自衛隊法第 94 条、災害対策基本法第 63	第 1 2 節 避難活動 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>総務課、福祉課、教育委員会、税務課、被災者支援課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>亘理地区消防本部、亘理警察署、その他防災関係機関</td></tr></table> 第 1 目的 <u>地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、町は、災害の状況に応じて、迅速で適切な避難誘導を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営にあたる。</u> 第 2 警戒区域の設定 災害発生のおそれがある区域、又は発生した区域における住民等の安全確保のため、警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立ち入り制限、禁止又は退去命令を行う。 実施責任者は町長とし、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行使する町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合は、警察官若しくは水防団長、水防団員、消防職員、消防団員が行う。 また、自衛官が派遣されている場合で、現場に町長、町長の委任を受けた町職員、警察官等がいないときは、自衛官が行う。 各設定権者についてはそれぞれ次の法律により定められている。 1 町長(災害対策基本法第 63 条) 2 警察官(災害対策基本法第 63 条、警察官職務執行法第 4 条) 3 水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者(水防法第 14 条) 4 消防職員又は消防団員(消防法第 36 条) 5 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官(その場に町長等及び警察官がいない場合に限る。自衛隊法第 94 条、災害対策基本法第 63	主な実施担当	総務課、福祉課、教育委員会、税務課、被災者支援課	防災関係機関等	亘理地区消防本部、亘理警察署、その他防災関係機関	
主な実施担当	総務課、福祉課、教育委員会、税務課、被災者支援課					
防災関係機関等	亘理地区消防本部、亘理警察署、その他防災関係機関					

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考																		
条) 第2 避難の指示又は勧告 1 避難の指示等の基準 避難の指示等の内容は次のとおりとする。 (1) 避 難 イ 避難準備の呼びかけ ・警報等の発表又は災害が予想され、住民等を事前に避難させる必要があると認められる場合において、避難の準備を呼びかける。 ロ 避難指示又は勧告 ・地震、火災、洪水、崖崩れ等による災害の危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められる場合は、避難による立ち退きを指示し、又は勧告する。 (2) 収容避難 ・長期間にわたる避難又は移送を必要とする場合において、避難者又は救出者の収容施設を開設し、避難のための立ち退きを指示し、又は勧告する。 2 避難の指示等を行う者 避難の指示及び勧告等を行う者は次のとおりとする。 避難の指示及び勧告等を行う者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指示、勧告者</th><th>内 容</th><th>根 拠 法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①町長</td><td>すべての災害に関する避難の呼びかけ、避難の指示又は勧告、立ち退きの指示又は勧告</td><td>災害対策基本法第60条</td></tr> <tr> <td>②警察官</td><td>すべての災害について、町長が指示することができないとき、又は町長から要求があったとき、避難の指示又は勧告、立ち退きの指示又は勧告</td><td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td></tr> </tbody> </table>	指示、勧告者	内 容	根 拠 法	①町長	すべての災害に関する避難の呼びかけ、避難の指示又は勧告、立ち退きの指示又は勧告	災害対策基本法第60条	②警察官	すべての災害について、町長が指示することができないとき、又は町長から要求があったとき、避難の指示又は勧告、立ち退きの指示又は勧告	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	条) 第3 避難の指示又は勧告 1 避難の指示等の基準 避難の指示等の内容は次のとおりとする。 (1) 避 難 イ 避難準備の呼びかけ 警報等の発表又は災害が予想され、住民等を事前に避難させる必要があると認められる場合において、避難の準備を呼びかける。 ロ 避難指示又は勧告 地震、火災、洪水、崖崩れ等による災害の危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められる場合は、避難による立ち退きを指示し、又は勧告する。 ハ 屋内での待避等の安全確保措置 <u>避難による立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。</u> (2) 収容避難 長期間にわたる避難又は移送を必要とする場合において、避難者又は救出者の収容施設を開設し、避難のための立ち退きを指示し、又は勧告する。 2 避難の指示等を行う者 避難の指示及び勧告等を行う者は次のとおりとする。 避難の指示及び勧告等を行う者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指示、勧告者</th><th>内 容</th><th>根 拠 法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①町長</td><td>すべての災害に関する避難の呼びかけ、避難の指示又は勧告、立ち退きの指示又は勧告</td><td>災害対策基本法第60条</td></tr> <tr> <td>②警察官</td><td>すべての災害について、町長が指示することができないとき、又は町長から要求があったとき、避難の指示又は勧告、立ち退きの指示又は勧告</td><td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td></tr> </tbody> </table>	指示、勧告者	内 容	根 拠 法	①町長	すべての災害に関する避難の呼びかけ、避難の指示又は勧告、立ち退きの指示又は勧告	災害対策基本法第60条	②警察官	すべての災害について、町長が指示することができないとき、又は町長から要求があったとき、避難の指示又は勧告、立ち退きの指示又は勧告	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害対策基本法の反映
指示、勧告者	内 容	根 拠 法																		
①町長	すべての災害に関する避難の呼びかけ、避難の指示又は勧告、立ち退きの指示又は勧告	災害対策基本法第60条																		
②警察官	すべての災害について、町長が指示することができないとき、又は町長から要求があったとき、避難の指示又は勧告、立ち退きの指示又は勧告	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条																		
指示、勧告者	内 容	根 拠 法																		
①町長	すべての災害に関する避難の呼びかけ、避難の指示又は勧告、立ち退きの指示又は勧告	災害対策基本法第60条																		
②警察官	すべての災害について、町長が指示することができないとき、又は町長から要求があったとき、避難の指示又は勧告、立ち退きの指示又は勧告	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条																		

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)			修 正 後 (地震対策編)			備 考
③災害派遣時の自衛官	すべての災害について、町長等、及び警察官がその場にいないとき	自衛隊法第 94 条	③災害派遣時の自衛官	すべての災害について、町長等、及び警察官がその場にいないとき	自衛隊法第 94 条	
④水防管理者	洪水の氾濫により著しい危険が切迫しているとき、又は町長が避難の指示等を行えないとき	水防法第 22 条	④水防管理者	洪水の氾濫により著しい危険が切迫しているとき、又は町長が避難の指示等を行えないとき	水防法第 22 条	
⑤知事又はその命を受けた県職員	洪水、地すべり等により著しい危険が切迫しているとき	水防法第 22 条 地すべり等防止法第 25 条	⑤知事又はその命を受けた県職員	洪水、地すべり等により著しい危険が切迫しているとき	水防法第 22 条 地すべり等防止法第 25 条	
			⑥消防署長	災害が拡大し又は、拡大の恐れがあるときで、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めたとき	地方自治法第 153 条第 1 項 (補助機関による代行)	
3 「勧告」と「指示」 「勧告」とは、災害を知覚し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為を言う。 「指示」とは、災害の危険が目の前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。			3 「勧告」と「指示」 「勧告」とは、災害を知覚し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。 「指示」とは、災害の危険が目の前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。			
第 3 避難指示等の内容と連絡 1 避難指示等の内容 避難の指示、勧告にあたっては、次の事項を明らかにして行う。 (1)避難対象地域 (2)避難先 (3)避難経路 (4)避難の指示又は勧告の理由 (5)その他必要な事項 2 関係機関へ連絡 避難の指示、勧告を行った場合は次の系統により関係機関へ通知又は報告する。 (1)町長又は他の実施責任者 ……→仙台地方振興事務所長を通じ知事			第 4 避難指示等の内容と連絡 1 避難指示等の内容 避難の指示、勧告にあたっては、次の事項を明らかにして行う。 (1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) 避難の指示又は勧告の理由 (5) その他必要な事項 2 関係機関へ連絡 避難の指示、勧告を行った場合は次の系統により関係機関へ通知又は報告する。 (1) 町長又は他の実施責任者 ……→仙台地方振興事務所長を通じ			

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考												
へ報告 (2)警察官 ……→町長へ通知 (3)水防管理者 ……→互理警察署長へ通知 (4)知事又はその命を受けた職員……→町長及び互理警察署長へ通知	知事へ報告 (2) 警察官 ……→町長へ通知 (3) 水防管理者 ……→互理警察署長へ通知 (4) 知事又はその命を受けた職員……→町長及び互理警察署長へ通知													
第4 避難の方法	第5 避難の方法													
1 伝達方法	1 伝達方法													
町長が避難勧告、避難指示を行ったとき、又は知事、警察官、海上保安官、自衛官が避難勧告等を行った通知を受け取ったときは、町長は次に掲げる伝達方法を複合的に活用して、避難対象区域の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達する。	町長が避難勧告、避難指示を行ったとき、又は知事、警察官、海上保安官、自衛官が避難勧告等を行った通知を受け取ったときは、町長は次に掲げる伝達方法を複合的に活用して、避難対象区域の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達する。													
(1)防災行政無線の屋外拡声器による放送	(1) 防災行政無線の屋外拡声器による放送													
避難勧告等の内容を明確に、避難対象区域の居住者等へ放送伝達する。	避難勧告等の内容を明確に、避難対象区域の居住者等へ放送伝達する。													
(2)広報車等による伝達	(2) 広報車等による伝達													
町・消防署・警察署等の広報車両により、避難対象区域を巡回放送し伝達する。災害が大規模で広範囲な場合、又は道路の遮断等陸上交通が困難な場合は、ヘリコプターによる放送を要請する。	町・消防署・警察署等の広報車両により、避難対象区域を巡回放送し伝達する。災害が大規模で広範囲な場合、又は道路の遮断等陸上交通が困難な場合は、ヘリコプターによる放送を要請する。													
(3)口頭又は拡声器による伝達	(3) 口頭又は拡声器による伝達													
必要に応じて、町職員・警察官・消防職員・消防団員等が、各地区・各家庭を訪問して、口頭又は拡声器を使用して伝達する。	必要に応じて、町職員・警察官・消防職員・消防団員等が、各地区・各家庭を訪問して、口頭又は拡声器を使用して伝達する。													
(4)電話、特使による伝達	(4) 電話、特使による伝達													
(5)サイレン等による伝達														
洪水及び高潮による避難勧告、避難指示は次の信号発信による。														
<table><tr><th colspan="3">洪水時の避難信号</th></tr><tr><th>警鐘信号</th><th colspan="2">サイレン信号</th></tr><tr><td></td><td>約 1 分</td><td>約 5 秒</td></tr><tr><td>乱 打</td><td>○――</td><td>休止</td></tr></table>	洪水時の避難信号			警鐘信号	サイレン信号			約 1 分	約 5 秒	乱 打	○――	休止		
洪水時の避難信号														
警鐘信号	サイレン信号													
	約 1 分	約 5 秒												
乱 打	○――	休止												
(6)報道機関を活用した放送による伝達	(5) 報道機関を活用した放送による伝達													
町長は、必要に応じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各報道機関に放送の要請を行う。	町長は、必要に応じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各報道機関に放送の要請を行う。													
2 避難誘導の方法	2 避難誘導の方法													
(1)各地区の誘導	(1) 各地区の誘導													

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
イ 誘導責任者……………当該地区の消防分団長 ロ 各地区ごとの避難誘導……………当該地区の消防団員 ハ 避難誘導の協力者……………自主防災組織の会長、行政区長 ニ 危険区域及び避難場所に警察官及び町職員、消防職員を配置し、適切な誘導を行う。 ホ 必要に応じ、互理警察署長等に避難場所を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。 (2)避難所、避難路の安全確保 イ 避難の誘導にあたっては、避難所の安全確保確認を行うとともに、避難所までの経路に障害物がある場合はこれを撤去する等、避難路の安全にも十分配慮する。 ロ 夜間に避難させるときは、投光器等を利用し避難路の安全確保を行う。 ハ 地震や水害等、災害の種類や状況により、適切な避難所を判断する。 ニ 避難路の除雪、防雪、凍結防止のため必要な措置を講ずるよう努める。 (3)避難の順位等 イ 高齢者や障害者、乳幼児、妊婦等ハンディを負った人の避難を優先させる。また、必要に応じて病院や福祉施設等へ避難させる。 ロ 地区に住む外国人への避難誘導を適切に行う。 ハ 特に介助を必要とする人が地域にいる場合には、自主防災組織等の協力を得て避難の援助を行う。 ニ 地区ごとの避難については、先に災害が発生すると予想される地区居住者の避難を優先させる。 ホ 駅や大型店、観光客等の帰宅困難者の避難について、地区の被災状況を把握し、適切に行う。 (4)避難時の留意事項 イ 避難誘導員は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。 (イ)戸締まり、火気の始末、電気ブレーカーの切断、電気コンセントの抜き取り等 (ロ)携行品は必要最小限のものにする(食料、水筒、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等) (ハ)服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。	イ 誘導責任者……………当該地区の消防分団長 ロ 各地区ごとの避難誘導……………当該地区の消防団員 ハ 避難誘導の協力者……………自主防災組織の会長、行政区長 ニ 危険区域及び避難場所に警察官及び町職員、消防職員を配置し、適切な誘導を行う。 ホ 必要に応じ、互理警察署長等に避難場所を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。 (2)避難所、避難路の安全確保 イ 避難の誘導にあたっては、避難所の安全確保確認を行うとともに、避難所までの経路に障害物がある場合はこれを撤去する等、避難路の安全にも十分配慮する。 ロ 夜間に避難させるときは、投光器等を利用し避難路の安全確保を行う。 ハ 地震や水害等、災害の種類や状況により、適切な避難所を判断する。 ニ 避難路の除雪、防雪、凍結防止のため必要な措置を講ずるよう努める。 (3)避難の順位等 イ 高齢者や障害者、乳幼児、妊婦等ハンディを負った人の避難を優先させる。また、必要に応じて病院や福祉施設等へ避難させる。 ロ 地区に住む外国人への避難誘導を適切に行う。 ハ 特に介助を必要とする人が地域にいる場合には、自主防災組織等の協力を得て避難の援助を行う。 ニ 地区ごとの避難については、先に災害が発生すると予想される地区居住者の避難を優先させる。 ホ 駅や大型店、観光客等の帰宅困難者の避難について、地区の被災状況を把握し、適切に行う。 (4)避難時の留意事項 イ 避難誘導員は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。 (イ)戸締まり、火気の始末、電気ブレーカーの切断、電気コンセントの抜き取り等 (ロ)携行品は必要最小限のものにする(食料、水筒、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等) (ハ)服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
ロ 避難は原則として徒歩とするが、<u>歩くのが困難な障害者や病人については、自動車等を利用する。また、避難所までの距離が遠い場合も自動車等を利用する。</u> ハ 住民が避難を終えたかどうか、消防団員は避難場所と連絡を取り合い確認する。 (5) 警戒区域の設定解除等 災害による危険がなくなったものと認められるときは、町長は警戒区域及び避難を解除し、速やかに住民、関係機関等へ通知する。 第5 避難所の開設 1 開設場所 避難所の開設場所は「第1編第2章第16節 避難収容対策」に掲載している。これらの避難場所が被災により使用できない場合、又は避難者を収容できなくなった場合他の公共施設、民間の施設の借用、テントの設置、他の避難所への振り分け、他市町村への依頼等の代替措置をとる。 2 避難所開設の連絡 (1) 避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し、誘導する。 (2) 各避難所の鍵の開け閉めは、各施設の管理者又は<u>税務課</u>が行う。 (3) 町長が避難所を開設したときは、次の事項を直ちに知事に報告する。 イ 避難所開設の日時及び場所 ロ 避難所数及び収容人員 ハ 開設期間の見込み 3 避難所の管理等 (1) 開設期間 災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、さらに避難が必要であると見込まれるときは、「5 避難生活が長期化する場合の措置」に示すとおりとする。 (2) 費用 避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。	ロ 避難は原則として徒歩とする。 <u>ハ やむを得ず自動車で避難せざるを得ない場合(歩くのが困難な障害者や病人等の避難や、避難所までの距離が遠い場合等)は、地域ごとの避難路を活用し、避難を行う。</u> ニ 住民が避難を終えたかどうか、消防団員は避難場所と連絡を取り合い確認する。 (5) 警戒区域の設定解除等 災害による危険がなくなったものと認められるときは、町長は警戒区域及び避難を解除し、速やかに住民、関係機関等へ通知する。 第6 避難所の開設 1 開設場所 避難所の開設場所は「第1編第2章第22節 避難収容対策」に掲載している。これらの避難場所が被災により使用できない場合、又は避難者を収容できなくなった場合他の公共施設、民間の施設の借用、テントの設置、他の避難所への振り分け、他市町村への依頼等の代替措置をとる。 2 避難所開設の連絡 (1) 避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し、誘導する。 (2) 各避難所の鍵の開け閉めは、各施設の管理者又は<u>教育委員会</u>が行う。 (3) 町長が避難所を開設したときは、次の事項を直ちに知事に報告する。 イ 避難所開設の日時及び場所 ロ 避難所数及び収容人員 ハ 開設期間の見込み 3 避難所の管理等 (1) 開設期間 災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、さらに避難が必要であると見込まれるときは、「5 避難生活が長期化する場合の措置」に示すとおりとする。 (2) 費用 避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。	「避難は原則として徒歩」 「地域ごとに避難路を設定」

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
(3)避難所の責任者及び連絡員の指定 避難所を開設したときは、次のとおり避難所の管理、運営を行う。 イ 管理責任者…施設長 ロ 連絡員…税務課職員 ハ 担当業務 (イ)避難人員の実態把握 (ロ)特に、介護を要する人、病人等の把握と適切な処置 (ハ)災害対策本部との連絡調整 (ニ)避難所開設の記録 (ホ)避難所の防疫に関すること ニ 管理責任者等は、消防団員、自主防災組織や避難所施設の管理者等と協力して、避難所の管理と避難者の保護にあたる。 (4)避難所の運営 避難所の運営は「災害時職員初動対応マニュアル」53 頁のとおりとする。 4 避難所との連絡 (1)災害対策本部等との連絡は、電話のほか、その時の状況に応じて、携帯電話、パソコン通信やインターネット等、可能な手段により行う。 (2)避難所が学校等の場合、教材として使用しているパソコンを情報連絡に使用する。また、その部屋を外部との連絡室として利用する等、可能な手段を検討しておく。 5 避難生活が長期化する場合の措置 (1)避難生活が長期化すると見込まれる場合は、7 日を超えても継続して避難所を開設できる。 ただし、避難所が学校の場合、学業に支障を来すため、避難者の居住先の確保に努め、できる限り早期に閉鎖できるよう配慮する。 (2)避難生活が長期化する場合、避難者の自立への意志を尊重するため、避難者自身による自主的な管理、運営が行われるよう促す。 (3)避難者のプライバシーが極力守られるよう、部屋の割当て等を行うとともに、段ボールや板等たとえ簡単なものであっても仕切りとなるようなものを支給するよう努める。 (4)高齢者、障害者等の利用に配慮した設備の整備に努める。 (5)暖房等、冬期の避難生活環境について配慮する。 6 避難生活の自主運営	(3) 避難所の責任者及び連絡員の指定 避難所を開設したときは、次のとおり避難所の管理、運営を行う。 イ 管理責任者…施設長 ロ 連絡員…税務課職員 ハ 担当業務 (イ)避難人員の実態把握 (ロ)特に、介護を要する人、病人等の把握と適切な処置 (ハ)災害対策本部との連絡調整 (ニ)避難所開設の記録 (ホ)避難所の防疫に関すること ニ 管理責任者等は、消防団員、自主防災組織や避難所施設の管理者等と協力して、避難所の管理と避難者の保護にあたる。 (4) 避難所の運営 避難所の運営は「避難所運営マニュアル」のとおりとする。 4 避難所との連絡 (1) 災害対策本部等との連絡は、電話のほか、その時の状況に応じて、<u>移動系無線</u>、携帯電話、パソコン通信やインターネット等、可能な手段により行う。 (2) 避難所が学校等の場合、教材として使用しているパソコンを情報連絡に使用する。また、その部屋を外部との連絡室として利用する等、可能な手段を検討しておく。 5 避難生活が長期化する場合の措置 (1) 避難生活が長期化すると見込まれる場合は、7 日を超えても継続して避難所を開設できる。 ただし、避難所が学校の場合、学業に支障を来すため、避難者の居住先の確保に努め、できる限り早期に閉鎖できるよう配慮する。 (2) 避難生活が長期化する場合、避難者の自立への意志を尊重するため、避難者自身による自主的な管理、運営が行われるよう促す。 (3) 避難者のプライバシーが極力守られるよう、部屋の割当て等を行うとともに、段ボールや板等たとえ簡単なものであっても仕切りとなるようなものを支給するよう努める。 (4) 高齢者、障害者等の利用に配慮した設備の整備に努める。 (5) 暖房等、冬期の避難生活環境について配慮する。 6 避難生活の自主運営	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
避難所生活の管理運営は、学校の教職員や施設管理者の協力を得て<u>町税務課</u>が行うが、住民自身による自主的な活動も行われるよう、行政区長等を中心に避難者各員の役割分担を行い、自主的な活動が行われるよう支援する。 第6 学校、社会福祉施設等における避難対策 学校及び社会福祉施設等の児童生徒及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項を決定し迅速に行う。 1 避難実施責任者 2 避難順位及び編成等 3 誘導責任者及び補助者 第7 避難所以外への避難者 1 災害時には、指定された避難所以外でも避難できそうな場所へ多くの住民が避難することが予想されるため、各地区の調査団や情報連絡員等を中心に、町内の被害状況を把握し、避難所への避難誘導に努める。 2 指定した避難所で収容できない場合は、他の公共施設や民間施設の協力を得て避難者を収容し、応急対策を行う。	避難所生活の管理運営は、学校の教職員や施設管理者の協力を得て<u>福祉課</u>が行うが、住民自身による自主的な活動も行われるよう、行政区長等を中心に避難者各員の役割分担を行い、自主的な活動が行われるよう支援する。 第7 学校、社会福祉施設等における避難対策 学校及び社会福祉施設等の児童生徒及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項を決定し迅速に行う。 1 避難実施責任者 2 避難順位及び編成等 3 誘導責任者及び補助者 第8 避難所以外への避難者 1 災害時には、指定された避難所以外でも避難できそうな場所へ多くの住民が避難することが予想されるため、各地区の調査団や情報連絡員等を中心に、町内の被害状況を把握し、避難所への避難誘導に努める。 2 指定した避難所で収容できない場合は、他の公共施設や民間施設の協力を得て避難者を収容し、応急対策を行う。 第9 孤立集落の安否確認対策 1 通信手段の確保 町は、居住地又は避難場所が、<u>道路の寸断、土地の水没、などにより孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話などの通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。</u> 2 通信手段途絶時の対応 孤立した集落の住民は、<u>断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。</u> 第10 在宅避難者への支援 1 生活支援の実施 町は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など	・「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書(H23 総務省消防庁)」の反映

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
	<u>生活支援を行う。</u> <u>それらの支援は町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。</u> <u>2 避難所等での物資の供給</u> <u>町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、地区交流センターでの物資の配布の他に避難所、行政区等で物資の供給を行う。</u> <u>3 支援体制の整備</u> <u>町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。</u>	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第 1 3 節 応急住宅等の確保 災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を得ることができない罹災者に対し、町は応急仮設住宅を設置し、罹災者の保護収容を図るとともに、被害住家の応急修理をすることができない罹災者に、被害家屋の応急修理等を積極的に実施する。 実施機関及び担当業務 ・罹災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害住家の応急修理は町長が行う。 ・災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長が補助する。ただし、委任を受けた場合は町長が行う。 ・住宅の建設、修理担当は都市建設課とする。 第 1 応急仮設住宅の建設(都市建設課、総務課) 1 対 象 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がなく、自己の資力だけでは住宅を得ることができない者とする。 2 建設要領 (1)設置数 設置数は、全壊、全焼又は流失した世帯数の 3 割以内とする。 (2)住宅規模 1 戸当たり 29. 7m²(9 坪)を基準とする。 (3)費 用 費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。	第 13 節 応急仮設住宅等の確保 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>都市建設課、福祉課、被災者支援課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>仙台土木事務所、宮城県(保健福祉総務課、住宅課)</td></tr></table> 第 1 目的 <u>大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。</u> <u>このため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を得ることができない罹災者に対し、町は応急仮設住宅を設置し、罹災者の保護収容を図るとともに、被害住家の応急修理をすることができない罹災者に、被害家屋の応急修理等を積極的に実施する。</u> 第 2 応急仮設住宅の建設 1 対 象 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がなく、自己の資力だけでは住宅を得ることができない者とする。 2 建設要領 (1)設置数 設置数は、全壊、全焼又は流失した世帯数の 3 割以内とする。 (2)住宅規模 1 戸当たり 29. 7m²(9 坪)を基準とする。 (3)費 用 費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。	主な実施担当	都市建設課、福祉課、被災者支援課	防災関係機関等	仙台土木事務所、宮城県(保健福祉総務課、住宅課)	宮城県地域防災計画の反映
主な実施担当	都市建設課、福祉課、被災者支援課					
防災関係機関等	仙台土木事務所、宮城県(保健福祉総務課、住宅課)					

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
(4) 建物の構造 県の定める災害応急仮設住宅建築工事設計によるが、高齢者や障害者等が利用できるよう、スロープや手すりの設置や浴室、トイレへの配慮等に努める。 (5) 着工、供与期間 イ 着 工……災害発生の日から 20 日以内に着工する。 ロ 供与期間…2 年以内とする。 ＊仮設住宅はあくまでも罹災者が自立した生活ができるまでの応急措置であり、また、仮設住宅建設地の本来の利用用途を損なうことがないよう(特に学校の場合、授業を早期に再開する必要がある)、できるだけ早く閉鎖できるよう努める。 しかし、人道上、2 年を過ぎても罹災者の仮設住宅の明け渡しが適当でないと考えられる場合は、罹災者の意志を踏まえ、施設管理者や県等と協議のうえ、最善策を講じる。 (6) 設置予定場所 仮設住宅の設置場所は、災害の発生した場所や状況に応じてその都度町長が定める。また、罹災者の生業その他の関係でやむをえない場合は、罹災住宅地とする。 第2 公営住宅の活用(都市建設課) 必要に応じ被災者の住宅確保支援として、町営住宅の建設及び特定入居を行う。 また、復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、管理者と協議のうえ、現在町にある町営住宅及び県営住宅等の活用を図る。 第3 応急修理の要領(都市建設課) 1 対象者 住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない状態にあり、自己の資力で住宅の修理を行うことができない者とする。 2 応急修理の要領 (1) 修理数 修理数は、半壊又は半焼した世帯数の 3 割以内とする。 (2) 修理の対象 居室、炊事場及びトイレ等、日常生活に最低限必要な部分とする。	(4) 建物の構造 県の定める災害応急仮設住宅建築工事設計によるが、高齢者や障害者等が利用できるよう、スロープや手すりの設置や浴室、トイレへの配慮等に努める。 (5) 着工、供与期間 イ 着 工……災害発生の日から 20 日以内に着工する。 ロ 供与期間…2 年以内とする。 ＊仮設住宅はあくまでも罹災者が自立した生活ができるまでの応急措置であり、また、仮設住宅建設地の本来の利用用途を損なうことがないよう(特に学校の場合、授業を早期に再開する必要がある)、できるだけ早く閉鎖できるよう努める。 しかし、人道上、2 年を過ぎても罹災者の仮設住宅の明け渡しが適当でないと考えられる場合は、罹災者の意志を踏まえ、施設管理者や県等と協議のうえ、最善策を講じる。 (6) 設置予定場所 仮設住宅の設置場所は、災害の発生した場所や状況に応じてその都度町長が定める。また、罹災者の生業その他の関係でやむをえない場合は、罹災住宅地とする。 第3 公営住宅の活用 必要に応じ被災者の住宅確保支援として、町営住宅の建設及び特定入居を行う。 また、復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、管理者と協議のうえ、現在町にある町営住宅及び県営住宅等の活用を図る。 第4 応急修理の要領 1 対象者 住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない状態にあり、自己の資力で住宅の修理を行うことができない者とする。 2 応急修理の要領 (1) 修理数 修理数は、半壊又は半焼した世帯数の 3 割以内とする。 (2) 修理の対象 居室、炊事場及びトイレ等、日常生活に最低限必要な部分とする。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
(3) 応急修理期間 災害発生の日から1ヵ月以内とする。 第4 仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定(都市建設課、保健福祉課) 入居者の選定は町長が行い、その基準は概ね次のとおりとする。 1 生活保護法の被保護者及び要保護者 2 特定の資産がない失業者 3 特定の資産がない未亡人、母子家庭、高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者等 4 特定の資産がない勤労者、中小企業者 5 前各号に準じる経済的弱者 応急仮設住宅入居者の選定にあたっては、入居者の罹災前の居住地や就業場所等に配慮するとともに、入居後の地域社会づくりを考慮し、入居者の年齢構成等が偏らないよう配慮する。 第5 建築資材及び建築技術者の確保(都市建設課) 応急仮設住宅の建築等は、都市建設課が行う。 1 建築業者の選定 応急仮設住宅の建築業者の選定は、原則として競争入札とする。 2 建築資材の調達 応急仮設住宅の建設等に必要な資材は、町内の業者とあらかじめ協議のうえ供給を要請する。 資材が不足する場合は、知事へ資材の斡旋を依頼する。 調達先については、資料編(127 頁、「建築関連 建築資材の調達先」)を参照 3 建築技術者の確保 応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者は、町内の次の業者とあらかじめ協議のうえ確保に努める。不足する場合は、知事又は近隣市町長へ斡旋の依頼をする。業者については、資料編(127 頁、「建築関連 建築技術者の確保」)を参照 第6 被災建築物の応急危険度判定並びに被災宅地危険度判定(都市建設課) 地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、	(3) 応急修理期間 災害発生の日から1ヵ月以内とする。 第5 仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定 入居者の選定は町長が行い、その基準は概ね次のとおりとする。 1 生活保護法の被保護者及び要保護者 2 特定の資産がない失業者 3 特定の資産がない未亡人、母子家庭、高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者等 4 特定の資産がない勤労者、中小企業者 5 前各号に準じる経済的弱者 応急仮設住宅入居者の選定にあたっては、入居者の罹災前の居住地や就業場所等に配慮するとともに、入居後の地域社会づくりを考慮し、入居者の年齢構成等が偏らないよう配慮する。 第6 建築資材及び建築技術者の確保 応急仮設住宅の建築等は、都市建設課が行う。 1 建築業者の選定 応急仮設住宅の建築業者の選定は、原則として競争入札とする。 2 建築資材の調達 応急仮設住宅の建設等に必要な資材は、町内の業者とあらかじめ協議のうえ供給を要請する。 資材が不足する場合は、知事へ資材の斡旋を依頼する。 調達先については、資料編(127 頁、「建築関連 建築資材の調達先」)を参照 3 建築技術者の確保 応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者は、町内の次の業者とあらかじめ協議のうえ確保に努める。不足する場合は、知事又は近隣市町長へ斡旋の依頼をする。業者については、資料編(127 頁、「建築関連 建築技術者の確保」)を参照 第7 被災建築物の応急危険度判定並びに被災宅地危険度判定 地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため「被災建築物応急危険度判定」並びに「被災宅地危険度判定」を町が実施する。 危険度判定の実施にあたっては、「亘理町被災建築物宅地危険度判定要綱」によるものとする。	部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため「被災建築物応急危険度判定」並びに「被災宅地危険度判定」を町が実施する。 危険度判定の実施にあたっては、「亘理町被災建築物宅地危険度判定要綱」によるものとする。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第 1 5 節 相談活動(町民生活課) 町は大規模災害時において、被災者及び被災者の関係者等から<u>家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等</u>に対応するために相談活動体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する<u>ものとする</u>。 第 1 相談窓口の設置 災害発生後、速やかに被災者等からの相談や問い合わせに対応するため、町民生活課を担当とする総合的な窓口を災害対策本部に設置する。なお、相談の内容に応じて、行政組織の各担当へ振り分ける。 災害時における相談の内容は、借地、借家関係等の法律相談や登記手続き等の土地、建物等の登記相談等さまざまなものが予想されるため、日頃から弁護士会等と協議し、協力体制を得られるように努める。 また、必要により県の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図るように努める。 ※ 県の相談窓口 ・ 県庁(広報課) ・ 各合同庁舎(地方振興事務所) ・ 必要に応じ関係各課室 第 2 相談窓口設置の周知 相談窓口を設置した場合は、<u>広報車</u>、町ホームページ等による広報活動、及び報道機関の協力を得るなど広く住民に周知する。	第 14 節 相談活動 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>町民生活課、被災者福祉課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>日本司法支援センター（法テラス）、宮城県</td></tr></table> 第 1 目的 町は大規模災害時において、被災者及び被災者の関係者等からの<u>各種相談、要望等</u>に対応するために相談活動体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。 第 2 相談窓口の設置 災害発生後、速やかに被災者等からの相談や問い合わせに対応するため、町民生活課を担当とする総合的な窓口を災害対策本部に設置する。なお、相談の内容に応じて、行政組織の各担当へ振り分ける。 災害時における相談の内容は、借地、借家関係等の法律相談や登記手続き等の土地、建物等の登記相談等さまざまなものが予想されるため、日頃から弁護士会等と協議し、協力体制を得られるように努める。 また、必要により<u>法テラス</u>や県の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図るように努める。 ※ 県の相談窓口 ・ 県庁(行政経営推進課) ・ 各合同庁舎(地方振興事務所・<u>地域事務所</u>) ・ 必要に応じ関係各課室 第 3 相談窓口設置の周知 相談窓口を設置した場合は、<u>防災行政無線</u>、町ホームページ等による広報活動、及び報道機関の協力を得るなど広く住民に周知する。	主な実施担当	町民生活課、被災者福祉課	防災関係機関等	日本司法支援センター（法テラス）、宮城県	
主な実施担当	町民生活課、被災者福祉課					
防災関係機関等	日本司法支援センター（法テラス）、宮城県					

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第 1 7 節 災害時要援護者・外国人対策(保健福祉課、企画財政課) 町は、災害時に、避難あるいは、避難後の生活等において、より一層の困難が予想される高齢者や障害者あるいは外国人、旅行者等へ適切な対応を図る。 実施機関及び担当業務 ・町、防災関係機関、社会福祉施設、社会福祉協議会、民間団体や各地域それぞれが協力して、要援護者、外国人等への災害時の対策を図る。 ・要援護者への対応は、保健福祉課が行う。 ・外国人等からの相談対応は企画財政課が行う。 第 1 高齢者、障害者 1 安全の確保 (1)社会福祉施設等在所者 町は施設在所者(入所者及び従事者等)の安否確認を迅速に行い、状況に応じ避難誘導等を行うとともに災害による施設の破損箇所、危険箇所等の応急修理を行う。 (2)在宅の要援護者 保健福祉課は、各地区の行政区長、消防団員、自主防災組織あるいは社会福祉協議会、民生児童委員等の協力を得て、在宅の要援護者の安否確認を迅速に行うほか、必要に応じ避難誘導等を行う。	第 15 節 災害時要援護者・外国人対策 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>総務課、福祉課、健康推進課、企画財政課、商工観光課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>塩釜保健所、仙台保健福祉事務所、亶理警察署、亶理地区消防本部、その他防災関係機関</td></tr></table> 第 1 目的 大規模な災害の発生時には、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者、外国人、旅行者等に対するさまざまな応急対策が必要となる。 このため、町、防災関係機関及び社会福祉団体は、必要な諸施策を速やかに実施する。 第 2 災害時要援護者 町は、災害の発生に備え、個人情報保護に配慮しつつ、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要援護者に対する援護が適切に行われるように努める。 1 安全の確保 (1)社会福祉施設等在所者 町は施設在所者(入所者及び従事者等)の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに災害による施設の破損箇所、危険箇所等の応急修理を行う。 (2)在宅の要援護者 町は、各地区の行政区長、消防団員、自主防災組織あるいは民生児童委員等の協力を得て、在宅の要援護者の安否確認を行うほか、必要に応じ避難誘導等を行う。	主な実施担当	総務課、福祉課、健康推進課、企画財政課、商工観光課	防災関係機関等	塩釜保健所、仙台保健福祉事務所、亶理警察署、亶理地区消防本部、その他防災関係機関	防災基本計画の反映
主な実施担当	総務課、福祉課、健康推進課、企画財政課、商工観光課					
防災関係機関等	塩釜保健所、仙台保健福祉事務所、亶理警察署、亶理地区消防本部、その他防災関係機関					

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
また、避難所等を中心に、被災による新たな要援護者を把握する。 <u>災害避難誘導等にあたっては、特に障害者、高齢者、子ども及び病人等に対し、適切な方法による広報、避難の勧告、指導を行い、行政区長や社会福祉協議会等の協力を得て、人員を把握し、安全な避難に努める。</u> 2 援護体制の確立と実施 (1) 施設従事者及び必要な物資の確保 <u>保健福祉課は、施設従事者の不足や日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急援護を行う場合にも、必要な人材、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。</u> (2) 緊急援護 保健福祉課は、被災による要援護者の受入れ可能な福祉施設を把握する。 要援護者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合は、関係機関と調整のうえ、適切な施設への入所を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む）を派遣する。 (3) 避難所での援護 要援護者が避難所に避難したときは、保健福祉課は、行政区長、社会福祉協議会等の協力により、人員を把握する。 福祉団体関係者や福祉ボランティア、さらに必要に応じてガイドヘル	また、避難所等を中心に、被災による新たな要援護者を把握する。 2 援護体制の確立と実施 (1) 施設従事者及び必要な物資の確保 <u>福祉課は、施設従事者の不足や日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急援護を行う場合にも、必要な人材、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。</u> (2) 緊急援護 <u>イ 受け入れ可能施設の把握</u> <u>福祉課、健康推進課は、被災による要援護者の受入れ可能な福祉施設を把握する。</u> <u>ロ 福祉保健ニーズの把握と援護の実施</u> 要援護者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合は、関係機関と調整のうえ、適切な施設への<u>二次避難</u>を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む）を派遣、<u>車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。</u> <u>ハ 福祉避難所の開設</u> 町は、開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、<u>関係機関及び各避難所に対し、開設について周知する。</u> <u>ニ 相互協力体制</u> 町は、<u>社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、自主防災組織、ボランティア組織などとの連携により、要援護者の安全確保に関する相互協力体制により援護を行う。</u> (3) 避難所での援護 <u>イ 援護体制と支援</u> 要援護者が避難所に避難したときは、<u>福祉課は、行政区長、社会福祉協議会等の協力により、人員を把握する。</u> 福祉団体関係者や福祉ボランティア、さらに必要に応じてガイド	防災基本計画の反映

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
パーや手話通訳者等による援護体制を確立する。 障害者用の装具、医薬品、育児用品等の福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しいので、近隣の福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。 (4) 在宅の要援護者 在宅の要援護者に対し、通常行っているのと変わらない保健・福祉サービスを継続して提供できるよう、臨時の体制を組みサービスに努める。 第2 外国人 災害時に迅速に外国人の安否確認を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。 1 広報車や防災行政無線等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導等に努める。 2 各地区の協力のもと、地区や避難所等における外国人の迅速な安否確認に努めるとともに、日赤本社等を通して外国から照会のあった在日外国人の安否について回答する。 3 災害に関する外国人のニーズを把握するため、役場内に設置する総合的な相談窓口で対応する。 4 災害情報を掲示する場合、外国語による掲示に努め、外国人の不安の解消を図る。	ヘルパーや手話通訳者等による援護体制を確立する。 障害者用の装具、医薬品、育児用品、<u>介護用品</u>等の福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しいので、近隣の福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。 ロ <u>健康状態への配慮</u> <u>アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要援護者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。</u> <u>特に避難場所での健康状態を把握し、応急仮設住宅等への優先的入居に努める。</u> ハ <u>専門職による相談対応</u> <u>町は、被災地及び避難所における要援護者等に対し、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。</u> ニ <u>福祉避難所への移送</u> <u>町は、指定避難所に避難した要援護者について、福祉避難所への移送が必要と判断した場合は、福祉避難所に移送を行う。</u> (4) 在宅の要援護者 在宅の要援護者に対し、通常行っているのと変わらない保健・福祉サービスを継続して提供できるよう、臨時の体制を組みサービス<u>確保</u>に努める。 第3 外国人 災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。 1 各地区の協力のもと、地区や避難所等における外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行うとともに、日赤本社等を通して外国から照会のあった在日外国人の安否について回答する。 2 災害に関する外国人のニーズを把握するため、役場内に設置する総合的な相談窓口で対応する。 3 災害情報を掲示する場合、<u>災害時多言語表示シート等による外国語での掲示に努め、外国人の不安の解消を図る。</u> 4 <u>町は、県及び宮城県国際化協会、地域の国際交流団体等と協力し、</u>	防災基本計画の反映 ・「東日本大震災－宮城県の6ヶ月間の災害対応とその検証－(H23 宮城県)」の反映

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
第3 旅行者及び出張者等 旅行者等の安全確保のため、宿泊施設、観光施設と協力し、避難誘導等を行うとともに、避難場所、交通機関の状況、その他必要な情報を提供する。	<u>相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。</u> 第4 旅行者及び出張者等 旅行者等の安全確保のため、宿泊施設、観光施設と協力し、避難誘導等を行うとともに、避難場所、交通機関の状況、その他必要な情報を提供する。 <u>また、旅行者向けの宿泊情報や交通情報等を様々な言語や方法により町の施設やホームページ、観光地等へ掲示し情報提供を行う。</u>	・「東日本大震災-宮城県の6ヶ月間の災害対応とその検証-(H23 宮城県)」の反映

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第18節 愛玩動物の収容対策(町民生活課) 大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や岩沼地区獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 第1 被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、岩沼地区獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 第2 避難所における動物の適正な飼育 町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 1 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 2 他の市町村への連絡調整及び協力要請	第16節 愛玩動物の収容対策 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>町民生活課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>宮城県塩釜保健所岩沼支所、宮城県獣医師会、岩沼地区獣医師会</td></tr></table> 第1 目的 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や岩沼地区獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 第2 被災地域における動物の保護 1 飼い主の確認 飼い主のわからない被災した動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、岩沼地区獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに飼い主の発見に努める。 2 負傷動物への対応 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第3 避難所における動物の適正な飼育 町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。 1 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 2 他の市町村への連絡調整及び協力要請	主な実施担当	町民生活課	防災関係機関等	宮城県塩釜保健所岩沼支所、宮城県獣医師会、岩沼地区獣医師会	防災基本計画の反映 ・「東日本大震災-宮城県の6ヶ月間の災害対応とその
主な実施担当	町民生活課					
防災関係機関等	宮城県塩釜保健所岩沼支所、宮城県獣医師会、岩沼地区獣医師会					

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
	第4 仮設住宅における動物の適正な飼育 <u>町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</u>	検証- (H23 宮城県)」の反映 防災基本計画の反映

第3章 災害応急対策

修 正 前 （震災対策編）	修 正 後 （地震対策編）	備 考				
第14節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 町は災害が発生した際、被災者の生活を確保するため、食料、飲料水及び生活物資を迅速に調達、供給する。 実施機関及び担当業務 ・食料、飲料水、生活物資の調達は町長が行う。 ・各物資等の調達担当は次のとおりとする。 食料……………保健福祉課、町民生活課、税務課、産業観光課 炊き出し……………保健福祉課、町民生活課、税務課 飲料水……………上下水道課 生活物資……………保健福祉課、町民生活課、税務課 義援物資の受入、配分…保健福祉課、町民生活課、税務課 第1 食料(保健福祉課、町民生活課、税務課、産業観光課) 1 主 食 (1)配給品目 品目は、原則として米穀とするが、状況に応じ乾パン及び麦製品とする(乾パン及び麦製品の精米換算率は100%とする)。	第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>用地対策課、町民生活課、税務課、農林水産課、上下水道課、被災者支援課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>東北農政局、日本赤十字社宮城県支部、（社）宮城県トラック協会仙南支部、自衛隊、その他防災関係機関</td></tr></table> 第1 目的 町は、大規模災害等発生時における町民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。 なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節など実情を考慮して調達・確保を行う。 また、調達物資の選定に当たっては、災害時要援護者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。 第2 食料 1 主 食 (1)配給品目 品目は、原則として米穀とするが、状況に応じ乾パン及び麦製品とする(乾パン及び麦製品の精米換算率は100%とする)。	主な実施担当	用地対策課、町民生活課、税務課、農林水産課、上下水道課、被災者支援課	防災関係機関等	東北農政局、日本赤十字社宮城県支部、（社）宮城県トラック協会仙南支部、自衛隊、その他防災関係機関	・「東日本大震災-宮城県の6ヶ月間の災害対応とその検証-(H23 宮城県)」の反映 防災基本計画の反映
主な実施担当	用地対策課、町民生活課、税務課、農林水産課、上下水道課、被災者支援課					
防災関係機関等	東北農政局、日本赤十字社宮城県支部、（社）宮城県トラック協会仙南支部、自衛隊、その他防災関係機関					

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考																																
(2) 配給基準量及び費用負担等 配給量及び費用負担等は次のとおりとする。 主食の配給基準 <table><tr><th>配給対象</th><th>配給基準量 (1人1食当たり)</th><th>配給期間</th><th>費用負担</th></tr><tr><td>炊き出しによる給食を行う必要がある者</td><td>200g</td><td></td><td>町</td></tr><tr><td>災害時における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者</td><td>300g</td><td>実情に応じ町長がそのつど決定</td><td>町</td></tr><tr><td>配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じ配給を受けられないもの</td><td>400g (1人1日当たり)</td><td>実情に応じ町長がそのつど決定</td><td>個人</td></tr></table>	配給対象	配給基準量 (1人1食当たり)	配給期間	費用負担	炊き出しによる給食を行う必要がある者	200g		町	災害時における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者	300g	実情に応じ町長がそのつど決定	町	配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じ配給を受けられないもの	400g (1人1日当たり)	実情に応じ町長がそのつど決定	個人	(2) 配給基準量及び費用負担等 配給量及び費用負担等は次のとおりとする。 主食の配給基準 <table><tr><th>配給対象</th><th>配給基準量 (1人1食当たり)</th><th>配給期間</th><th>費用負担</th></tr><tr><td>炊き出しによる給食を行う必要がある者</td><td>200g</td><td></td><td>町</td></tr><tr><td>災害時における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者</td><td>300g</td><td>実情に応じ町長がそのつど決定</td><td>町</td></tr><tr><td>配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じ配給を受けられないもの</td><td>400g (1人1日当たり)</td><td>実情に応じ町長がそのつど決定</td><td>個人</td></tr></table>	配給対象	配給基準量 (1人1食当たり)	配給期間	費用負担	炊き出しによる給食を行う必要がある者	200g		町	災害時における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者	300g	実情に応じ町長がそのつど決定	町	配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じ配給を受けられないもの	400g (1人1日当たり)	実情に応じ町長がそのつど決定	個人	
配給対象	配給基準量 (1人1食当たり)	配給期間	費用負担																															
炊き出しによる給食を行う必要がある者	200g		町																															
災害時における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者	300g	実情に応じ町長がそのつど決定	町																															
配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じ配給を受けられないもの	400g (1人1日当たり)	実情に応じ町長がそのつど決定	個人																															
配給対象	配給基準量 (1人1食当たり)	配給期間	費用負担																															
炊き出しによる給食を行う必要がある者	200g		町																															
災害時における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者	300g	実情に応じ町長がそのつど決定	町																															
配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じ配給を受けられないもの	400g (1人1日当たり)	実情に応じ町長がそのつど決定	個人																															
(3) 調達方法 〔調達担当〕 調達担当は<u>保健福祉課</u>、町民生活課、税務課とする。 調達に関して、現場責任者を配置し、指導及び関係事項の記録に当たらせる。 〔調達方法〕 町長は、主食の配給等を実施する場合は、知事(仙台地方振興事務所)に対し応急配給申請を行い、指定された場所で現物を調達する。 応急配給の申請は原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとし、必要数量及び罹災者数、応急対策従事者数等を連絡する。 食品の受領方法は次の2通りとする。 イ 米穀販売業者から配給を受ける場合 ・知事から「米穀類臨時購入切符」の交付を受け、指定された販売業者から購入する。 ロ 災害救助法が発令され、知事から政府米の交付を受ける場合 ・政府指定倉庫から直接受け取る。 ・通信交通等の途絶により、知事に主食の応急配給申請ができない場	(3) 調達方法 〔調達担当〕 調達担当は<u>健康推進課</u>、町民生活課、税務課、<u>農林水産課</u>とする。 調達に関して、現場責任者を配置し、指導及び関係事項の記録に当たらせる。<u>また、栄養管理のため、管理栄養士を配置する。</u> 〔調達方法〕 町長は、主食の配給等を実施する場合は、知事(仙台地方振興事務所)に対し応急配給申請を行い、指定された場所で現物を調達する。 応急配給の申請は原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとし、必要数量及び被災者数、応急対策従事者数等を連絡する。 食品の受領方法は次の2通りとする。 イ 米穀販売業者から配給を受ける場合 ・知事から「米穀類臨時購入切符」の交付を受け、指定された販売業者から購入する。 ロ 災害救助法が発令され、知事から政府米の交付を受ける場合 ・政府指定倉庫から直接受け取る。 ・通信交通等の途絶により、知事に主食の応急配給申請ができない場																																	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考																																							
合は、町長は東北農政局長(食糧部)に対し直接申請し、現物の交付を受ける。 (4)配 給 町役場等に備蓄、集積された食料等を各避難場所等へ配給する。 2 副食、調味料等の調達 (1)調達担当 調達担当は保健福祉課、町民生活課、税務課とする。 調達に関して、現場責任者を配置し、指導及び関係事項の記録に当たらせる。 (2)調達方法 商工会を通じ、あらかじめ指定してある町内の業者から調達するが、これで不足する場合は県に対して斡旋を依頼する。 3 炊き出しの実施 (1)炊き出し担当等 炊き出し担当は保健福祉課、町民生活課、税務課とする。 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。 (2)受給対象者 イ 避難所に避難している者 ロ 住家が全半壊(焼)、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者 ハ その他食料品を喪失し、炊き出しの必要があると認められる者 (3)炊き出しの実施場所 <table><tr><th>実施場所</th><th>対象区域</th><th>炊出能力</th><th>班編成</th></tr><tr><td>学校給食センター</td><td>全域</td><td>5,000 人</td><td>班長 5 名、班員 20 名</td></tr><tr><td>わたり温泉島の海</td><td>〃</td><td>500</td><td>班長 2 名、班員 8 名</td></tr><tr><td>中央公民館</td><td>亘理地区</td><td>200</td><td>班長 1 名、班員 4 名</td></tr><tr><td>勤労青少年ホーム</td><td>荒浜地区</td><td>150</td><td>班長 1 名、班員 4 名</td></tr><tr><td>農村環境改善センター</td><td>吉田地区</td><td>150</td><td>班長 1 名、班員 4 名</td></tr><tr><td>働く婦人の家</td><td>逢隈地区</td><td>150</td><td>班長 1 名、班員 4 名</td></tr><tr><td>農村創作活動センター</td><td>吉田地区</td><td>150</td><td>班長 1 名、班員 4 名</td></tr></table>	実施場所	対象区域	炊出能力	班編成	学校給食センター	全域	5,000 人	班長 5 名、班員 20 名	わたり温泉島の海	〃	500	班長 2 名、班員 8 名	中央公民館	亘理地区	200	班長 1 名、班員 4 名	勤労青少年ホーム	荒浜地区	150	班長 1 名、班員 4 名	農村環境改善センター	吉田地区	150	班長 1 名、班員 4 名	働く婦人の家	逢隈地区	150	班長 1 名、班員 4 名	農村創作活動センター	吉田地区	150	班長 1 名、班員 4 名	場合は、町長は東北農政局長(食糧部)に対し直接申請し、現物の交付を受ける。 (4)配 給 町役場等に備蓄、集積された食料等を各避難場所等へ配給する。 2 副食、調味料等の調達 (1) 調達担当 調達担当は健康推進課、町民生活課、税務課、<u>商工観光課</u>とする。 調達に関して、現場責任者を配置し、指導及び関係事項の記録に当たらせる。 (2) 調達方法 商工会を通じ、あらかじめ指定してある町内の業者から調達するが、これで不足する場合は県に対して斡旋を依頼する。 3 炊き出しの実施 (1)炊き出し担当等 炊き出し担当は健康推進課、町民生活課、税務課とする。 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。<u>また、栄養管理のため管理栄養士を配置する。</u> (2) 受給対象者 イ 避難所に避難している者 ロ 住家が全半壊(焼)、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者 ハ その他食料品を喪失し、炊き出しの必要があると認められる者 (3)炊き出しの実施場所 <table><tr><th>実施場所</th></tr><tr><td>学校給食センター</td></tr><tr><td>中央公民館</td></tr><tr><td>勤労青少年ホーム</td></tr><tr><td>農村環境改善センター</td></tr><tr><td>働く婦人の家</td></tr><tr><td>農村創作活動センター</td></tr></table> ※炊飯に関しては、地元業者等の協力を仰ぎ、各施設においては簡易的	実施場所	学校給食センター	中央公民館	勤労青少年ホーム	農村環境改善センター	働く婦人の家	農村創作活動センター	・給食センター等調理するスペースの確保と栄養士の配置
実施場所	対象区域	炊出能力	班編成																																						
学校給食センター	全域	5,000 人	班長 5 名、班員 20 名																																						
わたり温泉島の海	〃	500	班長 2 名、班員 8 名																																						
中央公民館	亘理地区	200	班長 1 名、班員 4 名																																						
勤労青少年ホーム	荒浜地区	150	班長 1 名、班員 4 名																																						
農村環境改善センター	吉田地区	150	班長 1 名、班員 4 名																																						
働く婦人の家	逢隈地区	150	班長 1 名、班員 4 名																																						
農村創作活動センター	吉田地区	150	班長 1 名、班員 4 名																																						
実施場所																																									
学校給食センター																																									
中央公民館																																									
勤労青少年ホーム																																									
農村環境改善センター																																									
働く婦人の家																																									
農村創作活動センター																																									

第3章 災害応急対策

修 正 前 （震災対策編）	修 正 後 （地震対策編）	備 考																																																																						
(4)炊き出しの協力団体 <table><tr><th>団体名</th><th>会員数</th><th>連絡先</th><th>連絡担当</th></tr><tr><td>亘理町婦人防火クラブ連合会</td><td>8,677 人</td><td>34-1155</td><td>亘理消防署</td></tr></table> 4 受給者の把握 避難所にいる人の人数の確認は、各避難所の管理責任者が行う。 避難場所以外の場所に避難している人や、自宅にいるが食料が得られない人等の把握については困難が予想されるため、各地区の調査員や情報連絡員は、周辺にいる人たちの協力を得ながら、的確な調査に努める。 5 食料品の集積、配分 (1)食料品の集積場所 備蓄及び調達された食料品の集積場所は、次のとおりとする。 <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th><th>管理責任者</th><th>電話番号</th><th>配分対象区域</th></tr><tr><td><u>亘理町役場</u></td><td>亘理町字下小路 7-4</td><td>亘理町長</td><td>34-1111</td><td>本町全域並びに亘理地区</td></tr><tr><td><u>荒浜支所</u></td><td><u>荒浜字中野 33</u></td><td><u>〃</u></td><td><u>35-2011</u></td><td><u>荒浜地区</u></td></tr><tr><td><u>吉田支所</u></td><td><u>吉田字大塚 185</u></td><td><u>〃</u></td><td><u>36-3114</u></td><td><u>吉田地区</u></td></tr><tr><td><u>逢隈支所</u></td><td>逢隈田沢字鈴木堀 6-8</td><td>〃</td><td>34-1555</td><td>逢隈地区</td></tr></table> (2)配分担当 調達した食料品の配分担当は<u>保健福祉課</u>、町民生活課、税務課とする。 食料品の配分を適切に行うため、次の班を編成するとともに、現場責任者を配置し、指導及び関係事項を記録する。	団体名	会員数	連絡先	連絡担当	亘理町婦人防火クラブ連合会	8,677 人	34-1155	亘理消防署	施設名	所在地	管理責任者	電話番号	配分対象区域	<u>亘理町役場</u>	亘理町字下小路 7-4	亘理町長	34-1111	本町全域並びに亘理地区	<u>荒浜支所</u>	<u>荒浜字中野 33</u>	<u>〃</u>	<u>35-2011</u>	<u>荒浜地区</u>	<u>吉田支所</u>	<u>吉田字大塚 185</u>	<u>〃</u>	<u>36-3114</u>	<u>吉田地区</u>	<u>逢隈支所</u>	逢隈田沢字鈴木堀 6-8	〃	34-1555	逢隈地区	<u>な調理等を実施する。また、学校給食センターについては、学校給食再開との兼ね合いもあることから使用者や使用期間について調整を図る。</u> (4)炊き出しの協力団体 <table><tr><th>団体名</th><th>会員数</th><th>連絡先</th><th>連絡担当</th></tr><tr><td>亘理町婦人防火クラブ連合会</td><td>8,677 人</td><td>34-1155</td><td>亘理消防署</td></tr><tr><td><u>食生活改善推進員協議会</u></td><td><u>70 人</u></td><td><u>34-0524</u></td><td><u>健康推進課</u></td></tr></table> 4 受給者の把握 避難所にいる人の人数の確認は、各避難所の管理責任者が行う。 避難場所以外の場所に避難している人や、自宅にいるが食料が得られない人等の把握については困難が予想されるため、各地区の調査員や情報連絡員は、周辺にいる人たちの協力を得ながら、的確な調査に努める。 5 食料品の集積、配分 (1)食料品の集積場所 備蓄及び調達された食料品の集積場所は、次のとおりとする。 <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th><th>管理責任者</th><th>電話番号</th><th>配分対象区域</th></tr><tr><td><u>中央公民館</u></td><td><u>亘理町字旧館 61-22</u></td><td>亘理町長</td><td>34-1111</td><td>本町全域並びに亘理地区</td></tr><tr><td><u>勤労青少年ホーム</u></td><td>荒浜字中野 33</td><td>〃</td><td>35-2011</td><td>荒浜地区</td></tr><tr><td><u>農村環境改善センター</u></td><td>吉田字大塚 185</td><td>〃</td><td>36-3114</td><td>吉田地区</td></tr><tr><td><u>働く婦人の家</u></td><td>逢隈田沢字鈴木堀 6-8</td><td>〃</td><td>34-1555</td><td>逢隈地区</td></tr></table> (2)配分担当 調達した食料品の配分担当は<u>健康推進課</u>、町民生活課、税務課、被災者支援課とする。 食料品の配分を適切に行うため、次の班を編成するとともに、現場責任者を配置し、指導及び関係事項を記録する。 <u>また、栄養管理のため管理栄養士を配置する。</u>	団体名	会員数	連絡先	連絡担当	亘理町婦人防火クラブ連合会	8,677 人	34-1155	亘理消防署	<u>食生活改善推進員協議会</u>	<u>70 人</u>	<u>34-0524</u>	<u>健康推進課</u>	施設名	所在地	管理責任者	電話番号	配分対象区域	<u>中央公民館</u>	<u>亘理町字旧館 61-22</u>	亘理町長	34-1111	本町全域並びに亘理地区	<u>勤労青少年ホーム</u>	荒浜字中野 33	〃	35-2011	荒浜地区	<u>農村環境改善センター</u>	吉田字大塚 185	〃	36-3114	吉田地区	<u>働く婦人の家</u>	逢隈田沢字鈴木堀 6-8	〃	34-1555	逢隈地区	
団体名	会員数	連絡先	連絡担当																																																																					
亘理町婦人防火クラブ連合会	8,677 人	34-1155	亘理消防署																																																																					
施設名	所在地	管理責任者	電話番号	配分対象区域																																																																				
<u>亘理町役場</u>	亘理町字下小路 7-4	亘理町長	34-1111	本町全域並びに亘理地区																																																																				
<u>荒浜支所</u>	<u>荒浜字中野 33</u>	<u>〃</u>	<u>35-2011</u>	<u>荒浜地区</u>																																																																				
<u>吉田支所</u>	<u>吉田字大塚 185</u>	<u>〃</u>	<u>36-3114</u>	<u>吉田地区</u>																																																																				
<u>逢隈支所</u>	逢隈田沢字鈴木堀 6-8	〃	34-1555	逢隈地区																																																																				
団体名	会員数	連絡先	連絡担当																																																																					
亘理町婦人防火クラブ連合会	8,677 人	34-1155	亘理消防署																																																																					
<u>食生活改善推進員協議会</u>	<u>70 人</u>	<u>34-0524</u>	<u>健康推進課</u>																																																																					
施設名	所在地	管理責任者	電話番号	配分対象区域																																																																				
<u>中央公民館</u>	<u>亘理町字旧館 61-22</u>	亘理町長	34-1111	本町全域並びに亘理地区																																																																				
<u>勤労青少年ホーム</u>	荒浜字中野 33	〃	35-2011	荒浜地区																																																																				
<u>農村環境改善センター</u>	吉田字大塚 185	〃	36-3114	吉田地区																																																																				
<u>働く婦人の家</u>	逢隈田沢字鈴木堀 6-8	〃	34-1555	逢隈地区																																																																				

第3章 災害応急対策

修 正 前（震災対策編）

食 料 品 の 配 分 班 編 成

集積場所	班長	班員
亘理町役場	町民課長補佐	町民課職員全員
荒浜支所	荒浜支所長	荒浜支所、荒浜公民館職員全員
吉田支所	吉田支所長	吉田支所、吉田公民館職員全員
逢隈支所	逢隈支所長	逢隈支所、逢隈公民館職員全員

(3)配 分

食料品の配分は次のとおりに行う。

イ 炊き出し

・炊き出し担当の責任者は、配分班長から一括して受け、罹災者に配分する際には受給者名簿に記録する。

ロ 個人への配分

・配分班長は受給者名簿に記録し、行政区長等を通じて配分する。

ハ 応急対策従事者への配分

・配分班長は、各応急対策従事者の責任者に配分する。

第2 飲 料 水(上下水道課)

1 給水担当

上下水道課が担当し、次の班を編成する。

給水班の編成

班名	班長	運転手(広報員)
広報連絡員	1名	1名
給水班	1	4
工事班	1	1

2 給水要領

(1)給水の対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができない罹災者とする。

(2)給水量

1人1日30程度を基本に、災害の状況に応じて増量する。

(3)給水期間

修 正 後（地震対策編）

食 料 品 の 配 分 班 編 成

集積場所	班長	班員
中央公民館	町民班長	町民生活課職員全員
勤労青少年ホーム	ホーム所長	勤労青少年ホーム職員全員
農村環境改善センター	センター所長	農村環境改善センター職員 全員
働く婦人の家	地区交流センター所長	地区交流センター職員全員

(3)配 分

食料品の配分は次のとおりに行う。

イ 炊き出し

炊き出し担当の責任者は、配分班長から一括して受け、罹災者に配分する際には受給者名簿に記録する。

ロ 個人への配分

配分班長は受給者名簿に記録し、行政区長等を通じて配分する。

ハ 応急対策従事者への配分

配分班長は、各応急対策従事者の責任者に配分する。

第3 飲 料 水

1 給水担当

上下水道課と用地対策課が担当し、次の班を編成する。

給水班の編成

班名	班長	運転手(広報員)
広報連絡員	1名	1名
給水班	1	4
工事班	1	1

2 給水要領

(1)給水の対象者

備 考

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
原則として、災害発生の日から7日以内とする。 (4) 費 用 給水に要する費用の範囲、額は、災害救助法が適用された場合に準じその額を超えない範囲とする。 3 給水方法 (1) 運搬給水 運搬給水は、給水タンク・ポリタンク及び非常用飲料水袋等により直接被災者に給水する。 給水にあたっては、医療施設等の緊急性の高い施設への給水が十分行き渡るよう配慮する。 (2) 拠点給水 拠点給水は、田沢浄水場・各配水池及びその他緊急用貯水施設等を応急給水拠点として給水する。 4 給水施設の応急措置 災害により給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し飲料水供給の早期回復を図る。 <u>第3 生活物資(保健福祉課、町民生活課、税務課)</u> 1 配布、貸与の要領 (1) 対象者 住家の全半壊(焼)、流失又は床上浸水により、生活に必要な被服、寝具、その他生活必需品等を喪失し、日常生活に困難をきたしている者。 (2) 品 目 イ 被服、寝具 ロ 身の回り品 ハ 日用品 ニ 炊事道具、食器 ホ 光熱材料 ヘ その他 (3) 費 用 配布及び貸与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。 (4) 期 間	被害を受け、現に飲料水を得ることができない被災者とする。 (2) 給水量 1人1日30程度を基本に、災害の状況に応じて増量する。 (3) 給水期間 原則として、災害発生の日から7日以内とする。 (4) 費 用 給水に要する費用の範囲、額は、災害救助法が適用された場合に準じその額を超えない範囲とする。 3 給水方法 (1) 運搬給水 運搬給水は、給水タンク・ポリタンク及び非常用飲料水袋等により直接被災者に給水する。 給水にあたっては、医療施設等の緊急性の高い施設への給水が十分行き渡るよう配慮する。 (2) 拠点給水 拠点給水は、田沢浄水場・各配水池及びその他緊急用貯水施設等を応急給水拠点として給水する。 4 給水施設の応急措置 災害により給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し飲料水供給の早期回復を図る。 <u>第4 生活物資</u> 1 配布、貸与の要領 (1) 対象者 住家の全半壊(焼)、流失又は床上浸水により、生活に必要な被服、寝具、その他生活必需品等を喪失し、日常生活に困難をきたしている者。 (2) 品 目 イ 被服、寝具 ロ 身の回り品 ハ 日用品 ニ 炊事道具、食器 ホ 光熱材料 ヘ その他	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考																																																		
原則として、災害発生の日から 10 日以内とする。 2 調達方法 (1)調達担当 調達担当は<u>保健福祉課</u>、町民生活課、税務課とする。 (2)調達方法 あらかじめ商工会と協議のうえ調達する。ただし、町内関係業者が被害を受けたときは、「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」に基づき、みやぎ生活協同組合等に要請する。さらに不足する場合は知事又は隣接市町長へ斡旋を依頼する。 (3)集積場所 調達物資及び義援品の集積場所は次のとおりとする。 生 活 物 資 の 集 積 場 所 <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th><th>管理 責任者</th><th>電話番号</th><th>配分対象区域</th></tr><tr><td><u>亘理町役場</u></td><td>亘理町字下小路 7-4</td><td>亘理町長</td><td>34-1111</td><td>本町全域並びに亘理地区</td></tr><tr><td><u>荒浜支所</u></td><td>〃 荒浜字中野 33</td><td>〃</td><td>35-2011</td><td>荒浜地区</td></tr><tr><td><u>吉田支所</u></td><td>〃 吉田字大塚 185</td><td>〃</td><td>36-3114</td><td>吉田地区</td></tr><tr><td><u>逢隈支所</u></td><td>〃 逢隈田沢字 鈴木堀 6-8</td><td>〃</td><td>34-1555</td><td>逢隈地区</td></tr></table> 3 配 分 (1)配分体制 配分担当は<u>保健福祉課</u>、町民生活課、税務課とし、配分班長 1 名と各避難所等への配分担当者等からなる班を編成する。 (2)配分方法 〔配分罹災者の把握〕 <u>保健福祉課</u>長は、衣料、生活物資等を配布又は貸与する必要がある<u>罹災者</u>を調査し、救助物資配分計画を作成する。	施設名	所在地	管理 責任者	電話番号	配分対象区域	<u>亘理町役場</u>	亘理町字下小路 7-4	亘理町長	34-1111	本町全域並びに亘理地区	<u>荒浜支所</u>	〃 荒浜字中野 33	〃	35-2011	荒浜地区	<u>吉田支所</u>	〃 吉田字大塚 185	〃	36-3114	吉田地区	<u>逢隈支所</u>	〃 逢隈田沢字 鈴木堀 6-8	〃	34-1555	逢隈地区	(3) 費 用 配布及び貸与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。 (4) 期 間 原則として、災害発生の日から 10 日以内とする。 2 調達方法 (1) 調達担当 調達担当は<u>福祉課</u>、町民生活課、税務課、<u>商工観光課</u>とする。 (2) 調達方法 あらかじめ商工会と協議のうえ調達する。ただし、町内関係業者が被害を受けたときは、「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」に基づき、みやぎ生活協同組合等に要請する。さらに不足する場合は知事又は隣接市町長へ斡旋を依頼する。 (3) 集積場所 調達物資及び義援品の集積場所は次のとおりとする。 生 活 物 資 の 集 積 場 所 <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th><th>管理 責任者</th><th>電話番号</th><th>配分対象区域</th></tr><tr><td><u>中央公民館</u></td><td>亘理町字旧館 61-22</td><td>亘理町長</td><td>34-1111</td><td>本町全域並びに亘理地区</td></tr><tr><td><u>勤 労 青 少 年 ホーム</u></td><td>荒浜字中野 33</td><td>〃</td><td>35-2011</td><td>荒浜地区</td></tr><tr><td><u>農 村 環 境 改 善センター</u></td><td>吉田字大塚 185</td><td>〃</td><td>36-3114</td><td>吉田地区</td></tr><tr><td><u>働く婦人の家</u></td><td>〃 逢隈田沢字鈴木堀 6-8</td><td>〃</td><td>34-1555</td><td>逢隈地区</td></tr></table> 3 配 分 (1) 配分体制 配分担当は<u>福祉課</u>、町民生活課、税務課、<u>被災者支援課</u>とし、配分班長 1 名と各避難所等への配分担当者等からなる班を編成する。 (2) 配分方法 〔配分被災者の把握〕 <u>福祉課</u>長は、衣料、生活物資等を配布又は貸与する必要がある<u>被災者</u>を調査し、救助物資配分計画を作成する。	施設名	所在地	管理 責任者	電話番号	配分対象区域	<u>中央公民館</u>	亘理町字旧館 61-22	亘理町長	34-1111	本町全域並びに亘理地区	<u>勤 労 青 少 年 ホーム</u>	荒浜字中野 33	〃	35-2011	荒浜地区	<u>農 村 環 境 改 善センター</u>	吉田字大塚 185	〃	36-3114	吉田地区	<u>働く婦人の家</u>	〃 逢隈田沢字鈴木堀 6-8	〃	34-1555	逢隈地区	
施設名	所在地	管理 責任者	電話番号	配分対象区域																																																
<u>亘理町役場</u>	亘理町字下小路 7-4	亘理町長	34-1111	本町全域並びに亘理地区																																																
<u>荒浜支所</u>	〃 荒浜字中野 33	〃	35-2011	荒浜地区																																																
<u>吉田支所</u>	〃 吉田字大塚 185	〃	36-3114	吉田地区																																																
<u>逢隈支所</u>	〃 逢隈田沢字 鈴木堀 6-8	〃	34-1555	逢隈地区																																																
施設名	所在地	管理 責任者	電話番号	配分対象区域																																																
<u>中央公民館</u>	亘理町字旧館 61-22	亘理町長	34-1111	本町全域並びに亘理地区																																																
<u>勤 労 青 少 年 ホーム</u>	荒浜字中野 33	〃	35-2011	荒浜地区																																																
<u>農 村 環 境 改 善センター</u>	吉田字大塚 185	〃	36-3114	吉田地区																																																
<u>働く婦人の家</u>	〃 逢隈田沢字鈴木堀 6-8	〃	34-1555	逢隈地区																																																

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
なお、避難所以外の場所にいる罹災者や自宅にいる<u>罹災者</u>の把握については、対策本部の各地区調査員や情報連絡員等と連絡をとり、現場にいる人たちの協力を得て調査する。 救助物資配分計画の内容 ・救助物資を必要とする罹災者数（総数、世帯数、世帯毎人員） ・救助物資の品名、数量 ・救助物資の受け払い数量 〔<u>罹災者</u>への配分〕 物資管理者は、救助物資配分計画に基づき、行政区長の協力を得て罹災者に配分し、受領書を受ける。（受領書の様式は資料編（128 頁、「物品受領書」）参照）状況に応じて、児童、高齢者、障害者等を優先させる。 第4 義援物資の受け入れ、配分（保健福祉課、町民生活課、税務課） 1 担 当 町外から送られてきた救援物資の受け付け窓口は<u>保健福祉課</u>、町民生活課、税務課とする。 2 物資の受け入れ方法 避難所や各地区等で不足している物資及びその数量を、各地区調査員等の協力を得て把握す救援物資の募集にあたっては、報道機関等と連携し、受け入れ窓口や受け入れ方法、不足している物資等を広報する。 物資の集積場所は、佐藤記念体育館とする。 3 配 分 町の備蓄、調達物資とあわせ、物資の配分先、必要数量等を調整して行う。 配分は原則として避難所で行うが、避難所へ来られない障害者や高齢者等に対しては、巡回して配分する。 受け入れ物資の仕分けする人員が不足する場合は、住民やボランティアの協力等も得ながら対処する。 受け入れ物資が食料等長期の保存が難しいものについては、保存方法や輸送方法に十分配慮する。そのためにも、物資の仕分け作業は迅速に行い、（社）宮城県トラック協会等へ協力を依頼する。	なお、避難所以外の場所にいる罹災者や自宅にいる<u>被災者</u>の把握については、対策本部の各地区調査員や情報連絡員等と連絡をとり、現場にいる人たちの協力を得て調査する。 救助物資配分計画の内容 ・救助物資を必要とする罹災者数（総数、世帯数、世帯毎人員） ・救助物資の品名、数量 ・救助物資の受け払い数量 〔<u>被災者</u>への配分〕 物資管理者は、救助物資配分計画に基づき、行政区長の協力を得て罹災者に配分し、受領書を受ける。（受領書の様式は資料編（128 頁、「物品受領書」）参照）状況に応じて、児童、高齢者、障害者等を優先させる。 第5 義援物資の受入れ、配分 1 担 当 町外から送られてきた救援物資の受け付け窓口は<u>福祉課</u>、町民生活課、税務課、<u>被災者支援課</u>とする。 2 物資の受入れ方法 避難所や各地区等で不足している物資及びその数量を、各地区調査員等の協力を得て把握する。救援物資の募集にあたっては、報道機関等と連携し、受入れ窓口や受け入れ方法、不足している物資等を広報する。 物資の集積場所は、佐藤記念体育館とする。 3 配 分 町の備蓄、調達物資とあわせ、物資の配分先、必要数量等を調整して行う。 配分は原則として避難所で行うが、避難所へ来られない障害者や高齢者等に対しては、巡回して配分する。 受け入れ物資の仕分けする人員が不足する場合は、住民やボランティアの協力等も得ながら対処する。 受け入れ物資が食料等長期の保存が難しいものについては、保存方法や輸送方法に十分配慮する。そのためにも、物資の仕分け作業は迅速に行い、（社）宮城県トラック協会等へ協力を依頼する。	宮城県地域防災計

第3章 災害応急対策

修正前（ <u>震災対策編</u> ）	修正後（ <u>地震対策編</u> ）	備考
	<u>第6 燃料の調達・供給</u> <u>1 災害応急対策車両への供給</u> <u>町は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。</u> <u>また、町及び防災関係機関等は、事前に指定のできない町以外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。</u> <u>2 町民への広報</u> <u>町は、県の協力により、燃料類の供給見通し等について、町民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。</u>	画の反映

第3章 災害応急対策

修 正 前（震災対策編）	修 正 後（地震対策編）	備 考																
第 1 9 節 防疫・保健衛生活動 災害が発生した際には、生活環境の悪化により感染症等が発生する恐れがあるため、町は迅速な防疫措置を講じる。災害により町民が健康を損なうことがないよう、また、災害のショックによる被災者等の心の傷を癒すよう適切な対応を図る。 実施機関及び担当業務 ・感染症予防のための防疫措置及び健康管理活動、災害による心身の不調に対する相談等は、関係機関の協力を得て町が行う。 ・担当は、保健福祉課、町民生活課とする。 第 1 防 疫(保健福祉課) 1 防疫消毒 知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。 消毒に要する 1 戸当りの使用薬剤の基準は、概ね次のとおりとする。 <table><tr><th rowspan="2">災害の程度</th><th colspan="3">薬品名</th></tr><tr><th>クレゾール</th><th>普通石灰</th><th>クロールカルキ (井戸)</th></tr></table>	災害の程度	薬品名			クレゾール	普通石灰	クロールカルキ (井戸)	第 18 節 防疫・保健衛生活動 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>福祉課、健康推進課、町民生活課、学務課、教育委員会</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>亘理郡医師会、医療関係機関、塩釜保健所、その他防災関係機関</td></tr></table> 第 1 目的 被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化により感染症等が発生する恐れがあるため、町は迅速な防疫措置を講じる。災害により町民が健康を損なうことがないよう、また、災害のショックによる被災者等の心の傷を癒すよう適切な対応を図る。 特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。 第 2 防 疫 1 防疫消毒 知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。 消毒に要する 1 戸当りの使用薬剤の基準は、概ね次のとおりとする。 なお、自主消毒用に、住民への薬剤配布も状況により実施する。 <table><tr><th rowspan="2">消毒の方法</th><th colspan="2">薬品名</th></tr><tr><th>逆性石けん</th><th>消石灰</th></tr></table>	主な実施担当	福祉課、健康推進課、町民生活課、学務課、教育委員会	防災関係機関等	亘理郡医師会、医療関係機関、塩釜保健所、その他防災関係機関	消毒の方法	薬品名		逆性石けん	消石灰	防災基本計画の反映
災害の程度		薬品名																
	クレゾール	普通石灰	クロールカルキ (井戸)															
主な実施担当	福祉課、健康推進課、町民生活課、学務課、教育委員会																	
防災関係機関等	亘理郡医師会、医療関係機関、塩釜保健所、その他防災関係機関																	
消毒の方法	薬品名																	
	逆性石けん	消石灰																

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)

床上浸水(全壊・半壊・流失含む)	200g	6kg	200g
床下浸水	50g	6kg	200g

2 ねずみ族、昆虫等の駆除
ねずみ族、昆虫等の駆除は、知事が定めた地域内で実施する。

3 臨時予防接種
被災地の感染症発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により臨時予防接種を実施する。

4 感染症発生時の措置
感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、下記の指定医療機関に収容する。

施設名	所在地	電話番号	病床数
仙台市立病院 併設隔離病舎	仙台市 若林区清水小路 3-1	022-266-7111	50

交通途絶等のため指定医療機関に収容できない場合は、適宜、臨時の収容施設を設ける等対応を講ずる。

5 防疫活動班
防疫活動の実施に当っては、次の班を編成する。

班名	人員	防疫業務	処理能力	器材等の所有状況
防疫消毒 1 班	4 人	浸水家屋及びトイレ等の消毒並びに指導	100 戸/日 (1 班)	消毒器 3 台 軽トラック 1 台
2 班	4 人			
3 班	4 人			
防疫施設班	4 人	収容施設の整備・収容		

6 連絡通知等

修 正 後 (地震対策編)

消毒作業	200cc	6kg
薬剤配布	500cc	20kg

2 ねずみ、衛生害虫等の駆除
ねずみ、衛生害虫等の駆除は、状況に応じて実施する。
駆除方法は、薬剤散布によるもののほか、殺そ剤、殺虫剤の配布も状況により実施する。その場合、人畜に対して安全が確保されているものを選択する。

3 臨時予防接種
被災地の感染症発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により臨時予防接種を実施する。

4 感染症発生時の措置
感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、下記の指定医療機関に収容する。

施設名	所在地	電話番号	病床数
仙台市立病院 併設隔離病舎	仙台市 若林区清水小路 3-1	022-266-7111	50

交通途絶等のため指定医療機関に収容できない場合は、適宜、臨時の収容施設を設ける等対応を講ずる。

5 防疫活動班
防疫活動の実施に当っては、次の班を編成する。

班名	人員	防疫業務	処理能力	器材等の所有状況
防疫消毒 1 班	4 人	浸水家屋の消毒並びに指導	32 戸/日 (1 班)	消毒器 3 台 軽トラック 1 台
2 班	4 人			
3 班	4 人			
施設防疫班	4 人	避難所における衛生指導		

6 連絡通知等

備 考

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
町長は、感染症の発生又は発生する恐れがある事実を知った場合、及び防疫を実施する場合は知事に報告し、必要な対策及び指示等を受ける。 7 避難所の防疫措置 避難所を開設したときは、県の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。 (1) 防疫に関する協力組織 避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。 (2) 防疫の重点事項 防疫活動にあたっては、次の事項に重点をおく。 イ 健康調査 ニ 飲料水の管理 ロ 防疫消毒の実施 ホ トイレの衛生管理 ハ 集団給食の衛生管理 ヘ その他施設内の衛生管理 8 防疫薬剤等の調達 防疫薬剤等は、保健福祉課が町内の業者から調達するが、調達できない場合は、知事に斡旋を依頼する。 第2 保健対策(保健福祉課) 1 健康調査、健康相談 被災者の健康管理のため、保健福祉課は健康調査、健康相談を行う。実施にあたっては避難所等を優先し、高齢者等災害時要援護者に配慮しながら、県と協力して必要に応じた保健指導を行う。	町長は、感染症の発生又は発生する恐れがある事実を知った場合、及び防疫を実施する場合は知事に報告し、必要な対策及び指示等を受ける。 7 避難所の防疫措置 避難所を開設したときは、県の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。 (1) 防疫に関する協力組織 避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。 (2) 防疫の重点事項 防疫活動にあたっては、次の事項に重点をおく。 イ 健康調査 ニ 飲料水の管理 ロ 防疫消毒の実施 ホ トイレの衛生管理 ハ 集団給食の衛生管理 ヘ その他施設内の衛生管理 8 防疫薬剤等の調達 防疫薬剤等は、町民生活課が町内の業者から調達するが、調達できない場合は、知事に斡旋を依頼する。 第3 保健対策 1 健康調査、健康相談 <u>(1) 保健指導及び健康相談の実施</u> 被災者の健康管理のため、<u>健康推進課、福祉課</u>は健康調査、健康相談を行う。 実施にあたっては避難所等を優先し、高齢者等災害時要援護者に配慮しながら、県と協力して必要に応じた保健指導を行う。 <u>(2) 避難所や仮設住宅での配慮</u> <u>健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。</u> <u>特に高齢者は、エコノミークラス症候群(深部静脈血栓塞栓症)や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。</u> <u>(3) 避難所サーベイランスシステムの導入</u>	・「東日本大震災-宮城県の6ヶ月間の災害対応とその検証-(H23 宮城県)」の反映 ・「東日本大震災における震災関連死に関する報告(H24 復興庁)」の反映

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
2 心のケア 災害の直接体験や、家族や住み慣れた家等を失った悲しみにより、被災者及び応急活動の従事者が精神的な不調をきたす場合がある。そこで、精神科医、保健師等の協力を得て、避難所等への相談所の開設や巡回相談等により、メンタルヘルスケア(精神保健相談)を実施する。 生活再建への不安等により精神的な不調が長期化する場合もあるため、長期的に行っていく必要がある。 さらに、必要に応じて医療機関で治療を行う。 3 栄養調査、栄養相談 県と協力のうえ、避難所、炊き出し現場、保育所、学校、高齢者施設等を定期的に巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。 第3 飲料水・食品監視活動(町民生活課)	町は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。 ※県では、県内各地に設置された避難所の避難者を対象に、感染症の流行を可能な限り早期に把握し、蔓延防止のために必要な措置を講じるとともに、その動向を監視することを目的として「避難所サーベイランス」を行っている。これは、通常行なっている感染症発生動向調査事業に加えて実施している。 (4) 医療体制の確保 <u>高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。</u> 2 心のケア 災害の直接体験や、家族や住み慣れた家等を失った悲しみにより、被災者及び応急活動の従事者が精神的な不調をきたす場合がある。そこで、精神科医、保健師等の協力を得て、避難所等への相談所の開設や巡回相談等により、メンタルヘルスケア(精神保健相談)を実施する。 生活再建への不安等により精神的な不調が長期化する場合もあるため、長期的に行っていく必要がある。 さらに、必要に応じて医療機関で治療を行う。 3 栄養調査、栄養相談 県と協力のうえ、避難所、炊き出し現場、保育所、学校、高齢者施設等を定期的に巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。 <u>また避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。</u> 4 子どもたちへの健康支援活動 <u>町教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。</u> 第4 飲料水・食品監視活動	防災基本計画の反映

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
町は、災害の状況に応じて、井戸、受水槽の水質検査や食品関係営業施設等の監視、指導の要請を塩釜保健所岩沼支所に行う。担当は町民生活課とする。	町は、災害の状況に応じて、井戸、受水槽の水質検査や食品関係営業施設等の監視、指導の要請を塩釜保健所岩沼支所に行う。担当は町民生活課とする。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第 2 0 節 障害物の除去(都市建設課、町民生活課) 町及び施設の管理者は、災害時に土砂、竹木又は工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止、交通路の確保及び罹災者の保護を図る。 <u>実施機関及び担当業務</u> ・住居等の障害物の除去は町長が行う。ただし、町長から要求があったとき、又は緊急の必要があり現場に町職員がいないときは、警察官が行う。 ・道路に蓄積された障害物の除去は道路管理者が行う。 ・障害物の除去活動、機械、器具の調達担当は都市建設課とする。 第 1 障害物の除去 1 住居等日常生活に欠くことのできない場所に堆積した障害物 (1)対 象 住家半壊の被害を受け、居室、炊事場、玄関等に障害物があるため、生活上支障をきたし、自力では除去することのできない者(基準は「第 1 編第 3 章第 13 節 応急住宅等の確保」に掲載している)。 (2)除去対象戸数 住家が半壊した世帯数の 15%以内とする。 (3)実施期間 災害の日から 10 日以内とする。 (4)費 用 災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。 (5) 障害物除去班の編成	第 19 節 障害物の除去 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>都市建設課、町民生活課、復興まちづくり課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼国道維持出張所、東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼出張所、自衛隊、仙台土木事務所、亘理警察署、亘理消防署</td></tr></table> 第 1 目的 町及び施設の管理者は、災害時に土砂、竹木又は工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止、交通路の確保及び罹災者の保護を図る。 第 2 障害物の除去 1 住居等日常生活に欠くことのできない場所に堆積した障害物 (1) 対 象 住家半壊の被害を受け、居室、炊事場、玄関等に障害物があるため、生活上支障をきたし、自力では除去することのできない者(基準は「第 1 編第 3 章第 13 節 応急仮設住宅等の確保」に掲載している)。 (2) 除去対象戸数 住家が半壊した世帯数の 15%以内とする。 (3) 実施期間 災害の日から 10 日以内とする。 (4) 費 用 災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。 (5) 障害物除去班の編成	主な実施担当	都市建設課、町民生活課、復興まちづくり課	防災関係機関等	東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼国道維持出張所、東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼出張所、自衛隊、仙台土木事務所、亘理警察署、亘理消防署	
主な実施担当	都市建設課、町民生活課、復興まちづくり課					
防災関係機関等	東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼国道維持出張所、東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼出張所、自衛隊、仙台土木事務所、亘理警察署、亘理消防署					

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考																				
障害物の除去は、都市建設課が<u>次の作業班を編成して行う。</u> ・班 長 1 ・土木技術者 2 ・運転手 2 ・作業員(消防団員を含む) 3 ・機械操作員 2 1 班あたり 10 名とする。 2 道路に堆積した障害物 道路に障害物が堆積した場合は、次の区分により速やかに除去する。 (1)町 道……………<u>町長が障害物除去班により</u>除去する。 (2)県道、県管理国道……<u>仙台土木事務所長</u>が除去する。 (3)国管理国道……<u>国土交通省岩沼国道維持出張所長</u>が除去する。 なお、必要に応じて、警察、消防署、自衛隊等の応援協力を得て行う。特に、緊急輸送道路や危険箇所等の障害物の除去を優先する。 3 河川に堆積した障害物 河川管理者及び都市建設課は、警察署等と協力して、河川に堆積した障害物を除去する。河川管理者は次のとおりである。 ・一級河川……………東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼出張所 ・普通河川……………<u>町 長</u> 第2 除去した障害物の処理 町長は、除去した障害物を次のとおり処理する。 1 除去した障害物の集積場所 除去した障害物はできるだけ分別し次の場所に集めるが、一時的に<u>旧焼却場跡地及び亘理一般廃棄物最終処分場を収集場所とする。</u> <table><tr><th>集積地</th><th>所在地</th><th>管理者</th><th>収容能力</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>亘理町割山採取場跡地</td><td>亘理町字北猿田 91</td><td>町長</td><td>100a</td><td>34-1111</td></tr></table> 2 工作物の保管 除去した工作物等の中で、所有者等に返還する必要があるものにつ	集積地	所在地	管理者	収容能力	電話番号	亘理町割山採取場跡地	亘理町字北猿田 91	町長	100a	34-1111	障害物の除去は、都市建設課が行う。 2 道路に堆積した障害物 道路に障害物が堆積した場合は、次の区分により速やかに除去する。 (1) 町 道……………町が除去する。 (2) 県道、県管理国道……仙台土木事務所が除去する。 (3) 国管理国道……国土交通省岩沼国道維持出張所が除去する。 なお、必要に応じて、警察、消防署、自衛隊、建設業者等の応援協力を得て行う。特に、緊急輸送道路や危険箇所等の障害物の除去を優先する。 3 河川に堆積した障害物 河川管理者及び都市建設課は、警察署等と協力して、河川に堆積した障害物を除去する。河川管理者は次のとおりである。 ・一級河川……………東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼出張所 ・普通河川……………町 第3 除去した障害物の処理 町長は、除去した障害物を次のとおり処理する。 1 除去した障害物の集積場所 除去した障害物はできるだけ分別し次の場所に集めるが、一時的に<u>亘理一般廃棄物最終処分場のほか、被災状況に応じてこの他適当な場所を指定する。</u> <table><tr><th>集積地</th><th>所在地</th><th>管理者</th><th>収容能力</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>亘理町割山採取場</td><td>亘理町字北猿田 91</td><td>町長</td><td>100a</td><td>34-1111</td></tr></table> 2 工作物の保管 除去した工作物等の中で、所有者等に返還する必要があるものにつ	集積地	所在地	管理者	収容能力	電話番号	亘理町割山採取場	亘理町字北猿田 91	町長	100a	34-1111	
集積地	所在地	管理者	収容能力	電話番号																		
亘理町割山採取場跡地	亘理町字北猿田 91	町長	100a	34-1111																		
集積地	所在地	管理者	収容能力	電話番号																		
亘理町割山採取場	亘理町字北猿田 91	町長	100a	34-1111																		

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
いては、必要な手続きをとり保管する。 3 機械、器具等の調達 町長は、障害物の除去に必要な機械、器具等の確保を図る。 資機材等の確保、調達は都市建設課が行う。 (1) 機械、器具等の確保 町所有のもののほか、町内の業者等と事前に協議のうえ、借りあげる。このため平常時に、これらの業者との間に応援協定の締結を検討する。 また、不足する場合は、知事又は隣接市町長の応援を求める。 町内で保有する機械、器具は資料編(129 頁、「町内で保有する機械等」)を参照 (2) 機械操作員 障害物の除去を行うための機械操作員についても、機械、器具にあわせて確保する。	いては、必要な手続きをとり保管する。 3 機械、器具等の調達 町長は、障害物の除去に必要な機械、器具等の確保を図る。 資機材等の確保、調達は都市建設課が行う。 (1) 機械、器具等の確保 町所有のもののほか、町内の業者等と事前に協議のうえ、借りあげる。このため平常時に、これらの業者との間に応援協定を締結する。 また、不足する場合は、知事又は隣接市町長の応援を求める。 町内で保有する機械、器具は資料編(129 頁、「町内で保有する機械等」)を参照 (2) 機械操作員 障害物の除去を行うための機械操作員についても、機械、器具にあわせて確保する。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 （震災対策編）	修 正 後 （地震対策編）	備 考				
第 2 1 節 行方不明者の搜索及び死体の処理・埋葬 (総務課、保健福祉課、町民生活課) 町および関係機関は、災害により行方不明となった者の搜索及び<u>死体</u>の収容・応急埋葬を実施し、民心の安定を図る。 <u>実施機関及び担当業務</u> ・災害救助法の適用時等、災害時における行方不明者の搜索及び死体の収容・埋葬は、警察署等の協力を得て町長が行う。 ・担当は次のとおりとする。 <u>行方不明者の搜索</u>……総務課 <u>死体の収容</u>……保健福祉課 <u>死体の応急埋火葬</u>……町民生活課、亶理地区行政事務組合 町及び警察署は、消防署や自衛隊等の協力を得ながら、行方不明者の搜索及び<u>死体</u>の収容、応急埋葬に関し、相互に連絡及び協力し、次の要領により実施する。 行方不明者の届け出受け付けは総務課が行い、安否確認の情報を一元化する。 1 対 象 (1)行方不明者の搜索 災害により行方不明にある者 (2)<u>死体</u>の処理・収容 災害により死亡した者で、その遺族等が混乱等のため洗浄等の処理、一時保存等を行うことができない者 (3)埋葬	第 20 節 <u>遺体等の搜索・処理・埋葬</u> <table><tr><td>主な実施担当</td><td>総務課、福祉課、町民生活課、被災者支援課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>仙台保健福祉事務所、亶理警察署、亶理地区消防本部、亶理葬祭場、医療関係機関、亶理郡医師会</td></tr></table> 第 1 目的 町および関係機関は、災害により行方不明となった者の搜索及び<u>遺体</u>の収容・応急埋葬を<u>速やかに</u>実施し、民心の安定を図る。 町及び警察署は、亶理地区消防本部や自衛隊等の協力を得ながら、行方不明者の搜索及び<u>遺体</u>の収容、応急埋葬に関し、相互に連絡及び協力し、次の要領により実施する。 行方不明者の届け出受け付けは総務課が行い、安否確認の情報を一元化する。 第 2 対象者と実施機関 1 対 象 (1) 行方不明者の搜索 災害により行方不明にある者 (2) <u>遺体</u>の処理・収容 災害により死亡した者で、その遺族等が混乱等のため洗浄等の処理、一時保存等を行うことができない者 (3) 埋葬	主な実施担当	総務課、福祉課、町民生活課、被災者支援課	防災関係機関等	仙台保健福祉事務所、亶理警察署、亶理地区消防本部、亶理葬祭場、医療関係機関、亶理郡医師会	
主な実施担当	総務課、福祉課、町民生活課、被災者支援課					
防災関係機関等	仙台保健福祉事務所、亶理警察署、亶理地区消防本部、亶理葬祭場、医療関係機関、亶理郡医師会					

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
イ 災害時の混乱の際死亡したものであること。 ・死因および場所の如何を問わない。 ・災害発生の日以前に死亡した者で、まだ埋葬が終わっていない者。 ロ 災害のために埋葬を行うことが困難な場合であること。 ・遺族が緊急に避難を要するため、時間的、労力的にも埋葬を行うことが困難であるとき。 ・墓地または火葬場が浸水または流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。 ・埋葬を行うべき遺族がいらないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。 ・一時的経済混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨壺などの入手ができないとき。 2 実施期間 災害発生の日から、原則として10日以内に実施する。 (生死不明の状態にあるものの検索は発災後3日以内、3日経過後は死体の検索に切り替えて10日以内となる。) 3 行方不明者の搜索 行方不明者の搜索は搜索班を編成して行う。 (1) 搜索班の編成 行方不明者の搜索については、町職員、警察官、消防団員等により搜索班を編成し、状況に応じ、<u>死体</u>の処理、収容、埋葬をあわせて実施する。 なお、行方不明者の搜索に際しては、円滑に行われるよう、事前に関係の医療機関と緊密に連絡をとる。 (2) 事務処理 行方不明者の搜索を行った場合は、次の事項を明らかにする。 イ 実施責任者 ホ 搜索用資器材の使用状況(借上関係の内容も含む) ロ <u>死体</u>発見者 ヘ 費用 ハ 搜索年月日 ト 従事人員 ニ 搜索地域 4 <u>死体</u>の処理・収容	イ 災害時の混乱の際死亡したものであること。 ・死因および場所の如何を問わない。 ・災害発生の日以前に死亡した者で、まだ埋葬が終わっていない者。 ロ 災害のために埋葬を行うことが困難な場合であること。 ・遺族が緊急に避難を要するため、時間的、労力的にも埋葬を行うことが困難であるとき。 ・墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。 ・埋葬を行うべき遺族がいらないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。 ・一時的経済混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨壺などの入手ができないとき。 2 実施期間 災害発生の日から、原則として10日以内に実施する。 (生死不明の状態にあるものの検索は発災後3日以内、3日経過後は<u>遺体</u>の検索に切り替えて10日以内となる。) <u>第3</u> 行方不明者の搜索 行方不明者の搜索は搜索班を編成して行う。 (1) 搜索班の編成 行方不明者の搜索については、町職員、警察官、消防団員等により搜索班を編成し、状況に応じ、<u>遺体</u>の処理、収容、埋葬をあわせて実施する。 なお、行方不明者の搜索に際しては、円滑に行われるよう、事前に関係の医療機関と緊密に連絡をとる。 (2) 事務処理 行方不明者の搜索を行った場合は、次の事項を明らかにする。 イ 実施責任者 ホ 搜索用資器材の使用状況(借上関係の内容も含む) ロ <u>遺体</u>発見者 ヘ 費用 ハ 搜索年月日 ト 従事人員 ニ 搜索地域 <u>第4</u> <u>遺体</u>の処理・収容	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
(1)実施方法 <u>死体</u>を発見した場合は、その場所又は一時保存場所において、<u>死体</u>の洗浄、縫合、消毒、検案等を実施し、遺族が明らかである場合はその旨連絡し、必要な措置をとる。 遺族がわからない場合は一時保存所に収容する。 身元不明者については、人相、特徴、遺留品、発見場所等を記録し、広報等により遺族を捜す。 一時保存場所の開設予定場所は資料編(130 頁、「死体の処理 死体の一時保存場所」)のとおりとする。ただし、死者多数により収容できない場合、あるいは開設予定場所が災害により使用できない場合は、近隣市町に協力を求める。 (2)<u>死体</u>の確認 町は、警察官と緊密な連絡をとり、検視(死体見分)<u>または</u>検案を経ないで死亡届出が出された<u>死体</u>の数及び警察で検視(死体見分)を実施した<u>死体</u>の数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。 (3)棺やドライアイスの確保 死体の保管に必要な棺やドライアイスを確保し、必要であれば県に要請する。 5 <u>死体</u>の埋葬要領 (1)<u>死体</u>安置場所の指定 公民館、寺院等と協議し、<u>死体</u>の収容先として指定する。 (2)実施方法 埋葬は概ね、次の場合に実施する。 イ 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うのが困難なとき ロ 墓地又は火葬場が被災し、個人の力では埋葬を行うことが困難なとき ハ 埋葬を行うべき遺族がいらないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うのが困難なとき ニ 被災により、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つば、ドライアイス等の入手ができないとき埋葬の程度は応急火葬であり、埋葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施する。	(1) 実施方法 <u>遺体</u>を発見した場合は、その場所又は一時保存場所において、<u>遺体</u>の洗浄、縫合、消毒、検案等を実施し、遺族が明らかである場合はその旨連絡し、必要な措置をとる。 遺族がわからない場合は一時保存所に収容する。 身元不明者については、人相、特徴、遺留品、発見場所等を記録し、広報等により遺族を捜す。 一時保存場所の開設予定場所は資料編(130 頁、「<u>遺体</u>の処理 <u>遺体</u>の一時保存場所」)のとおりとする。ただし、死者多数により収容できない場合、あるいは開設予定場所が災害により使用できない場合は、近隣市町に協力を求める。 (2) <u>遺体</u>の確認 町は、警察官と緊密な連絡をとり、検視(死体見分)<u>又は</u>検案を経ないで死亡届出が出された<u>遺体</u>の数及び警察で検視(死体見分)を実施した<u>遺体</u>の数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。 (3) 棺やドライアイスの確保 <u>遺体</u>の保管に必要な棺やドライアイスを確保し、必要であれば県に要請する。 第5 <u>遺体</u>の埋葬要領 (1) <u>遺体</u>安置場所の指定 公民館、寺院等と協議し、<u>遺体</u>の収容先として指定する。 (2) 実施方法 埋葬は概ね、次の場合に実施する。 イ 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うのが困難なとき ロ 墓地又は火葬場が被災し、個人の力では埋葬を行うことが困難なとき ハ 埋葬を行うべき遺族がいらないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うのが困難なとき ニ 被災により、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つば、ドライアイス等の入手ができないとき埋葬の程度は応急火葬であり、埋葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施する。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 （震災対策編）	修 正 後 （地震対策編）	備 考																																								
埋葬場所については、資料編(131 頁、「埋葬予定場所」)を参照 火葬場は次のとおりとする。ただし、死者多数により収容能力を超えた場合、又はこれらの施設が被災により使用できない場合は、近隣市町の他の施設へ応援を求める。 火 葬 場 <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>管理者</th><th>電話番号</th><th>1 日処理能力</th><th>使用燃料</th></tr><tr><td>亘理葬祭場</td><td>亘理町字竜円寺 134</td><td>亘理地区行政事務組合</td><td>34-4089</td><td>36 人/日</td><td>A 重油</td></tr></table> 葬祭業者へは、次の事項について協力を依頼する。 ・棺等必要な物品の手配を依頼する。 ・緊急火葬体制の概要を説明し、協力を要請する。 ・<u>死体</u>安置所から火葬場までの<u>死体</u>搬送を依頼する。 (3) 事務処理 <u>死体</u>の埋葬を行う場合は、次の事項を明らかにする。 <table><tr><td>イ 実施責任者</td><td>ホ 死亡者及び遺族の住所氏名</td></tr><tr><td>ロ 死亡年月日</td><td>ヘ 洗浄等の処理状況</td></tr><tr><td>ハ 死亡原因</td><td>ト 一時収容場所及び収容期間</td></tr><tr><td>ニ <u>死体</u>発見場所及び日時</td><td>チ 費用</td></tr></table> 6 費用 <u>死体</u>の搜索、収容及び埋葬に関する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。	名称	所在地	管理者	電話番号	1 日処理能力	使用燃料	亘理葬祭場	亘理町字竜円寺 134	亘理地区行政事務組合	34-4089	36 人/日	A 重油	イ 実施責任者	ホ 死亡者及び遺族の住所氏名	ロ 死亡年月日	ヘ 洗浄等の処理状況	ハ 死亡原因	ト 一時収容場所及び収容期間	ニ <u>死体</u> 発見場所及び日時	チ 費用	埋葬場所については、資料編(131 頁、「埋葬予定場所」)を参照 火葬場は次のとおりとする。ただし、死者多数により収容能力を超えた場合、又はこれらの施設が被災により使用できない場合は、近隣市町の他の施設へ応援を求める。 火 葬 場 <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>管理者</th><th>電話番号</th><th>1 日処理能力</th><th>使用燃料</th></tr><tr><td>亘理葬祭場</td><td>亘理町字竜円寺 134</td><td>亘理地区行政事務組合</td><td>34-4089</td><td>18 人/日</td><td>A 重油</td></tr></table> 葬祭業者へは、次の事項について協力を依頼する。 ・棺等必要な物品の手配を依頼する。 ・緊急火葬体制の概要を説明し、協力を要請する。 ・<u>遺体</u>安置所から火葬場までの<u>遺体</u>搬送を依頼する。 (3) 事務処理 <u>遺体</u>の埋葬を行う場合は、次の事項を明らかにする。 <table><tr><td>イ 実施責任者</td><td>ホ 死亡者及び遺族の住所氏名</td></tr><tr><td>ロ 死亡年月日</td><td>ヘ 洗浄等の処理状況</td></tr><tr><td>ハ 死亡原因</td><td>ト 一時収容場所及び収容期間</td></tr><tr><td>ニ <u>遺体</u>発見場所及び日時</td><td>チ 費用</td></tr></table> 第6 費用 <u>遺体</u>の搜索、収容及び埋葬に関する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。	名称	所在地	管理者	電話番号	1 日処理能力	使用燃料	亘理葬祭場	亘理町字竜円寺 134	亘理地区行政事務組合	34-4089	18 人/日	A 重油	イ 実施責任者	ホ 死亡者及び遺族の住所氏名	ロ 死亡年月日	ヘ 洗浄等の処理状況	ハ 死亡原因	ト 一時収容場所及び収容期間	ニ <u>遺体</u> 発見場所及び日時	チ 費用	
名称	所在地	管理者	電話番号	1 日処理能力	使用燃料																																					
亘理葬祭場	亘理町字竜円寺 134	亘理地区行政事務組合	34-4089	36 人/日	A 重油																																					
イ 実施責任者	ホ 死亡者及び遺族の住所氏名																																									
ロ 死亡年月日	ヘ 洗浄等の処理状況																																									
ハ 死亡原因	ト 一時収容場所及び収容期間																																									
ニ <u>死体</u> 発見場所及び日時	チ 費用																																									
名称	所在地	管理者	電話番号	1 日処理能力	使用燃料																																					
亘理葬祭場	亘理町字竜円寺 134	亘理地区行政事務組合	34-4089	18 人/日	A 重油																																					
イ 実施責任者	ホ 死亡者及び遺族の住所氏名																																									
ロ 死亡年月日	ヘ 洗浄等の処理状況																																									
ハ 死亡原因	ト 一時収容場所及び収容期間																																									
ニ <u>遺体</u> 発見場所及び日時	チ 費用																																									

第3章 災害応急対策

修 正 前 （震災対策編）	修 正 後 （地震対策編）	備 考				
第 2 3 節 廃棄物処理活動（町民生活課） 町は、災害が発生した際、大量のごみ、し尿及び死亡獣畜を適切に処理し、環境衛生の保全を図る。 <u>実施機関及び担当業務</u> ・被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の応急清掃は町が行う。 ・担当は町民生活課とする。 第 1 ごみの収集・処理 1 収 集 ごみの収集は、ごみ収集運搬車によるほか、必要に応じて運搬車を調達して行う（本節「第 9 清掃資機材の調達」参照）。生ごみ等腐敗しやすい廃棄物については、防疫上できる限り早急に収集する。 2 処 理 原則として亘理清掃センターで処理するが、必要に応じて環境衛生上の危害防止措置を講じたうえ、埋立て処理を行う。 <u>埋立て処理は、亘理一般廃棄物最終処分場で行う。</u> 第 2 災害廃棄物 1 収 集	第 21 節 廃棄物処理活動 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>町民生活課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>宮城県環境生活部、宮城県塩釜保険所、亘理名取共立衛生処理組合、亘理町公衆衛生組合連合会、亘理町災害防止協議会</td></tr></table> 第 1 目的 <u>大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。</u> <u>このため、町は、災害が発生した際、大量のごみ、し尿及び死亡獣畜を適切に処理し、環境衛生の保全を図る。</u> 第 2 ごみの収集・処理 1 収 集 ごみの収集は、ごみ収集運搬車によるほか、必要に応じて運搬車を調達して行う（本節「第 9 清掃資機材の調達」参照）。生ごみ等腐敗しやすい廃棄物については、防疫上できる限り早急に収集する。 2 処 理 原則として亘理清掃センターで処理するが、被害の状況によっては、<u>宮城県及び亘理名取共立衛生処理組合と協議のうえ、広域処理とする。</u> <u>なお、これに並行して一時仮置も検討する。仮置場は「第 1 編第 3 章第 19 節 障害物の除去」を準用する。</u> 第 3 災害廃棄物 1 収 集	主な実施担当	町民生活課	防災関係機関等	宮城県環境生活部、宮城県塩釜保険所、亘理名取共立衛生処理組合、亘理町公衆衛生組合連合会、亘理町災害防止協議会	宮城県地域防災計画の反映
主な実施担当	町民生活課					
防災関係機関等	宮城県環境生活部、宮城県塩釜保険所、亘理名取共立衛生処理組合、亘理町公衆衛生組合連合会、亘理町災害防止協議会					

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
がれき等の災害廃棄物は、危険なもの、緊急輸送に支障となるものを優先して分別収集、運搬する。 また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理および清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を進める。 2 処 理 原則として亘理清掃センターで処理するが、再利用が可能なものは、極力再資源化、再利用に努める。 第3 医療廃棄物 医療施設、医療救護所から発生する医療廃棄物の処理は、(社)宮城県産業廃棄物協会と連携し周囲へ影響を及ぼすことのないよう厳重に行う。 第4 し尿の収集・処理 1 収 集 し尿の収集は、原則として汲み取り車、<u>運搬車で行うが、それができない地域については容器の配布等を行う。</u> 避難所より排出されたし尿の収集は、防疫上、優先的に行う。 また、避難所その他必要な場所に、業者の協力を得て仮設トイレを設置する。仮設トイレの設置にあたっては、災害時要援護者への配慮を行う。上下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め避難所の衛生向上を図る。 2 処 理 原則として浄化センターで処理するが、<u>必要に応じて環境衛生上の危害防止措置を講じた上、埋立て処理を行う。</u> 第5 避難所のごみ・し尿の収集・処理	がれき等の災害廃棄物は、危険なもの、緊急輸送に支障となるものを優先して分別収集、運搬する。 また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理および清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を進める。 <u>なお、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。</u> 2 処 理 原則として亘理清掃センターで処理するが、<u>被害の状況によっては、宮城県及び亘理名取共立衛生処理組合と協議のうえ、広域処理とする。</u> <u>なお、これに並行して一時仮置も検討する。仮置場は「第1編第3章第19節 障害物の除去」を準用する。</u> <u>また、再利用が可能なものは、極力再資源化、再利用に努める。</u> 第4 医療廃棄物 医療施設、医療救護所から発生する医療廃棄物の処理は、(社)宮城県産業廃棄物協会と連携し周囲へ影響を及ぼすことのないよう厳重に行う。 第5 し尿の収集・処理 1 収 集 し尿の収集は、原則として汲み取り車で行う。 避難所より排出されたし尿の収集は、防疫上、優先的に行う。 また、避難所その他必要な場所に、業者の協力を得て仮設トイレを設置する。仮設トイレの設置にあたっては、災害時要援護者への配慮を行う。上下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め避難所の衛生向上を図る。 2 処 理 原則として浄化センターで処理するが、<u>被害の状況によっては、宮城県及び亘理名取共立衛生処理組合と協議のうえ、広域処理とする。</u> 第6 避難所のごみ・し尿の収集・処理	防災基本計画の反映

第3章 災害応急対策

修 正 前（震災対策編）	修 正 後（地震対策編）	備 考																																																						
避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み収集、処理にあたる。避難所には多数の人が集まるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集、処理を行う。その際、排出されるゴミを効率的に収集、処理を行うため分別して排出する。 第6 住民等への広報 災害により、ごみ及びし尿の収集方法等が通常と変わった場合は、速やかに住民に知らせる。 第7 清掃班の編成等 ごみ及びし尿の処理は上記の施設で行うが、災害により委託が不可能である場合、または緊急を要する場合は、次の清掃班を編成し、実施する。 1 ごみ処理班 総括責任者は町民生活課とし、次の班を編成する。 ご み 処 理 班 の 編 成 <table><tr><th rowspan="2">責任者</th><th rowspan="2">班員</th><th colspan="3">機械器具等</th><th rowspan="2">地域 分担</th></tr><tr><th>ごみ収集 運搬車</th><th>トラック</th><th>その他</th></tr><tr><td>亘理町公衆衛生 連合会 亘理支部長</td><td>衛生組合員 31 名 消防団員 10 住民 10</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>亘理</td></tr><tr><td>亘理町公衆衛生 連合会 荒浜支部長</td><td>衛生組合員 11 名 消防団員 10 住民 10</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>荒浜</td></tr><tr><td>亘理町公衆衛生 連合会 吉田支部長</td><td>衛生組合員 19 名 消防団員 10 住民 10</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>吉田</td></tr><tr><td>亘理町公衆衛生 連合会 逢隈支部長</td><td>衛生組合員 17 名 消防団員 10 住民 10</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>逢隈</td></tr></table> 2 し尿処理班 総括責任者は町民生活課とし、次の班を編成する。 し 尿 処 理 班 の 編 成	責任者	班員	機械器具等			地域 分担	ごみ収集 運搬車	トラック	その他	亘理町公衆衛生 連合会 亘理支部長	衛生組合員 31 名 消防団員 10 住民 10	3	3	2	亘理	亘理町公衆衛生 連合会 荒浜支部長	衛生組合員 11 名 消防団員 10 住民 10	3	3	2	荒浜	亘理町公衆衛生 連合会 吉田支部長	衛生組合員 19 名 消防団員 10 住民 10	3	3	2	吉田	亘理町公衆衛生 連合会 逢隈支部長	衛生組合員 17 名 消防団員 10 住民 10	3	3	2	逢隈	避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み収集、処理にあたる。避難所には多数の人が集まるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集、処理を行う。その際、排出されるゴミを効率的に収集、処理を行うため分別して排出する。 第7 住民等への広報 災害により、ごみ及びし尿の収集方法等が通常と変わった場合は、速やかに住民に知らせる。 第8 清掃班の編成等 ごみの収集・処理は上記の要領で行うが、災害により委託が不可能である場合、又は緊急を要する場合は、次の清掃班を編成し、実施する。 1 ごみ処理班 総括責任者は町民生活課とし、次の班を編成する。 ご み 処 理 班 の 編 成 <table><tr><th rowspan="2">責任者</th><th rowspan="2">班員</th><th>機械器具等</th><th rowspan="2">地域 分担</th></tr><tr><th>トラック</th></tr><tr><td>亘理町公衆衛生 連合会 亘理支部長</td><td>衛生組合員 29 名 消防団員 10</td><td>3</td><td>亘理</td></tr><tr><td>亘理町公衆衛生 連合会 荒浜支部長</td><td>衛生組合員 6 名 消防団員 10</td><td>3</td><td>荒浜</td></tr><tr><td>亘理町公衆衛生 連合会 吉田支部長</td><td>衛生組合員 19 名 消防団員 10</td><td>3</td><td>吉田</td></tr><tr><td>亘理町公衆衛生 連合会 逢隈支部長</td><td>衛生組合員 15 名 消防団員 10</td><td>3</td><td>逢隈</td></tr></table>	責任者	班員	機械器具等	地域 分担	トラック	亘理町公衆衛生 連合会 亘理支部長	衛生組合員 29 名 消防団員 10	3	亘理	亘理町公衆衛生 連合会 荒浜支部長	衛生組合員 6 名 消防団員 10	3	荒浜	亘理町公衆衛生 連合会 吉田支部長	衛生組合員 19 名 消防団員 10	3	吉田	亘理町公衆衛生 連合会 逢隈支部長	衛生組合員 15 名 消防団員 10	3	逢隈	
責任者			班員	機械器具等			地域 分担																																																	
	ごみ収集 運搬車	トラック		その他																																																				
亘理町公衆衛生 連合会 亘理支部長	衛生組合員 31 名 消防団員 10 住民 10	3	3	2	亘理																																																			
亘理町公衆衛生 連合会 荒浜支部長	衛生組合員 11 名 消防団員 10 住民 10	3	3	2	荒浜																																																			
亘理町公衆衛生 連合会 吉田支部長	衛生組合員 19 名 消防団員 10 住民 10	3	3	2	吉田																																																			
亘理町公衆衛生 連合会 逢隈支部長	衛生組合員 17 名 消防団員 10 住民 10	3	3	2	逢隈																																																			
責任者	班員	機械器具等	地域 分担																																																					
		トラック																																																						
亘理町公衆衛生 連合会 亘理支部長	衛生組合員 29 名 消防団員 10	3	亘理																																																					
亘理町公衆衛生 連合会 荒浜支部長	衛生組合員 6 名 消防団員 10	3	荒浜																																																					
亘理町公衆衛生 連合会 吉田支部長	衛生組合員 19 名 消防団員 10	3	吉田																																																					
亘理町公衆衛生 連合会 逢隈支部長	衛生組合員 15 名 消防団員 10	3	逢隈																																																					

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)						修 正 後 (地震対策編)	備 考
責任者	班員	機械器具等			地域 分担		
		汲み取り 車	運搬車	その 他			
亘理町公衆衛生連 合会亘理支部長	衛生組員 31 名 消防団員 10 住民 10	2			亘理		
亘理町公衆衛生連 合会荒浜支部長	衛生組員 11 名 消防団員 10 住民 10	2			荒浜		
亘理町公衆衛生連 合会吉田支部長	衛生組員 19 名 消防団員 10 住民 10	2			吉田		
亘理町公衆衛生連 合会逢隈支部長	衛生観合員 17 名 消防団員 10 住民 10	2			逢隈	第 8 死亡獣畜の処理方法 災害時に死亡獣畜の処理を必要とする場合は、町は塩釜保健所岩沼支所又は仙台家畜保健衛生所に連絡のうえ、亘理名取共立衛生処理組合と協議し亘理清掃センターで処理する。 なお、搬送が困難な場合や大型の獣畜については、町は塩釜保健所岩沼支所又は仙台家畜保健衛生所に連絡し、<u>現地での焼却等</u>必要な処理を行う。 第 9 清掃資機材の調達 清掃資機材は、町保有のもののほか町内関係業者のものを借り上げる。不足する場合は、知事又は隣接市町長に斡旋を依頼する。 第 10 処理施設の応急措置 ごみ・し尿処理施設が災害により損傷を受けたときは、県の協力を求め、応急措置をとる。	第 9 死亡獣畜の処理方法 災害時に死亡獣畜の処理を必要とする場合は、町は塩釜保健所に連絡のうえ、亘理名取共立衛生処理組合と協議し亘理清掃センターで処理する。 搬送が困難な場合や大型の獣畜については、町は塩釜保健所に連絡し、必要な処理を行う。 第 10 清掃資機材の調達 清掃資機材は、町保有のもののほか町内関係業者のものを借り上げる。不足する場合は、知事又は隣接市町長に斡旋を依頼する。 第 11 処理施設の応急措置 ごみ・し尿処理施設が災害により損傷を受けたときは、県の協力を求め、応急措置をとる。

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第 2 2 節 社会秩序維持活動(総務課、産業観光課) 町および警察機関は大規模な災害が発生したとき等、社会の混乱による犯罪の発生や、市場の流通が停滞し、食料や生活必需品等が不足することによる売り惜しみ、買い占め等が起こる恐れがあるため、これら社会不安、混乱を防止する。 実施機関及び担当業務 ・犯罪の発生防止は、亘理警察署が行う。 ・町長は、亘理警察署の活動に協力し、社会秩序の安定に努める。 ・犯罪の発生防止等安全活動は総務課が行う。 ・物資の安定供給の要請は、産業観光課が行う。 第 1 犯罪の防止 亘理警察署は、独自に又は自主防犯組織等と連携し、災害警備対策上の情報収集を行うとともに、被災地及び避難場所等の警戒活動を強化し、犯罪の予防、不法行為の取締りを行うなど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。 総務課は、亘理警察署の活動に協力する。 第 2 物資の安定供給	第 22 節 社会秩序維持活動 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>総務課、商工観光課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>亘理警察署</td></tr></table> 第 1 目的 <u>被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模な災害発生においては、市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買い占め等が起こるおそれがある。</u> <u>このため、町及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて、物価監視等を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。</u> 第 2 犯罪の防止 亘理警察署は、独自に又は自主防犯組織等と連携し、災害警備対策上の情報収集を行うとともに、被災地及び避難場所等の警戒活動を強化し、犯罪の予防、不法行為の取締りを行うなど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。 <u>また、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</u> 総務課は、亘理警察署の活動に協力する。 第 3 物資の安定供給	主な実施担当	総務課、商工観光課	防災関係機関等	亘理警察署	防災基本計画の反映 防災基本計画の反映
主な実施担当	総務課、商工観光課					
防災関係機関等	亘理警察署					

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
産業観光課は、県と協力して、生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げ等の発生を防止するため、生活必需品の価格や出回り状況について把握するとともに、町内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。 産業観光課は、物資供給の状況を住民へ広報し、民心を安心させるよう努め、秩序ある行動を呼びかける。	商工観光課は、県と協力して、生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げ等の発生を防止するため、生活必需品の価格や出回り状況について把握するとともに、町内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。 商工観光課は、物資供給の状況を住民へ広報し、民心を安心させるよう努め、秩序ある行動を呼びかける。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第24節 応急教育活動	第23節 応急教育活動					
	<table><tr><td>主な実施担当</td><td>教育委員会</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>学校、施設・文化財管理者</td></tr></table>	主な実施担当	教育委員会	防災関係機関等	学校、施設・文化財管理者	
主な実施担当	教育委員会					
防災関係機関等	学校、施設・文化財管理者					
町及び町教育委員会は、災害により教育施設等が被災し、又は児童生徒が通常の教育を受けられなくなった場合に、施設の応急復旧を図るとともに、適切な教育対策等必要な措置を講じる。	町及び町教育委員会は、災害により教育施設等が被災し、又は児童生徒が通常の教育を受けられなくなった場合に、施設の応急復旧を図るとともに、適切な教育対策等必要な措置を講じる。					
<u>実施機関及び担当業務</u>						
<u>・各応急教育活動対策等の実施機関及び担当業務は、以下に掲げるとおりとする。</u>						
第1 学校教育対策(校長、教育委員会)	第1 目的					
1 実施責任者	町及び町教育委員会は、災害により教育施設等が被災し、又は児童生徒が通常の教育を受けられなくなった場合に、施設の応急復旧を図るとともに、適切な教育対策等必要な措置を講じる。					
(1)町教育委員会及び校長は、相互に協力して施設の応急復旧、応急教育を行う。						
(2)町長は、町教育委員会が行う措置について、その権限に属する範囲内で万全の措置を講ずる。						
(3)各施設においては、平常時に災害時の応急対策マニュアルの作成に努める。						
2 避難	第2 学校教育対策					
災害発生時の避難活動については、在校時とそれ以外の場合にわけて対策を講じる。	1 実施責任者					
(1)在校時	(1)町教育委員会及び校長は、相互に協力して施設の応急復旧、応急教育を行う。					
イ 校長は、災害が発生したときは速やかに児童生徒の避難を行う。	(2)町長は、町教育委員会が行う措置について、その権限に属する範囲内で万全の措置を講ずる。					
	(3)各施設においては、平常時に災害時の応急対策マニュアルの作成に努める。					
	2 避難					
	災害発生時の避難活動については、在校時とそれ以外の場合にわけて対策を講じる。					
	(1)在校時					
	イ 校長は、災害が発生したときは速やかに児童生徒の避難を行う。					
	<u>ロ 災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。</u>					
<u>ロ 負傷者がいないかどうか確認し、応急手当及び医療機関への搬送を行う。</u>	<u>ハ 負傷者がいないかどうか確認し、応急手当及び医療機関への搬送を行う。</u>					

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
ハ 保護者へ連絡をとり、児童生徒の引渡し等を行う。 ニ 町教育委員会、災害対策本部への連絡及び応援要請を行う。 ホ 遠足等校外活動時に災害にあったときには、引率の担当教職員が適切な措置をとる。 (2) 登下校時及び休日等 校長、教職員は登校し、施設の安全確認を行うとともに、保護者等と連絡をとり、児童生徒の安否確認及び状況把握を行う。 町教育委員会、災害対策本部への連絡及び応援要請を行う。 3 施設等の応急復旧 校長は、施設が被災したときは、速やかに被災状況を調査し、被害の拡大防止措置を講じるとともに、施設を所有する町教育委員会に被害状況を報告する。 施設を所管する町教育委員会及び町長は、被害状況を調査し、応急復旧を行う。 4 応急教育 校長は、被災により授業ができないときは、臨時休校措置を講じる。正規の授業ができないときは、次の要領により応急授業を実施する。 (1) 実施場所の確保 町教育委員会は、校内での授業が困難なときは、場所及び収容人員等を考慮して、町内の他の学校、集会所、公民館、近隣市町の学校等を利用する。	ニ <u>最終的に安全を確認した後、</u>保護者へ連絡をとり、児童生徒の引渡し等を行う。 ホ 町教育委員会、災害対策本部への連絡及び応援要請を行う。 ヘ 遠足等校外活動時に災害にあったときには、引率の担当教職員が適切な措置をとる。 (2) 登下校時及び休日等 校長、教職員は登校し、施設の安全確認を行うとともに、保護者等と連絡をとり、児童生徒の安否確認及び状況把握を行う。 町教育委員会、災害対策本部への連絡及び応援要請を行う。 (3) <u>保護者への引渡し</u> イ <u>校内の児童生徒等への対応</u> <u>警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校内保護する。</u> <u>その際、迎えに来た保護者も同様に校内保護する。</u> ロ <u>帰宅路の安全確認</u> <u>被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。</u> ハ <u>保護者と連絡がつかない場合の対応</u> <u>保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡し不可能的な場合についても同様に校内保護を行う</u> 3 施設等の応急復旧 校長は、施設が被災したときは、速やかに被災状況を調査し、被害の拡大防止措置を講じるとともに、施設を所有する町教育委員会に被害状況を報告する。 施設を所管する町教育委員会及び町長は、被害状況を調査し、応急復旧を行う。 4 応急教育 校長は、被災により授業ができないときは、臨時休校措置を講じる。正規の授業ができないときは、次の要領により応急授業を実施する。 (1) 実施場所の確保 町教育委員会は、校内での授業が困難なときは、場所及び収容人員等を考慮して、町内の他の学校、集会所、公民館、近隣市町の学校等を利用する。	宮城県地域防災計画の反映

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
町教育委員会は、実施場所が確保できないときは、仮設校舎を建設する。 (2) 教職員の確保 校長及び町教育委員会は、教員の被災状況を把握し、出勤できない職員の代替編成を講じる。 教員が不足する場合は、県教育委員会と協議して教員の確保に努める。 (3) 応急教育の方法 災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。 (4) 通学路の安全確保 教員は通学路の安全確保を行うとともに、保護者と相談のうえ、臨時の通学路を決める。 他の施設で授業を行う場合は、登下校手段の確保に努める。 (5) 試験、進路指導、受験対策 災害が学内試験や進路指導期に発生した場合は、次のような措置を講じる。 イ 学習の遅れを取り戻すための授業 ロ 受験料、入学金、授業料等の減免 ハ 奨学金の拡充 ニ 願書受付け期間、試験実施期間の変更要請 ホ 受験場へのバス等輸送手段の確保 ヘ 試験日の弁当の配給 ト 試験会場の追加 チ 被災した学生への特別措置(再試験等) リ 卒業認定、単位等への配慮 ヌ 企業への内定取消し防止要請 ル 学生の住宅の確保、斡旋 5 学用品等の調達 災害のため住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、すぐに入手できない児童生徒に対し、必要最小限の学用品を支給する。 (1) 対象 災害により住家が半壊、半焼、又は床上浸水以上の被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学に支障をきたしたものとする。	町教育委員会は、実施場所が確保できないときは、仮設校舎を建設する。 (2) 教職員の確保 校長及び町教育委員会は、教員の被災状況を把握し、出勤できない職員の代替編成を講じる。 教員が不足する場合は、県教育委員会と協議して教員の確保に努める。 (3) 応急教育の方法 災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。 (4) 通学路の安全確保 教員は通学路の安全確保を行うとともに、保護者と相談のうえ、臨時の通学路を決める。 他の施設で授業を行う場合は、登下校手段の確保に努める。 (5) 試験、進路指導、受験対策 災害が学内試験や進路指導期に発生した場合は、次のような措置を講じる。 イ 学習の遅れを取り戻すための授業 ロ 受験料、入学金、授業料等の減免 ハ 奨学金の拡充 ニ 願書受付け期間、試験実施期間の変更要請 ホ 受験場へのバス等輸送手段の確保 ヘ 試験日の弁当の配給 ト 試験会場の追加 チ 被災した学生への特別措置(再試験等) リ 卒業認定、単位等への配慮 ヌ 企業への内定取消し防止要請 ル 学生の住宅の確保、斡旋 5 学用品等の調達 災害のため住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、すぐに入手できない児童生徒に対し、必要最小限の学用品を支給する。 (1) 対象 災害により住家が半壊、半焼、又は床上浸水以上の被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学に支障をきたしたものとする。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
(2)学用品の種類等 イ 教科書(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号))又は教科書以外の教材で必要と認めるもの。 ロ 文房具及び通学用品費は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの。 (3)実施期間 教科書及び教科書以外の学用品の支給は1ヶ月以内、文房具及び通学用品は15日以内に完了する。 (4)給与の方法 〔教科書〕 町教育委員会は給与対象児童生徒を調査し、必要数量を県教育委員会に報告する。町教育委員会は県教育委員会よりその指示を受け、教科書供給所から供給を受け、校長を通じ対象者に配布する。 〔文房具及び通学用品等〕 町教育委員会が協力を要請できる業者から調達する。特別な事情があり調達できない場合、又は必要がある場合は県教育委員会に斡旋を依頼する。 文房具及び通学用品の費用は次のとおりとする。 イ 小学校児童・・・1人当たり 3,800 円 ロ 中学校生徒・・・1人当たり 4,100 円 教科書文具等の調達先は資料編(109 頁、「教科書文具等の調達先」)を参照 6 給 食 (1)校長、町教育委員会は、町と協議のうえ、速やかに復旧策を講じ、給食の継続に努める。 (2)給食物資は、学校給食会及び関係業者の協力を得て確保する。特別の事情のある地域で調達できないときは、県教育委員会に調達斡旋を依頼する。 (3)伝染病の発生予防等、衛生管理の徹底を図る。 (4)応急給食を必要とする場合は、一般の炊き出し等で、対応する。 7 学校が避難所となった場合の措置 避難所となった施設の管理者、町教育委員会及び町長は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。	(2)学用品の種類等 イ 教科書(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号))又は教科書以外の教材で必要と認めるもの。 ロ 文房具及び通学用品費は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの。 (3)実施期間 教科書及び教科書以外の学用品の支給は1ヶ月以内、文房具及び通学用品は15日以内に完了する。 (4)給与の方法 〔教科書〕 町教育委員会は給与対象児童生徒を調査し、必要数量を県教育委員会に報告する。町教育委員会は県教育委員会よりその指示を受け、教科書供給所から供給を受け、校長を通じ対象者に配布する。 〔文房具及び通学用品等〕 町教育委員会が協力を要請できる業者から調達する。特別な事情があり調達できない場合、又は必要がある場合は県教育委員会に斡旋を依頼する。 文房具及び通学用品の費用は次のとおりとする。 イ 小学校児童・・・1人当たり 3,800 円 ロ 中学校生徒・・・1人当たり 4,100 円 教科書文具等の調達先は資料編(109 頁、「教科書文具等の調達先」)を参照 6 給 食 (1)校長、町教育委員会は、町と協議のうえ、速やかに復旧策を講じ、給食の継続に努める。 (2)給食物資は、学校給食会及び関係業者の協力を得て確保する。特別の事情のある地域で調達できないときは、県教育委員会に調達斡旋を依頼する。 (3)伝染病の発生予防等、衛生管理の徹底を図る。 (4)応急給食を必要とする場合は、一般の炊き出し等で、対応する。 7 学校が避難所となった場合の措置 避難所となった施設の管理者、町教育委員会及び町長は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。	

第3章 災害応急対策

修 正 前（震災対策編）	修 正 後（地震対策編）	備 考																																																																																										
(1)町長は、施設の管理者、町教育委員会等と協議のうえ、施設・設備を点検し、避難所として使用する部分を決定する。 (2)町長は、避難所等に管理責任者を置き、施設の管理者、町教育委員会、自主防災組織と協議のうえ、避難所の運営にあたる。避難所の管理運営は各施設管理者が行い、<u>保健福祉課</u>が統括する。 (3)施設の管理者及び町教育委員会は、避難所の運営について積極的に協力する。 8 児童生徒の心のケア 教育委員会及び学校長は、児童生徒の災害による精神的な痛みを緩和できるよう、児童生徒個々に応じた心のケアに努める。 9 災害応急対策への生徒の協力 校長及び町教育委員会は、学校施設、設備等の応急復旧作業や、地域と連携した救援活動、応急復旧活動、応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもと参加できるよう、安全に十分配慮して検討する。	(1) 町長は、施設の管理者、町教育委員会等と協議のうえ、施設・設備を点検し、避難所として使用する部分を決定する。 (2) 町長は、避難所等に管理責任者を置き、施設の管理者、町教育委員会、自主防災組織と協議のうえ、避難所の運営にあたる。避難所の管理運営は各施設管理者が行い、<u>福祉課</u>が統括する。 (3) 施設の管理者及び町教育委員会は、避難所の運営について積極的に協力する。 8 児童生徒の心のケア 教育委員会及び学校長は、児童生徒の災害による精神的な痛みを緩和できるよう、児童生徒個々に応じた心のケアに努める。 9 災害応急対策への生徒の協力 校長及び町教育委員会は、学校施設、設備等の応急復旧作業や、地域と連携した救援活動、応急復旧活動、応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもと参加できるよう、安全に十分配慮して検討する。																																																																																											
学校施設の状況 <table><tr><th>学校名</th><th>所在地</th><th>教室数</th><th>収容可能人員</th></tr><tr><td>亘理小学校</td><td>字下小路 22-2</td><td>41</td><td>1,900 人</td></tr><tr><td>荒浜小学校</td><td>荒浜字隈潟 67</td><td>21</td><td>1,000</td></tr><tr><td>吉田小学校</td><td>吉田字宮前 63</td><td>10</td><td>700</td></tr><tr><td>長瀬小学校</td><td>長瀬字南原 193-1</td><td>21</td><td>1,200</td></tr><tr><td>逢隈小学校</td><td>逢隈田沢字鈴木堀 93-1</td><td>22</td><td>1,700</td></tr><tr><td>高屋小学校</td><td>逢隈高屋字保戸原 54-2</td><td>11</td><td>600</td></tr><tr><td>亘理中学校</td><td>字沼頭 1</td><td>37</td><td>2,300</td></tr><tr><td>荒浜中学校</td><td>荒浜字東木倉 70-1</td><td>16</td><td>1,000</td></tr><tr><td>吉田中学校</td><td>吉田字松元 238-14</td><td>14</td><td>1,100</td></tr><tr><td>逢隈中学校</td><td>逢隈牛袋字南西河原 2-6</td><td>18</td><td>1,100</td></tr></table>			学校名	所在地	教室数	収容可能人員	亘理小学校	字下小路 22-2	41	1,900 人	荒浜小学校	荒浜字隈潟 67	21	1,000	吉田小学校	吉田字宮前 63	10	700	長瀬小学校	長瀬字南原 193-1	21	1,200	逢隈小学校	逢隈田沢字鈴木堀 93-1	22	1,700	高屋小学校	逢隈高屋字保戸原 54-2	11	600	亘理中学校	字沼頭 1	37	2,300	荒浜中学校	荒浜字東木倉 70-1	16	1,000	吉田中学校	吉田字松元 238-14	14	1,100	逢隈中学校	逢隈牛袋字南西河原 2-6	18	1,100	学校施設の状況 <table><tr><th>学校名</th><th>所在地</th><th>教室数</th><th>収容可能人員</th></tr><tr><td>亘理小学校</td><td>字下小路 22-2</td><td>41</td><td>1,900 人</td></tr><tr><td>荒浜小学校</td><td>荒浜字隈潟 67</td><td>21</td><td>1,000</td></tr><tr><td>吉田小学校</td><td>吉田字宮前 63</td><td>10</td><td>700</td></tr><tr><td>長瀬小学校</td><td>長瀬字南原 193-1</td><td>21</td><td>1,200</td></tr><tr><td>逢隈小学校</td><td>逢隈田沢字鈴木堀 93-1</td><td>22</td><td>1,700</td></tr><tr><td>高屋小学校</td><td>逢隈高屋字保戸原 54-2</td><td>11</td><td>600</td></tr><tr><td>亘理中学校</td><td>字沼頭 1</td><td>37</td><td>2,300</td></tr><tr><td>荒浜中学校</td><td>荒浜字東木倉 70-1</td><td>16</td><td>1,000</td></tr><tr><td>吉田中学校</td><td>吉田字松元 238-14</td><td>14</td><td>1,100</td></tr><tr><td>逢隈中学校</td><td>逢隈牛袋字南西河原 2-6</td><td>18</td><td>1,100</td></tr></table>		学校名	所在地	教室数	収容可能人員	亘理小学校	字下小路 22-2	41	1,900 人	荒浜小学校	荒浜字隈潟 67	21	1,000	吉田小学校	吉田字宮前 63	10	700	長瀬小学校	長瀬字南原 193-1	21	1,200	逢隈小学校	逢隈田沢字鈴木堀 93-1	22	1,700	高屋小学校	逢隈高屋字保戸原 54-2	11	600	亘理中学校	字沼頭 1	37	2,300	荒浜中学校	荒浜字東木倉 70-1	16	1,000	吉田中学校	吉田字松元 238-14	14	1,100	逢隈中学校	逢隈牛袋字南西河原 2-6	18	1,100
学校名	所在地	教室数	収容可能人員																																																																																									
亘理小学校	字下小路 22-2	41	1,900 人																																																																																									
荒浜小学校	荒浜字隈潟 67	21	1,000																																																																																									
吉田小学校	吉田字宮前 63	10	700																																																																																									
長瀬小学校	長瀬字南原 193-1	21	1,200																																																																																									
逢隈小学校	逢隈田沢字鈴木堀 93-1	22	1,700																																																																																									
高屋小学校	逢隈高屋字保戸原 54-2	11	600																																																																																									
亘理中学校	字沼頭 1	37	2,300																																																																																									
荒浜中学校	荒浜字東木倉 70-1	16	1,000																																																																																									
吉田中学校	吉田字松元 238-14	14	1,100																																																																																									
逢隈中学校	逢隈牛袋字南西河原 2-6	18	1,100																																																																																									
学校名	所在地	教室数	収容可能人員																																																																																									
亘理小学校	字下小路 22-2	41	1,900 人																																																																																									
荒浜小学校	荒浜字隈潟 67	21	1,000																																																																																									
吉田小学校	吉田字宮前 63	10	700																																																																																									
長瀬小学校	長瀬字南原 193-1	21	1,200																																																																																									
逢隈小学校	逢隈田沢字鈴木堀 93-1	22	1,700																																																																																									
高屋小学校	逢隈高屋字保戸原 54-2	11	600																																																																																									
亘理中学校	字沼頭 1	37	2,300																																																																																									
荒浜中学校	荒浜字東木倉 70-1	16	1,000																																																																																									
吉田中学校	吉田字松元 238-14	14	1,100																																																																																									
逢隈中学校	逢隈牛袋字南西河原 2-6	18	1,100																																																																																									
第<u>2</u> 社会教育施設(教育委員会) 1 実施責任者			第<u>3</u> 社会教育施設 1 実施責任者																																																																																									

第3章 災害応急対策

修 正 前（震災対策編）	修 正 後（地震対策編）	備 考																																								
町教育委員会、施設の管理者、町長が協議のうえ、速やかに応急対策を講じる。 各施設においては、平常時に災害時の応急対策マニュアルの作成に努める。 2 応急対策 (1)開館中 施設が開館中の場合は、次の措置を講じる。 イ 在館の施設利用者の避難誘導 ロ 負傷者の救護、医療機関への搬送 ハ 施設の安全点検、応急処置 ニ 町教育委員会、町長、消防機関への連絡、応援要請 ホ 施設が利用できない場合の臨時休館措置 ヘ 資料の保存 (2)閉館中 施設が閉館中の場合は、施設長及び職員は直ちに出勤し、次の措置を講じる。 イ 被害の状況の調査 ロ 教育委員会への連絡 ハ 施設の安全点検、応急措置 ニ 資料の保存 3 施設が避難所となった場合 施設管理者は、町教育委員会及び町長に協力し、円滑な避難所運営に努める。 避難所の管理運営は各施設管理者とし、<u>保健福祉課</u>が統括する。 社 会 教 育 施 設 等 の 状 況 <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th><th>施設概況 (m2)</th><th>収容可能人員 (人)</th></tr><tr><td>中央公民館</td><td>字旧館 61-22</td><td>鉄筋コンクリート造 一部二階建 3, 030</td><td>400</td></tr><tr><td>農村環境改善センター</td><td>吉田字大塚 185</td><td>鉄筋コンクリート造 二階建 2, 641</td><td>600</td></tr><tr><td>佐藤記念体育館</td><td>字旧館 62-1</td><td>鉄骨造 一部二階建 1, 802</td><td>600</td></tr><tr><td>吉田体育館</td><td>吉田字大塚 172</td><td>鉄骨造 平屋建 1, 353</td><td>600</td></tr></table>	施設名	所在地	施設概況 (m2)	収容可能人員 (人)	中央公民館	字旧館 61-22	鉄筋コンクリート造 一部二階建 3, 030	400	農村環境改善センター	吉田字大塚 185	鉄筋コンクリート造 二階建 2, 641	600	佐藤記念体育館	字旧館 62-1	鉄骨造 一部二階建 1, 802	600	吉田体育館	吉田字大塚 172	鉄骨造 平屋建 1, 353	600	町教育委員会、施設の管理者、町長が協議のうえ、速やかに応急対策を講じる。 各施設においては、平常時に災害時の応急対策マニュアルの作成に努める。 2 応急対策 (1) 開館中 施設が開館中の場合は、次の措置を講じる。 イ 在館の施設利用者の避難誘導 ロ 負傷者の救護、医療機関への搬送 ハ 施設の安全点検、応急処置 ニ 町教育委員会、町長、消防機関への連絡、応援要請 ホ 施設が利用できない場合の臨時休館措置 ヘ 資料の保存 (2) 閉館中 施設が閉館中の場合は、施設長及び職員は直ちに出勤し、次の措置を講じる。 イ 被害の状況の調査 ロ 教育委員会への連絡 ハ 施設の安全点検、応急措置 ニ 資料の保存 3 施設が避難所となった場合 施設管理者は、町教育委員会及び町長に協力し、円滑な避難所運営に努める。 避難所の管理運営は各施設管理者とし、<u>福祉課</u>が統括する。 社 会 教 育 施 設 等 の 状 況 <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th><th>施設概況 (m2)</th><th>収容可能人員 (人)</th></tr><tr><td>中央公民館</td><td>字旧館 61-22</td><td>鉄筋コンクリート造 一部二階建 3, 030</td><td>400</td></tr><tr><td>農村環境改善センター</td><td>吉田字大塚 185</td><td>鉄筋コンクリート造 二階建 2, 641</td><td>600</td></tr><tr><td>佐藤記念体育館</td><td>字旧館 62-1</td><td>鉄骨造 一部二階建 1, 802</td><td>600</td></tr><tr><td>吉田体育館</td><td>吉田字大塚 172</td><td>鉄骨造 平屋建 1, 353</td><td>600</td></tr></table>	施設名	所在地	施設概況 (m2)	収容可能人員 (人)	中央公民館	字旧館 61-22	鉄筋コンクリート造 一部二階建 3, 030	400	農村環境改善センター	吉田字大塚 185	鉄筋コンクリート造 二階建 2, 641	600	佐藤記念体育館	字旧館 62-1	鉄骨造 一部二階建 1, 802	600	吉田体育館	吉田字大塚 172	鉄骨造 平屋建 1, 353	600	
施設名	所在地	施設概況 (m2)	収容可能人員 (人)																																							
中央公民館	字旧館 61-22	鉄筋コンクリート造 一部二階建 3, 030	400																																							
農村環境改善センター	吉田字大塚 185	鉄筋コンクリート造 二階建 2, 641	600																																							
佐藤記念体育館	字旧館 62-1	鉄骨造 一部二階建 1, 802	600																																							
吉田体育館	吉田字大塚 172	鉄骨造 平屋建 1, 353	600																																							
施設名	所在地	施設概況 (m2)	収容可能人員 (人)																																							
中央公民館	字旧館 61-22	鉄筋コンクリート造 一部二階建 3, 030	400																																							
農村環境改善センター	吉田字大塚 185	鉄筋コンクリート造 二階建 2, 641	600																																							
佐藤記念体育館	字旧館 62-1	鉄骨造 一部二階建 1, 802	600																																							
吉田体育館	吉田字大塚 172	鉄骨造 平屋建 1, 353	600																																							

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)				修 正 後 (地震対策編)				備 考	
武道館	字旧館 62-1	鉄筋コンクリート造 平屋建 646	300	武道館	字旧館 62-1	鉄筋コンクリート造 平屋建 646	300		
B&G 亘理海洋 センター	逢隈田沢字鈴木堀 6-7	鉄骨造 平屋建 1102	500	B&G 亘理海洋 センター	逢隈田沢字鈴木堀 6-7	鉄骨造 平屋建 1102	500		
郷土資料館 図書館	字西郷 140	鉄筋コンクリート造 五階建 5, 114	150	郷土資料館 図書館	字西郷 140	鉄筋コンクリート造 五階建 5, 114	150		
勤労青少年ホ ーム	荒浜字中野 33	鉄筋コンクリート造 二階建 535	200	勤労青少年ホ ーム	荒浜字中野 33	鉄筋コンクリート造 二階建 535	200		
荒浜体育館	荒浜字中野 33	鉄骨造 平屋建 999	450	荒浜体育館	荒浜字中野 33	鉄骨造 平屋建 999	450		
農村創作活動 センター	吉田字宮前 58-1	木造瓦葺 平屋建 241	50	農村創作活動 センター	吉田字宮前 58-1	木造瓦葺 平屋建 241	50		
働く 婦人の家	逢隈田沢字鈴木堀 6-4	鉄筋コンクリート造 二階建 887	200	働く 婦人の家	逢隈田沢字鈴木堀 6-8	鉄筋コンクリート造 二階建 887	200		
亘理保育所	字中町東 190-1	木造平産建 453	200						
鹿島保育所	逢隈鹿島字吹田 34-2	木造平屋建 783	300						
荒浜保育所	荒浜字御狩屋 159-78	木造平屋建 414	100						
吉田保育所	長瀬字面原 193-30	鉄骨平屋建 538	140						
施設名	所在地	施設概況 (m2)	収容可能 人員 (人)						
逢隈保育園	逢隈田沢字鈴木堀 6-1	木造平屋建 484	130						
荒浜児童館	荒浜字御狩屋 159-77	木造平屋建 559	120						
吉田西児童館	吉田字宮前 40	鉄筋平屋建	100						
逢隈児童館	逢隈田沢字鈴木堀 6-1	木造平屋建 193	60						
二杉園	逢隈鹿島字吹田 34-2	木造平屋建 132	25						

第3章 災害応急対策

修正前（ <u>震災対策編</u> ）	修正後（ <u>地震対策編</u> ）	備考
<u>第3 文化財(教育委員会)</u> 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害状況を県教育委員会（国・県指定文化財）及び町教育委員会（町指定文化財）に連絡し、指示を得る。 町教育委員会は、町指定文化財について、文化財の管理者に対し応急措置等について指導・助言を行う。 各施設においては、平常時に災害時の応急対策マニュアルの作成に努める。	<u>第4 文化財</u> 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害状況を県教育委員会（国・県指定文化財）及び町教育委員会（町指定文化財）に連絡し、指示を得る。 町教育委員会は、町指定文化財について、文化財の管理者に対し応急措置等について指導・助言を行う。 各施設においては、平常時に災害時の応急対策マニュアルの作成に努める。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第25節 防災資機材の調達及び労働力の確保 町は災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合に、迅速な応急対策を実施できるよう、必要な資機材を準備する。 <u>実施機関及び担当業務</u> ・災害時の応急活動に必要な資機材の調達は町長が行う。 ・それぞれの応急活動に必要な資機材の手配は各課で行い、総務課が総括し、調整する。 第1 緊急使用のための調達(総務課) 1 町長は、あらかじめ協力を依頼している業者、団体等から、応急対策活動に必要な防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。 2 各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等へ協力を依頼する。 3 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、町へ要請する。総務課はその内容に応じて、関係課等へ依頼し、確保した上で自主防災組織等へ配分する。 4 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置 (1)防災関係機関は、地震が発生した場合において、亘理町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。 (2)機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。 第2 労働力の確保(産業観光課)	第24節 防災資機材の調達及び労働力の確保 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>総務課、商工観光課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>ハローワーク仙台</td></tr></table> 第1 目的 <u>大規模な災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。</u> <u>このため、町及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。</u> 第2 緊急使用のための調達 1 町長は、あらかじめ協力を依頼している業者、団体等から、応急対策活動に必要な防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。 2 各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等へ協力を依頼する。 3 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、町へ要請する。総務課はその内容に応じて、関係課等へ依頼し、確保した上で自主防災組織等へ配分する。 4 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置 (1)町は、地震が発生した場合において、亘理町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。 (2)機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。 第3 労働力の確保	主な実施担当	総務課、商工観光課	防災関係機関等	ハローワーク仙台	宮城県地域防災計画の反映
主な実施担当	総務課、商工観光課					
防災関係機関等	ハローワーク仙台					

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
災害時に、迅速かつ的確な応急対策を講じるため、民間団体等の協力や労働者の雇用により必要な要員を確保する。 実施機関及び担当業務 ・町が実施する応急対策に必要な労働力の確保は町長が行う。 ・労働力の配分は産業観光課が担当する。 1 民間団体への応援 町長は、応援の協力を依頼できる民間の団体へ応援を要請する。 2 労働力の雇用 町長は、応急活動に必要な作業や不足している人員等の状況により、労働者を雇い入れる。 (1)労働者の雇用の範囲 労働者の雇用の範囲は次のとおりとする。 イ 罹災者の避難 ロ 医療及び助産における移送 ハ 罹災者の救出(救出する機械等の操作も含む) ニ 飲料水の供給(供給する機械等の操作及び浄水用医薬品等の配布も含む) ホ 救援用物資の整理、輸送及び配分 ヘ 死体の搜索及び処理 (2)雇用の方法 原則として、ハローワーク仙台を通じて行う。 地域内で労働力が確保できない時は、知事又は隣接市町長に対し技術者の派遣を依頼する。 雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。 イ 雇用を要する目的 ロ 作業内容 ハ 所要人員 ニ 雇用期間 ホ 従事する地域 ヘ 輸送、宿泊等の方法 (3)宿泊場所 雇用者の宿泊予定場所は資料編(110 頁、「応急活動雇用者の宿泊先」)を参照 (4)労働力の賃金	災害時に、迅速かつ的確な応急対策を講じるため、民間団体等の協力や労働者の雇用により必要な要員を確保する。 実施機関及び担当業務 ・町が実施する応急対策に必要な労働力の確保は町長が行う。 ・労働力の配分は商工観光課が担当する。 1 民間団体への応援 町長は、応援の協力を依頼できる民間の団体へ応援を要請する。 2 労働力の雇用 町長は、応急活動に必要な作業や不足している人員等の状況により、労働者を雇い入れる。 (1)労働者の雇用の範囲 労働者の雇用の範囲は次のとおりとする。 イ 罹災者の避難 ロ 医療及び助産における移送 ハ 罹災者の救出(救出する機械等の操作も含む) ニ 飲料水の供給(供給する機械等の操作及び浄水用医薬品等の配布も含む) ホ 救援用物資の整理、輸送及び配分 ヘ 遺体の搜索及び処理 (2)雇用の方法 原則として、ハローワーク仙台を通じて行う。 地域内で労働力が確保できない時は、知事又は隣接市町長に対し技術者の派遣を依頼する。 雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。 イ 雇用を要する目的 ロ 作業内容 ハ 所要人員 ニ 雇用期間 ホ 従事する地域 ヘ 輸送、宿泊等の方法 (3)宿泊場所 雇用者の宿泊予定場所は資料編(110 頁、「応急活動雇用者の宿泊先」)を参照 (4)労働力の賃金	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
労働者の賃金は、災害救助法に定める費用の限度額に準じる。 4 関係機関への応援要請 (1) 指定行政機関又は指定地方行政機関への応援要請 町長は、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により要請する。 イ 派遣を要請する理由 ロ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ハ 派遣を必要とする期間 ニ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ホ その他職員の派遣について必要な事項 (2) 知事に対する職員の斡旋要請 町長は、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の市町村の職員派遣の斡旋を要請する場合は、次の事項を記載した文書により行う。 イ 派遣の斡旋を求める理由 ロ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ハ 職員を必要とする期間 ニ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ホ その他職員の派遣斡旋について必要な事項 5 従事命令等による応急措置の業務 町長は、災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各法令に基づく従事命令等による応急業務を行う。 (1) 知事の従事命令等 イ 従事命令 応急措置を実施するため、従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。 (イ) 医師、歯科医師又は薬剤師 (ロ) 保健師、助産師又は看護師 (ハ) 土木技術者又は建築技術者 (ニ) 大工、左官又はとび職 (ホ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (ヘ) 鉄道事業者及びその従事者 (ト) 自動車運送業者及びその従事者 (チ) 船舶運送業者及びその従事者	労働者の賃金は、災害救助法に定める費用の限度額に準じる。 4 関係機関への応援要請 (1) 指定行政機関又は指定地方行政機関への応援要請 町長は、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により要請する。 イ 派遣を要請する理由 ロ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ハ 派遣を必要とする期間 ニ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ホ その他職員の派遣について必要な事項 (2) 知事に対する職員の斡旋要請 町長は、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の市町村の職員派遣の斡旋を要請する場合は、次の事項を記載した文書により行う。 イ 派遣の斡旋を求める理由 ロ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ハ 職員を必要とする期間 ニ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ホ その他職員の派遣斡旋について必要な事項 5 従事命令等による応急措置の業務 町長は、災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各法令に基づく従事命令等による応急業務を行う。 (1) 知事の従事命令等 イ 従事命令 応急措置を実施するため、従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。 (イ) 医師、歯科医師又は薬剤師 (ロ) 保健師、助産師又は看護師 (ハ) 土木技術者又は建築技術者 (ニ) 大工、左官又はとび職 (ホ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (ヘ) 鉄道事業者及びその従事者 (ト) 自動車運送業者及びその従事者 (チ) 船舶運送業者及びその従事者	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
(リ)港湾運送業者及びその従事者 ロ 協力命令 応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。 ハ 保管命令等 救助のための管理、使用、収容できるもの、また保管することができるものは次のとおりである。 (イ)応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの。 (ロ)応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。 6 他機関からの応援依頼 町長は、法令の定めるところにより、指定公共機関及び指定地方公共機関から応援を求められた場合は、これに協力する。 第3 労働の配分(産業観光課) 1 労働の配分担当 労働の配分担当は産業観光課とする。 2 労働の配分方法 各応急対策計画の実施担当責任者は、労働力の必要がある場合は労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、産業観光課長に労働供給の要請を行う。 産業観光課長は、労働供給の円滑な運営を図るため各担当責任者からの要請をとりまとめ必要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。	(リ)港湾運送業者及びその従事者 ロ 協力命令 応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる<u>ことができる。</u> ハ 保管命令等 救助のための管理、使用、収容できるもの、また保管することができるものは次のとおりである。 (イ)応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの。 (ロ)応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。 <u>ニ 保管命令対象者</u> <u>病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。</u> 6 他機関からの応援依頼 町長は、法令の定めるところにより、指定公共機関及び指定地方公共機関から応援を求められた場合は、これに協力する。 第4 労働の配分 1 労働の配分担当 労働の配分担当は<u>商工観光課</u>とする。 2 労働の配分方法 各応急対策計画の実施担当責任者は、労働力の必要がある場合は労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、<u>商工観光課長</u>に労働供給の要請を行う。 商工観光課長は、労働供給の円滑な運営を図るため各担当責任者からの要請をとりまとめ必要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。	宮城県地域防災計画の反映

第3章 災害応急対策

修 正 前（震災対策編）	修 正 後（地震対策編）	備 考				
第26節 公共土木施設等の応急復旧 （産業観光課、都市建設課、保健福祉課） 施設の管理者は、災害時に救助、負傷者等の病院への搬送、避難、物資の輸送、火災の延焼防止等が円滑に行われるよう、また、二次災害が発生しないよう、さらに住民生活や経済活動が早期に復興できるよう、<u>道路、河川、鉄道、公園等の応急対策を実施する。</u> <u>実施機関及び担当業務</u> ・各公共土木施設等の応急復旧対策は次の者が行う。 <u>道路施設……………道路管理者及び都市建設課</u> <u>河川施設……………河川管理者及び都市建設課</u> <u>鉄道施設……………東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)</u> <u>農地、農業施設…産業観光課</u> <u>公園等施設：都市公園…都市建設課</u> <u>農村公園…産業観光課</u> <u>児童公園…保健福祉課</u> <u>廃棄物処理施設…亘理名取共立衛生処理組合、町民生活課</u> 第1 道路施設 1 被害状況の点検、発見 道路管理者は、<u>災害が発生した場合、又は災害が発生する恐れのある場合は、速やかにパトロール等により緊急点検を実施する。</u>	第25節 公共土木施設等の応急復旧 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>農林水産課、都市建設課、福祉課、健康推進課、町民生活課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、亘理名取共立衛生処理組合、その他防災関係機関</td></tr></table> 第1 目的 <u>道路、鉄道等の交通基盤、漁港、河川、海岸及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な災害の発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。</u> <u>このため、これらの施設の管理者は、災害時に救助、負傷者等の病院への搬送、避難、物資の輸送、火災の延焼防止等が円滑に行われるよう、また、二次災害が発生しないよう、さらに住民生活や経済活動が早期に復興できるよう、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。</u> 第2 道路施設 1 被害状況の点検、発見 道路管理者は、<u>地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により緊急点検を実施する。</u>	主な実施担当	農林水産課、都市建設課、福祉課、健康推進課、町民生活課	防災関係機関等	東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、亘理名取共立衛生処理組合、その他防災関係機関	防災基本計画の反映
主な実施担当	農林水産課、都市建設課、福祉課、健康推進課、町民生活課					
防災関係機関等	東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、亘理名取共立衛生処理組合、その他防災関係機関					

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
災害により道路が被害を受けていることを発見した者は、都市建設課に連絡する。都市建設課がその情報を得た場合は、直ちに該当する道路管理者へ連絡する。 2 被害状況の把握、整理 道路管理者は、それぞれ管理している道路の被害状況を把握しあらかじめ定められている町の緊急輸送道路等を中心に、応急措置の優先順位を決定する。 都市建設課は町内のすべての道路の被害状況を把握、整理するため、それぞれの道路管理者等からの情報収集に努め、随時町長へ報告する。町長はそれらの情報をもとに、特に早急に復旧が必要な道路の応急措置を道路管理者へ要請するとともに、適切な避難、物資の輸送等の計画を立てる。 3 道路の応急措置 道路が被害を受けた場合は、道路管理者は相互に連絡をとり、優先順位に基づき、障害物の除去及び応急復旧工事を実施する。その際、二次災害が発生しないよう十分配慮する。 また、応急復旧にあたっては、応援要請できる民間の建設業者の応援を得て行う。 第2 河川施設 1 河川管理者は、<u>災害が発生したとき又は発生する恐れがあるときには、直ちに緊急点検を実施する。</u> 2 応急工事が必要な場合には、被害の状況や防災拠点となる場所等を総合的に判断し、速やかに復旧工事を行う。 3 洪水や内水氾濫等により浸水が発生したときには、排水ポンプ等により排水を行うとともに、必要に応じて消防ポンプ自動車等を活用する。 4 水防活動の詳細については、「亘理町水防計画」により実施する。 第3 海岸保全施設 海岸管理者は、災害発生直後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。 1 海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等	災害により道路が被害を受けていることを発見した者は、都市建設課に連絡する。都市建設課がその情報を得た場合は、直ちに該当する道路管理者へ連絡する。 2 被害状況の把握、整理 道路管理者は、それぞれ管理している道路の被害状況を把握しあらかじめ定められている町の緊急輸送道路等を中心に、応急措置の優先順位を決定する。 都市建設課は町内のすべての道路の被害状況を把握、整理するため、それぞれの道路管理者等からの情報収集に努め、随時町長へ報告する。町長はそれらの情報をもとに、特に早急に復旧が必要な道路の応急措置を道路管理者へ要請するとともに、適切な避難、物資の輸送等の計画を立てる。 3 道路の応急措置 道路が被害を受けた場合は、道路管理者は相互に連絡をとり、優先順位に基づき、障害物の除去及び応急復旧工事を実施する。その際、二次災害が発生しないよう十分配慮する。 また、応急復旧にあたっては、応援要請できる民間の建設業者の応援を得て行う。 第3 河川施設 1 河川管理者は、<u>地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）に緊急点検を実施する。</u> 2 応急工事が必要な場合には、被害の状況や防災拠点となる場所等を総合的に判断し、速やかに復旧工事を行う。 3 洪水や内水氾濫等により浸水が発生したときには、排水ポンプ等により排水を行うとともに、必要に応じて消防ポンプ自動車等を活用する。 4 水防活動の詳細については、「亘理町水防計画」により実施する。 第4 海岸保全施設 海岸管理者は、災害発生直後<u>（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）</u>にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。 1 海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等	防災基本計画の反映

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。 2 海岸管理者は、災害発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には町等と連絡をとり、二次災害の防止に努める。 第4 砂防関係施設 砂防関係施設管理者は、災害発生後に砂防施設の点検を実施し、破損、損壊等の被災箇所の発見に努め、甚大な被害があった場合は、被害の拡大防止を図るとともに、施設付近の状況についても観察し、二次災害の可能性について確認する。 第5 漁港施設 漁港施設管理者は、波浪・高潮等による災害が発生すると思われるとき、又は災害発生直後、パトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。	を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。 2 海岸管理者は、災害発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には町等と連絡をとり、二次災害の防止に努める。 第5 砂防関係施設 砂防関係施設管理者は、災害発生後に砂防施設の点検を実施し、破損、損壊等の被災箇所の発見に努め、甚大な被害があった場合は、被害の拡大防止を図るとともに、施設付近の状況についても観察し、二次災害の可能性について確認する。 第6 漁港施設 漁港施設管理者は、波浪・高潮等による災害が発生すると思われるとき、又は災害発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）、パトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。 第7 鉄道施設 (1) <u>東日本旅客鉄道株式会社は、災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。</u> (2) <u>関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。</u> イ <u>JR 電話・NTT 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及びFAXを整備する。</u> ロ <u>自動車無線、列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。</u> ハ <u>風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。</u> (3) <u>気象異常時の対応</u> イ <u>施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所に伝達する。</u> ロ <u>輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びSI 値（カイン）が運転規</u>	宮城県地域防災計画の反映

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
第6 農地、農業用施設 応急復旧担当は産業観光課とする。 地震、地すべり、水害等により農地や農業施設が被災したときには、二次災害による被害拡大を防ぐため速やかに現地調査、点検を行い、必要に応じて優先順位の高いものから順次復旧工事を行う。その際、二次災害が発生しないよう十分配慮する。 第7 公園等施設 1 応急復旧担当は、都市建設課、産業観光課、保健福祉課とする。 2 災害が発生したら、直ちに緊急点検を行い、避難場所や避難経路と	制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕 ※ SI 値とは、地震によって一般的な建物にどの程度被害が生じるかを数値化したもの。 (4) 旅客及び公衆等の避難 イ 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。 ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。 (5) 消防及び救助に関する措置 イ 火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。 ロ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。 ハ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関に応援要請を行う。 第8 農地、農業施設 応急復旧担当は農林水産課とする。 地震、地すべり、水害等により農地や農業施設が被災したときには、二次災害による被害拡大を防ぐため速やかに現地調査、点検を行い、必要に応じて優先順位の高いものから順次復旧工事を行う。その際、二次災害が発生しないよう十分配慮する。 また、地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。 第9 公園等施設 1 応急復旧担当は、都市建設課、農林水産課、福祉課とする。 2 災害が発生したら、直ちに緊急点検を行い、避難場所や避難経路と	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
なる緊急性の高いところから応急復旧工事を実施する。 3 総務課は、それぞれの公園等の被害状況を総括し、臨時の避難場所、避難経路や緊急物資の輸送経路等の計画を立てる。 第8 廃棄物処理施設 1 応急復旧担当は、亘理名取共立衛生処理組合及び町民生活課とする。 2 亘理清掃センター及び浄化センターが被災したときには、町は亘理名取共立衛生処理組合に対し速やかに応急復旧を要請するとともに、二次災害の防止に努める。 第9 その他の施設 町は、被災建築物応急危険度判定制度により、被災した住宅等の危険度判定を実施する。これを円滑に実施するため、必要に応じて県に支援を要請する。 県の支援を受けて「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(全国被災建築物応急危険度判定協議会)」、「被災建築物応急危険度判定マニュアル(財団法人日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会)」に基づき被災建築物応急危険度判定を実施する。	なる緊急性の高いところから応急復旧工事を実施する。 3 総務課は、それぞれの公園等の被害状況を総括し、臨時の避難場所、避難経路や緊急物資の輸送経路等の計画を立てる。 第10 廃棄物処理施設 1 応急復旧担当は、亘理名取共立衛生処理組合及び町民生活課とする。 2 亘理清掃センター及び浄化センターが被災したときには、町は亘理名取共立衛生処理組合に対し速やかに応急復旧を要請するとともに、二次災害の防止に努める。 <u>3 町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。</u> <u>4 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行ない、可能な限りリサイクルに努める。</u> <u>5 災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。</u> 第11 その他の施設 町は、被災建築物応急危険度判定制度により、被災した住宅等の危険度判定を実施する。これを円滑に実施するため、必要に応じて県に支援を要請する。 県の支援を受けて「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(全国被災建築物応急危険度判定協議会)」、「被災建築物応急危険度判定マニュアル(財団法人日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会)」に基づき被災建築物応急危険度判定を実施する。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 （震災対策編）	修 正 後 （地震対策編）	備 考				
第27節 ライフライン施設 <u>施設の管理者はライフライン施設が被災した場合に、避難所の生活や医療活動等、応急対策に支障がないよう、また住民生活や経済活動等に影響が出ないよう、速やかに施設の復旧に努め応急対策を実施する。</u> <u>実施機関及び担当業務</u> ・各ライフライン施設等の応急復旧対策は次の者が行う。 水道施設……………上下水道課 下水道施設……………上下水道課 電力施設……………東北電力(株)岩沼営業所(連絡調整は総務課) 電信、電話施設……東日本電信電話(株)宮城支店(連絡調整は総務課) 第1 水道施設(上下水道課) 1 応急体制及び応急措置 上下水道課は、災害対策本部の配備体制に基づき職員を配備し、直ちに水道施設の被害状況を点検し、必要があるときは応急工事を行う。その際、避難所や医療施設等緊急性の高い施設から順次行う。また、日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて支援要請を行う。	第26節 ライフライン施設等の応急復旧 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>総務課、上下水道課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>東北電力(株)岩沼営業所、東日本電信電話(株)宮城支店、東日本高速道路(株)東北支社、(社)宮城県エルピーガス協会仙南第三支部、宮城県エルピーガス保安センター協同組合第1支所、その他防災関係機関</td></tr></table> 第1 目的 <u>災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、都市機能が著しく低下し、町民の生命、財産が危険にさらされることとなることから、被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。</u> <u>このため、災害時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、復旧に必要な要員及び資機材を確保するとともに、迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ広域的な応援体制をとるよう努める。</u> 第2 上水道施設 1 応急体制及び応急措置 上下水道課は、災害対策本部の配備体制に基づき職員を配備し、直ちに水道施設の被害状況を点検し、必要があるときは応急工事を行う。その際、避難所や医療施設等緊急性の高い施設から順次行う。また、日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて支援要請を行う。	主な実施担当	総務課、上下水道課	防災関係機関等	東北電力(株)岩沼営業所、東日本電信電話(株)宮城支店、東日本高速道路(株)東北支社、(社)宮城県エルピーガス協会仙南第三支部、宮城県エルピーガス保安センター協同組合第1支所、その他防災関係機関	防災基本計画の反映
主な実施担当	総務課、上下水道課					
防災関係機関等	東北電力(株)岩沼営業所、東日本電信電話(株)宮城支店、東日本高速道路(株)東北支社、(社)宮城県エルピーガス協会仙南第三支部、宮城県エルピーガス保安センター協同組合第1支所、その他防災関係機関					

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
復旧工事に時間がかかる場合は、応急給水を実施する。（詳細は「第1編第3章第14節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に記載している。） ■水道施設復旧フロー <pre> graph TD A[災害発生] --> B[情報収集] B -- "→「第5節 災害情報の収集・伝達体制」参照 ・漏水等の被害箇所の供給停止" --> C[応急復旧計画の策定] C -- "・想定した被害状況に応じて復旧計画を策定し、応援要請等について判断" --> D[応急復旧資機材の確保] D --> E[応急復旧の実施] F[応援要請、受け入れ] --> E E -- "・取水、浄水、配水施設等の基幹施設 ・医療機関等の重要施設に配水する管路" --> G[住民への広報] </pre> (1)町は、災害発生後速やかに施設等の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。 (2)町は、応急復旧計画に基づき、取水、浄水、配水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。 (3)町は、必要な場合、県に対して、資機材や技術者等についての応援を要請する。 (4)町は円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとする。 第2 下水道施設(上下水道課) 1 応急体制及び応急措置 上下水道課は、災害対策本部の配備体制に基づき職員を配備し、直ちに	復旧工事に時間がかかる場合は、応急給水を実施する。（詳細は「第1編第3章第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に記載している。） ■上水道施設復旧フロー <pre> graph TD A[災害発生] --> B[情報収集] B -- "→「第1節 情報の収集・伝達」参照 ・漏水等の被害箇所の供給停止" --> C[応急復旧計画の策定] C -- "・想定した被害状況に応じて復旧計画を策定し、応援要請等について判断" --> D[応急復旧資機材の確保] D --> E[応急復旧の実施] F[応援要請、受け入れ] --> E E -- "・取水、導水、浄水施設等の基幹施設 ・医療機関等の重要施設に配水する管路" --> G[住民への広報] </pre> (1) 町は、災害発生後速やかに施設等の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。 (2) 町は、応急復旧計画に基づき、取水、浄水、配水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。 (3) 町は、必要な場合、県に対して、資機材や技術者等についての応援を要請する。 (4) 町は円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとする。 第3 下水道施設 1 応急体制及び応急措置 上下水道課は、災害対策本部の配備体制に基づき職員を配備し、直	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
下水道施設の被害状況を点検し、必要があるときは応急工事を行う。その際、避難所や医療施設等緊急性の高い施設から順次行う。 ■下水道施設復旧フロー 町は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。 (1) 管渠 町は、管渠施設の構造、機能的被害を調査のうえ、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の敷設等により下水排除機能の確保に努める。 (2) ポンプ施設、終末処理場 町は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査のうえ、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管の敷設等による下水の排除及び処理機能の確保に努める。	ちに下水道施設の被害状況を点検し、必要があるときは応急工事を行う。その際、避難所や医療施設等緊急性の高い施設から順次行う。 ■下水道施設復旧フロー 町は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。 (1) 管渠 町は、管渠施設の構造、機能的被害を調査のうえ、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の敷設等により下水排除機能の確保に努めるとともに、<u>管路の沈下、マンホールと路面の段差等により交通安全上支障となる箇所について道路管理者と協議の上、バリケードの設置、陥没部の補修、通行規制など必要な措置を講ずる。</u> (2) ポンプ施設 町は、ポンプ施設の構造、機能的被害を調査のうえ、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管の敷設等による下水の排除及び処理機能の確保に努める。 <u>2 広報活動</u> <u>流域下水道終末処理場が被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。町は広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、処理場周辺の環境汚染を防止する。</u>	宮城県地域防災計画の反映

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
第3 電力施設 1 東北電力㈱の応急対策 (1) 応急体制 災害の発生とともに、あらかじめ定められた体制により応急体制を整える。 (2) 復旧工事 応急体制に基づき、迅速に復旧工事を実施する。復旧工事にあたっては、周囲の安全に十分配慮し、二次災害が起きないように努める。また、役場や避難所、医療施設、関係機関等の重要施設への送電を優先する。主な優先順位は次のとおりである。 イ 医療施設等人命にかかわる施設 ロ 官庁、交通、報道機関等の公共的な防災実施機関及び緊急対策に使用する施設等 ハ 一般電灯電力 ニ 大口電力 ホ その他 原則として災害時にも送電は継続するが、浸水や火災、建物倒壊、電線路の倒壊等、送電が危険と考えられる場合には送電を停止する。復旧用資材が確保できないときは、他営業所や他社等に応援を要請する。 復旧に時間がかかる場合は、発電機による送電を実施する。 (3) 応援要請 当該店だけでは応急対策が困難な場合は、「一般災害復旧応援要請書」により他店所に応援を要請する。 東北電力㈱のみで対応がとれない場合は、9 電力会社及び電源開発㈱相互の「全国融通電力受給契約書」並びに東北電力㈱と北海道、東京、中部電力㈱間に締結された「二社融通電力受給契約書」に基づき受給を要請する。 (4) 広報活動 電力施設の被災状況、停電時の送電再開見込み、送電再開時の感電事故及び火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関して、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等により広報活動を行う。 2 町の対策	第4 電力施設 1 東北電力㈱の応急対策 (1) 応急体制 災害の発生とともに、あらかじめ定められた体制により応急体制を整える。 (2) 復旧工事 応急体制に基づき、迅速に復旧工事を実施する。復旧工事にあたっては、周囲の安全に十分配慮し、二次災害が起きないように努める。また、役場や避難所、医療施設、関係機関等の重要施設への送電を優先する。主な優先順位は次のとおりである。 イ 医療施設等人命にかかわる施設 ロ 官庁、交通、報道機関等の公共的な防災実施機関及び緊急対策に使用する施設等 ハ 一般電灯電力 ニ 大口電力 ホ その他 原則として災害時にも送電は継続するが、浸水や火災、建物倒壊、電線路の倒壊等、送電が危険と考えられる場合には送電を停止する。 復旧用資材が確保できないときは、他営業所や他社等に応援を要請する。 復旧に時間がかかる場合は、発電機による送電を実施する。 (3) 応援要請 当該店だけでは応急対策が困難な場合は、「一般災害復旧応援要請書」により他店所に応援を要請する。 東北電力㈱のみで対応がとれない場合は、9 電力会社及び電源開発㈱相互の「全国融通電力受給契約書」並びに東北電力㈱と北海道、東京、中部電力㈱間に締結された「二社融通電力受給契約書」に基づき受給を要請する。 (4) 広報活動 電力施設の被災状況、停電時の送電再開見込み、送電再開時の感電事故及び火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関して、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等により広報活動を行う。 2 町の対策	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
総務課は、東北電力（株）岩沼営業所と連絡をとり合い、各地区及び避難所等への送電状況及び電力施設の被災状況等についての情報を収集し、より適切な処置をとる。 3 住民等の活動 停電又は電力施設の被害を発見した者は、直ちに下記まで連絡する。 ・東北電力（株）岩沼営業所：23-5615 ・亘理町総務課：34-1111 第4 電信、電話施設 1 応急体制及び応急措置 (1) 応急体制 応急体制を実施するため、災害対策本部、復旧班等を編成する。 (2) 応急措置 応急措置にあたっては、被害状況等を勘案し、次の順序で復旧及び代替施設の設置等を行う。 イ 人命に影響する施設 ロ 官庁、交通通信、報道機関等の公共的な防災実施機関及び応急対策に使用する施設等 ハ 公衆電話（公共的役割の高いもの） ニ 一般加入者 ホ その他 主な応急措置を次に掲げる。 ・移動無線機の出動 ・臨時回線の作成 ・臨時公衆電話の設置 ・特に被害の大きい地域との情報通信等のため、衛星通信の活用 ・公衆電話の無料化やボランティア団体への無料フリーダイヤルの設置（広域災害の場合） ・避難所お言づけサービスの開設 (3) 通信の輻輳への対応 イ トラフィックコントロールにより、必要な範囲、時間帯に回線規制を行う（特に災害発生日には回線が混みあうことが予想されるので注意）	総務課は、東北電力（株）岩沼営業所と連絡をとり合い、各地区及び避難所等への送電状況及び電力施設の被災状況等についての情報を収集し、より適切な処置をとる。 3 住民等の活動 停電又は電力施設の被害を発見した者は、直ちに下記まで連絡する。 ・東北電力（株）岩沼営業所：0223-23-5615 ・亘理町総務課：0223-34-1111 第5 電信、電話施設 1 応急体制及び応急措置 (1) 応急体制 応急体制を実施するため、災害対策本部、復旧班等を編成する。 (2) 応急措置 応急措置にあたっては、被害状況等を勘案し、次の順序で復旧及び代替施設の設置等を行う。 イ 人命に影響する施設 ロ 官庁、交通通信、報道機関等の公共的な防災実施機関及び応急対策に使用する施設等 ハ 公衆電話（公共的役割の高いもの） ニ 一般加入者 ホ その他 主な応急措置を次に掲げる。 ・可搬型無線機の出動 ・臨時回線の作成 ・臨時公衆電話の設置 ・特に被害の大きい地域との情報通信等のため、衛星通信の活用 ・公衆電話の無料化やボランティア団体への無料フリーダイヤルの設置（広域災害の場合） ・避難所お言づけサービスの開設 (3) 通信の輻輳への対応 イ トラフィックコントロールにより、必要な範囲、時間帯に回線規制を行う（特に災害発生日には回線が混みあうことが予想されるので注意）	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
ロ 102 番により「非常扱い通話」「緊急扱い通話」の申込みを受けたときは、優先的に接続を行う。 ハ 被害者の安否確認等関心の高い情報の伝言蓄積、とりだし可能な災害用伝言ダイヤル「171」を提供し、輻輳の緩和を図る。 ニ 罹災者が発信する罹災状況の通報又は救護を求める内容を 115 番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報より優先に接続を行う。 (4)被災地情報の提供 東日本電信電話㈱の通信回線を活用し、臨時の情報ネットワークを提供し、被災地での生活等に必要な情報伝達を支援する。 (5)広 報 通信施設の被災状況、応急措置、復旧の見込み等について、住民等へ広報活動を行う。 2 亘理町 総務課は東日本電信電話㈱宮城支店と密接に連絡をとり、各地区及び避難所等重要施設の被災状況を把握する。 3 住民等 公衆電気通信施設に被害があることを知った者は、東日本電信電話㈱宮城支店へ連絡する。 第5 液化石油ガス施設 1 応急復旧体制の確保 液化石油ガス販売事業者は、大規模地震発生時には(社)宮城県エルピーガス協会仙南第三支部及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合第1支所と被災情報を共有するとともに、連携して応急復旧体制を整える。 2 被害状況の把握及び通報 液化石油ガス販売事業者は、大規模地震発生時には直ちに被害情報の収集を開始し、液化石油ガスの漏えい、火災、爆発その他の異常現象を発見したときは、消防署並びに警察署、県及び町に対し通報する。また、液化石油ガス設備の被害を確認したときは、(社)宮城県エルピーガス協会仙南第三支部に通報する。 3 災害発生(二次災害を含む)の防止	ロ 102 番により「非常扱い通話」「緊急扱い通話」の申込みを受けたときは、優先的に接続を行う。 ハ 被害者の安否確認等関心の高い情報の伝言蓄積、とりだし可能な災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」を提供し、輻輳の緩和を図る。 ニ 罹災者が発信する罹災状況の通報又は救護を求める内容を 115 番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。 (4)被災地情報の提供 東日本電信電話㈱の通信回線を活用し、臨時の情報ネットワークを提供し、被災地での生活等に必要な情報伝達を支援する。 (5)広 報 通信施設の被災状況、応急措置、復旧の見込み等について、住民等へ広報活動を行う。 2 亘理町 総務課は東日本電信電話㈱宮城支店と密接に連絡をとり、各地区及び避難所等重要施設の被災状況を把握する。 3 住民等 公衆電気通信施設に被害があることを知った者は、東日本電信電話㈱宮城支店へ連絡する。 第6 液化石油ガス施設 1 応急復旧体制の確保 液化石油ガス販売事業者は、大規模地震発生時には(社)宮城県エルピーガス協会仙南第三支部及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合第1支所と被災情報を共有するとともに、連携して応急復旧体制を整える。 2 被害状況の把握及び通報 液化石油ガス販売事業者は、大規模地震発生時には直ちに被害情報の収集を開始し、液化石油ガスの漏えい、火災、爆発その他の異常現象を発見したときは、消防署並びに警察署、県及び町に対し通報する。また、液化石油ガス設備の被害を確認したときは、(社)宮城県エルピーガス協会仙南第三支部に通報する。 3 災害発生(二次災害を含む)の防止	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
(1) 液化石油ガス販売事業者は、供給先が被災したときは次の処置を講ずる。 イ 危険箇所（転倒、損壊、焼失家屋等）からの容器の撤収及び回収 ロ 転倒、流出した容器の被害状況の確認と必要に応じた交換 (2) 液化石油ガス販売事業者は、臨時的使用箇所（一般家庭、避難所等）で使用される液化石油ガスの安全使用と使用済み小型容器やカセットボンベの処理について指導する。 (3) 液化石油ガス販売事業者は、二次災害の防止を図るため、必要な広報活動等を実施する。 4 液化石油ガス設備の緊急点検の実施及び供給の再開 液化石油ガス販売事業者は、供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた液化石油ガス設備（特に埋没管及び地下ピット）の緊急点検等を実施する。 点検等に当たっては、避難所となる公共施設や老人ホーム等の災害時要援護者の収容施設を優先するとともに、点検等を完了した施設・家庭から逐次供給を再開できるよう、販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確保する。 5 受援体制 社）宮城県エルピーガス協会仙南第三支部及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合第1支所は、他の地域の協会支部及び組合支所との連携を密にし、必要に応じて、次の事項について被害の少ない地域の支部等から応援を受ける。 (1) 応援隊及び緊急資機材の提供 (2) 被害状況及び復旧状況の確認調査の実施 (3) 二次災害防止のための応急処置、広報活動等の実施 (4) 応急供給の実施 6 町の対応 町は、町内に供給する液化石油ガス販売事業者の把握に努め、（社）宮城県エルピーガス協会仙南第三支部と連携を密にし、災害情報等の共有化により対応策を迅速に講じる。 7 住民等の活動 液化石油ガス設備の被害を発見した者は、直ちに下記まで通報する。 ・（社）宮城県エルピーガス協会仙南第三支部	(1) 液化石油ガス販売事業者は、供給先が被災したときは次の処置を講ずる。 イ 危険箇所（転倒、損壊、焼失家屋等）からの容器の撤収及び回収 ロ 転倒、流出した容器の被害状況の確認と必要に応じた交換 (2) 液化石油ガス販売事業者は、臨時的使用箇所（一般家庭、避難所等）で使用される液化石油ガスの安全使用と使用済み小型容器やカセットボンベの処理について指導する。 (3) 液化石油ガス販売事業者は、二次災害の防止を図るため、必要な広報活動等を実施する。 4 液化石油ガス設備の緊急点検の実施及び供給の再開 液化石油ガス販売事業者は、供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた液化石油ガス設備（特に埋没管及び地下ピット）の緊急点検等を実施する。 点検等に当たっては、避難所となる公共施設や老人ホーム等の災害時要援護者の収容施設を優先するとともに、点検等を完了した施設・家庭から逐次供給を再開できるよう、販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確保する。 5 受援体制 社）宮城県エルピーガス協会仙南第三支部及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合第1支所は、他の地域の協会支部及び組合支所との連携を密にし、必要に応じて、次の事項について被害の少ない地域の支部等から応援を受ける。 (1) 応援隊及び緊急資機材の提供 (2) 被害状況及び復旧状況の確認調査の実施 (3) 二次災害防止のための応急処置、広報活動等の実施 (4) 応急供給の実施 6 町の対応 町は、町内に供給する液化石油ガス販売事業者の把握に努め、（社）宮城県エルピーガス協会仙南第三支部と連携を密にし、災害情報等の共有化により対応策を迅速に講じる。 7 住民等の活動 液化石油ガス設備の被害を発見した者は、直ちに下記まで通報する。 ・（社）宮城県エルピーガス協会仙南第三支部	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
那須平商店：22－2636 ・ 亘理町役場総務課：34－1111 第6 高速道路施設 1 東日本高速道路(株)の対応 (1) 交通規制及び点検の実施 道路の交通が危険であると認められた場合、あるいは予想された場合には、道路通行規制その他必要な処置を講ずる。 (2) 緊急輸送機能の確保 緊急輸送車両、緊急自動車の走行が必要な場合については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。 (3) 道路情報の提供 道路利用者が安全で円滑な通行ができるよう、災害に関する情報や交通規制等の情報を速やかに道路利用者に提供する<u>ものとする</u>。 (4) 応急復旧 被災箇所については、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保を優先的に行う。	那須平商店：0223－22－2636 ・ 亘理町役場総務課：0223－34－1111 第7 高速道路施設 1 東日本高速道路(株)の対応 (1) 交通規制及び点検の実施 道路の交通が危険であると認められた場合、あるいは予想された場合には、道路通行規制その他必要な処置を講ずる。 (2) 緊急輸送機能の確保 緊急輸送車両、緊急自動車の走行が必要な場合については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。 (3) 道路情報の提供 道路利用者が安全で円滑な通行ができるよう、災害に関する情報や交通規制等の情報を速やかに道路利用者に提供する。 (4) 応急復旧 被災箇所については、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保を優先的に行う。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第28節 危険物施設等の安全確保(総務課) 町及び防災関係機関は災害時に、<u>危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物等による二次災害を防止し、又は災害の拡大防止を図るものである。</u> 実施機関及び担当業務 ・<u>災害時における危険物等による災害の防止に必要な応急措置は、町長及び亘理地区行政事務組合管理者及び知事、亘理警察署、宮城県毒劇物協会が行う。</u> ・<u>危険物等による災害の防止活動の担当は総務課並びに保健環境課とする。</u> ・<u>危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物等の施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。</u> 第1 消防法に定める危険物の応急措置 1 危険物取り扱い施設の管理者等の措置 (1)災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、直ちに火気使用を禁止し、取り扱いを中止するとともに、速やかに亘理消防署に	第27節 危険物施設等の安全確保 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>総務課、町民生活課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>宮城県塩釜保健所岩沼支所、亘理消防署、亘理警察署、宮城県毒劇物協会</td></tr></table> 第1 目的 <u>大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、町及び防災関係機関は施設等の被害程度を速やかに把握し、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物等による二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに災害の拡大防止を図る。</u> 第2 住民への広報 <u>町及び危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。</u> <u>また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。</u> 第3 消防法に定める危険物の応急措置 1 危険物取り扱い施設の管理者等の措置 (1)災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、直ちに火気使用を禁止し、取り扱いを中止するとともに、速やかに亘理消防署に	主な実施担当	総務課、町民生活課	防災関係機関等	宮城県塩釜保健所岩沼支所、亘理消防署、亘理警察署、宮城県毒劇物協会	宮城県地域防災計画の反映
主な実施担当	総務課、町民生活課					
防災関係機関等	宮城県塩釜保健所岩沼支所、亘理消防署、亘理警察署、宮城県毒劇物協会					

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
通報し、必要な指示を受ける。 (2) 危険物の集荷を中止し、移動又は脱出の準備を整え、飛散及び流失の防止、その他危険物の性状に応じた適切な措置を講じる。 (3) 施設の災害時における応急保安措置に必要な消防用機械器具及び防災資機材の確保並びにその機能の点検確認を行う。 (4) 災害の状況の把握と状況に応じた従業員並びに周辺地域の住民に対する人命安全措置を講じる。 2 町長及び亘理地区行政事務組合の措置 災害時には、危険物取り扱い施設の管理者に対し、応急保安施策の実施、所要人員の配置等に関し、必要な指示を行い、又は報告をさせる。 災害により、爆発、引火その他の恐れがあると判断したときは、立入り禁止区域の設定及び周辺住民の避難等の指示又は勧告その他必要な措置をとる。 第2 火薬類の応急措置 1 火薬庫又は火薬類の所有者等の措置 (1) 災害時に、火薬類により災害が拡大する危険がある場合は、火薬類を速やかに安全な地域に移動し、監視人を置くか、又は水中に沈める等必要な保安措置を行う。 (2) 必要に応じ、周辺住民に避難するよう勧告し、関係機関に通報する。 2 町長の措置 (1) 火薬類による災害の拡大が予想される場合は、火薬類の所有者及び防災関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講ずるよう要請する。 (2) 災害により爆発、引火その他の恐れがあると判断したときは、立入り禁止区域の設定及び周辺住民の避難等の指示又は勧告その他必要な措置をとる。 3 亘理警察署の措置 銃砲、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、製造業者等に対し、関係機関、団体の協力のもと、必要な指導、助言を行う。 第3 高圧ガスの応急措置 1 高圧ガスの取り扱い者又は高圧ガスの消費者の措置	通報し、必要な指示を受ける。 (2) 危険物の集荷を中止し、移動又は脱出の準備を整え、飛散及び流失の防止、その他危険物の性状に応じた適切な措置を講じる。 (3) 施設の災害時における応急保安措置に必要な消防用機械器具及び防災資機材の確保並びにその機能の点検確認を行う。 (4) 災害の状況の把握と状況に応じた従業員並びに周辺地域の住民に対する人命安全措置を講じる。 2 町長及び亘理地区行政事務組合の措置 災害時には、危険物取り扱い施設の管理者に対し、応急保安施策の実施、所要人員の配置等に関し、必要な指示を行い、又は報告をさせる。 災害により、爆発、引火その他の恐れがあると判断したときは、立入り禁止区域の設定及び周辺住民の避難等の指示又は勧告その他必要な措置をとる。 第4 火薬類の応急措置 1 火薬庫又は火薬類の所有者等の措置 (1) 災害時に、火薬類により災害が拡大する危険がある場合は、火薬類を速やかに安全な地域に移動し、監視人を置くか、又は水中に沈める等必要な保安措置を行う。 (2) 必要に応じ、周辺住民に避難するよう勧告し、関係機関に通報する。 2 町長の措置 (1) 火薬類による災害の拡大が予想される場合は、火薬類の所有者及び防災関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講ずるよう要請する。 (2) 災害により爆発、引火その他の恐れがあると判断したときは、立入り禁止区域の設定及び周辺住民の避難等の指示又は勧告その他必要な措置をとる。 3 亘理警察署の措置 銃砲、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、製造業者等に対し、関係機関、団体の協力のもと、必要な指導、助言を行う。 第5 高圧ガスの応急措置 1 高圧ガスの取り扱い者又は高圧ガスの消費者の措置	

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
(1) 災害時に、高圧ガスによる災害の拡大が予想される場合、速やかに使用を中止し、設備内のガス充填容器を安全な場所に移し、又は放出する等の保安措置を実施するとともに、監視員を配置する等、警戒体制に万全を期す。 (2) 必要に応じ、周辺住民に避難するよう勧告し、関係機関に通報する。 2 町長の措置 (1) 災害時に高圧ガスによる災害の拡大が予想され、又は事前措置をとる必要がある場合は、高圧ガスの所有者等及び地域内の関係機関に対し速やかに応急保安措置を講ずるよう要請する。 (2) 災害により、爆発、引火その他の恐れがあると判断したときは、立入り禁止区域の設定及び周辺住民の避難等の指示又は勧告その他必要な措置をとる。 第4 毒物、劇物貯蔵施設 1 毒物劇物貯蔵施設管理者の措置 (1) 災害時に毒物、劇物により災害が拡大する危険のある場合は、毒物、劇物を安全な場所に移動するなど保安措置を講じる。 (2) 必要に応じ、周辺住民へ避難するよう勧告し、勧告したときは関係機関に通報する。 2 宮城県毒劇物協会との連携 被災地の会員に連絡のうえ、支援体制(中和剤、防毒器具)への協力を求める。 3 亘理警察署の措置 毒物、劇物に関する安全性の確保のため、販売業者、製造業者等に対し、関係機関、団体の協力のもと、必要な指導、助言を行う。 4 町長の措置 (1) 毒物、劇物による災害の拡大が予想される場合は、管理者又は防災関係機関に対し、速やかに応急措置を講ずるよう要請するとともに、必要に応じ知事に連絡し、処分等を依頼する。 (2) 災害により、爆発、引火その他の恐れがあると判断したときは、立入り禁止区域の設定及び周辺住民の避難等の指示又は勧告その他必要な措置をとる。	(1) 災害時に、高圧ガスによる災害の拡大が予想される場合、速やかに使用を中止し、設備内のガス充填容器を安全な場所に移し、又は放出する等の保安措置を実施するとともに、監視員を配置する等、警戒体制に万全を期す。 (2) 必要に応じ、周辺住民に避難するよう勧告し、関係機関に通報する。 2 町長の措置 (1) 災害時に高圧ガスによる災害の拡大が予想され、又は事前措置をとる必要がある場合は、高圧ガスの所有者等及び地域内の関係機関に対し速やかに応急保安措置を講ずるよう要請する。 (2) 災害により、爆発、引火その他の恐れがあると判断したときは、立入り禁止区域の設定及び周辺住民の避難等の指示又は勧告その他必要な措置をとる。 第6 毒物、劇物貯蔵施設 1 毒物劇物貯蔵施設管理者の措置 (1) 災害時に毒物、劇物により災害が拡大する危険のある場合は、毒物、劇物を安全な場所に移動するなど保安措置を講じる。 (2) 必要に応じ、周辺住民へ避難するよう勧告し、勧告したときは関係機関に通報する。 2 宮城県毒劇物協会との連携 被災地の会員に連絡のうえ、支援体制(中和剤、防毒器具)への協力を求める。 3 亘理警察署の措置 毒物、劇物に関する安全性の確保のため、販売業者、製造業者等に対し、関係機関、団体の協力のもと、必要な指導、助言を行う。 4 町長の措置 (1) 毒物、劇物による災害の拡大が予想される場合は、管理者又は防災関係機関に対し、速やかに応急措置を講ずるよう要請するとともに、必要に応じ知事に連絡し、処分等を依頼する。 (2) 災害により、爆発、引火その他の恐れがあると判断したときは、立入り禁止区域の設定及び周辺住民の避難等の指示又は勧告その他必要な措置をとる。	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第29節 農林水産業の応急対策	第28節 農林水産業の応急対策					
	<table><tr><td>主な実施担当</td><td>農林水産課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>みやぎ亘理農業協同組合、亘理名取地方農業共済組合、その他防災関係機関</td></tr></table>	主な実施担当	農林水産課	防災関係機関等	みやぎ亘理農業協同組合、亘理名取地方農業共済組合、その他防災関係機関	
主な実施担当	農林水産課					
防災関係機関等	みやぎ亘理農業協同組合、亘理名取地方農業共済組合、その他防災関係機関					
被災により、農業生産基盤、林道・治山施設、養殖施設等施設被害の他、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、町をはじめとする各関係機関は、相互に連携を保ちながら被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行うものとする。	第1 目的 被災により、農業生産基盤、林道・治山施設、養殖施設等施設被害の他、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、町をはじめとする各関係機関は、相互に連携を保ちながら被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行うものとする。					
第1 農業(産業観光課) 1 実施責任者 (1)農業関係団体等は、農業及び畜産業の被害に係る応急対策を実施するものとする。 (2)町長は、病虫害駆除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等、農業及び畜産業の被害に係る応急対策を樹立し、実施するものとする。	第2 農業 1 実施責任者 (1) 農業関係団体等は、農業及び畜産業の被害に係る応急対策を実施するものとする。 (2) 町長は、病虫害駆除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等、農業及び畜産業の被害に係る応急対策を樹立し、実施するものとする。					
2 応急技術対策 県の関係出先機関の指導のもとに関係団体等との連携を図り、農業者は災害に対応する技術対策を徹底し、被害の軽減を図るものとする。 (1)農作物 イ 共通対策 (イ) 追播の実施 追播可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに追播を緊急実施するように努める。 (ロ) 作付転換の実施	2 湛水対策 <u>地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。</u> 3 応急技術対策 県の関係出先機関の指導のもとに関係団体等との連携を図り、農業者は災害に対応する技術対策を徹底し、被害の軽減を図るものとする。 (1) 農作物 イ 共通対策 (イ) 追播の実施 追播可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに追播を緊急実施するように努める。 (ロ) 作付転換の実施					

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時、適切な作物に転作をする。 ロ 水稻 (イ) 用排水路、けい畔等が損壊し水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い用水の確保を図る。 (ロ) 軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水等の被害や、液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として補植、植え直し、土砂の撤去を行う。 (ハ) 津波の被害があった場合、揚水設備のある水田は退潮後直ちに真水を注ぎ換水を行い除塩する。 ・ 土壌塩分濃度 0.1%以下になるよう灌水及び塩抜溝を設置する。 ・ 土壌中に吸着された塩分を処理するため、石灰により土壌を中和する。 ハ 畑作物 (イ) 圃場の復元に努める。 (ロ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は代替作物等の手当てを行う。 二 果樹 (イ) 被害を受けた樹園地では樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたりした場合は、根が乾かないうちに早めに起こし、土寄せして支柱で支える。 ハ 施設園芸 (イ) 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。 (2) 畜産 イ 倒壊する恐れのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。 (イ) 誘導する人間の安全確保に努めながら、家畜を退避させる。 (ロ) 退避した家畜については、当分の間簡易宿舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。 <u>ロ 倒壊サイロでは、サイレージの腐敗防止対策を行うなど、飼料の確保に努める。</u> <u>ハ 近隣の河川、溜池、井戸等から取水するなどして、給水施設を確保する。</u> <u>二 酪農では、発電機の調達などにより、搾乳機械用の電源を確保する。</u>	生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時、適切な作物に転作をする。 ロ 水稻 (イ) 用排水路、けい畔等が損壊し水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い用水の確保を図る。 (ロ) 軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水等の被害や、液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として補植、植え直し、土砂の撤去を行う。 (ハ) 津波の被害があった場合、揚水設備のある水田は退潮後直ちに真水を注ぎ換水を行い除塩する。 ・ 土壌塩分濃度 0.1%以下になるよう灌水及び塩抜溝を設置する。 ・ 土壌中に吸着された塩分を処理するため、石灰により土壌を中和する。 ハ 畑作物 (イ) 圃場の復元に努める。 (ロ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は代替作物等の手当てを行う。 二 果樹 (イ) 被害を受けた樹園地では樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたりした場合は、根が乾かないうちに早めに起こし、土寄せして支柱で支える。 ハ 施設園芸 (イ) 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。 (2) 畜産 イ 倒壊する恐れのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。 (イ) 誘導する人間の安全確保に努めながら、家畜を退避させる。 (ロ) 退避した家畜については、当分の間簡易宿舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。 <u>ロ 近隣の河川、溜池、井戸等から取水するなどして、給水施設を確保する。</u> <u>ハ 酪農では、発電機の調達などにより、搾乳機械等用の電源を確保す</u>	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
ホ 指定生乳生産団体を主体として近隣の市町村に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を申請し、牛乳出荷先を確保する。 ヘ 飼料運搬車の通行路を確保する。 <u>3 家畜伝染病の防止</u> (1) 家畜の所有者又は獣医師から家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見し、診断し、又はその死体を検察した旨の届出があったときは、遅滞なくその旨を公表し、家畜防疫員及び隣接市町長に通報し、かつ知事に報告するものとする。 (2) 家畜伝染病の蔓延を防止するため緊急の必要があるときは、県の関係機関の指導、助言を得て、<u>48時間</u>を越えない範囲内において期間を定め、患畜又は疑似患畜の所在場所（これに隣接して家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染した恐れがある場合を含む。）とその他の場所との通行を遮断する処置を講ずるものとする。 <u>4 応急復旧機材の確保</u> 農業機械、種子、肥料、農薬、その他営農資材については、農業協同組合が備蓄するものを活用するものとし、不足が生じた場合には、知事に対し斡旋又は調達を要請するものとする。 <u>第2 林業(産業観光課)</u> 町及び林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。なお、災害応急対策の実施にあたっては、必要に応じて県の指導・助言を仰ぐ。 <u>第3 水産業(産業観光課)</u> <u>1 実施責任者</u> (1) 町及び水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。 (2) 町及び水産物の生産者・団体等の災害応急対策の実施にあたっては、必要に応じて県の指導・助言を仰ぐ。 <u>2 資機材の確保</u> 必要に応じ補修資機材等の購入斡旋等の速やかな供給体制の整備を行う。 <u>3 応急技術対策</u>	る。 ニ 指定生乳生産団体を主体として近隣の市町村に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を申請し、牛乳出荷先を確保する。 ホ 飼料運搬車及び集乳車の通行路を確保する。 <u>4 家畜伝染病の発生予防</u> (1) 家畜の所有者又は獣医師から家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見し、診断し、又はその死体を検察した旨の届出があったときは、遅滞なくその旨を公表し、家畜防疫員及び隣接市町長に通報し、かつ知事に報告するものとする。 (2) 家畜伝染病の蔓延を防止するため緊急の必要があるときは、県の関係機関の指導、助言を得て、<u>48時間</u>を越えない範囲内において期間を定め、患畜又は疑似患畜の所在場所（これに隣接して家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染した恐れがある場合を含む。）とその他の場所との通行を遮断する処置を講ずるものとする。 <u>5 応急復旧機材の確保</u> 農業機械、種子、肥料、農薬、その他営農資材については、農業協同組合が備蓄するものを活用するものとし、不足が生じた場合には、知事に対し斡旋又は調達を要請するものとする。 <u>第3 林業</u> 町及び林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。なお、災害応急対策の実施にあたっては、必要に応じて県の指導・助言を仰ぐ。 <u>第4 水産業</u> <u>1 実施責任者</u> (1) 町及び水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。 (2) 町及び水産物の生産者・団体等の災害応急対策の実施にあたっては、必要に応じて県の指導・助言を仰ぐ。 <u>2 資機材の確保</u> 必要に応じ補修資機材等の購入斡旋等の速やかな供給体制の整備を行う。 <u>3 応急技術対策</u>	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
(1)施設の早期修理と水産物の生産管理及び種苗の再生産に努める。 (2)補充種苗保有種の調査と情報交換及び種苗の斡旋を行う。	(1) 施設の早期修理と水産物の生産管理及び種苗の再生産に努める。 (2) 補充種苗保有種の調査と情報交換及び種苗の斡旋を行う。	

第3章 災害応急対策

修 正 前（震災対策編）	修 正 後（地震対策編）	備 考				
(日本海溝特措法編 第3章 第1地震発生時の応急対策 より) 3 二次災害の防止 町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。 また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。	第29節 二次災害・複合災害防止対策 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>全課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、仙台地方振興事務所、亘理警察署、亘理町行政事務組合、その他防災関係機関</td></tr></table> 第1 目 的 二次災害とは、自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。 特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講ずる。 第2 二次災害の防止活動 1 町又は事業者の対応 (1) 町又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信施設）及び公共施設（道路、鉄道、水路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。 (2) 消防職団員、水防団員、警察官、自衛隊員や町職員など、救難・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。 (3) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。 (4) 水道事業者は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。	主な実施担当	全課	防災関係機関等	東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、仙台地方振興事務所、亘理警察署、亘理町行政事務組合、その他防災関係機関	現計画日本海溝特措法編の反映 防災基本計画の反映
主な実施担当	全課					
防災関係機関等	東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、仙台地方振興事務所、亘理警察署、亘理町行政事務組合、その他防災関係機関					

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
	(5) <u>下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止、終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</u> (6) <u>ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意など報道機関等の協力を得て周知する。</u> (7) <u>電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止や輻輳の緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</u> (8) <u>道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。</u> 2 水害・土砂災害 (1) <u>二次災害防止施策の実施</u> <u>降雨等による浸水個所の拡大等水害災害等に備え、二次災害防止施策を講じる。</u> <u>特に地震による地盤沈下や海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。</u> (2) <u>点検の実施</u> <u>町は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。</u> <u>その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。</u> <u>また、町は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。</u> 3 土砂災害警戒情報 <u>仙台管区気象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。</u> 4 高潮・高浪・波浪 <u>町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じ応急工事を実施する。</u>	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
	<u>5 有害物質等</u> 町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、<u>施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。</u> <u>第3 風評被害等の軽減対策</u> <u>1 町は、災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。</u> <u>2 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。</u>	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考				
第30節 応急公用負担等の実施(総務課、企画財政課) 災害が発生し又は発生しようとしているとき、応急措置を行うため土地や建物等を使用、収用し、あるいはその地区の住民等を応急措置の業務に従事させる場合には、必要な措置を講じる。 <u>実施機関及び担当業務</u> ・ 応急公用負担等の実施は、第1に掲げるものがそれぞれ行う。 ・ 連絡調整は総務課が行う。 第1 実施責任者 応急公用負担等の権限の行使は、町長が行う。 町長もしくは町長の権限を行使する町の職員が現場にいないとき、又は町長等から要求があったときは、警察官が、さらにこれらの者が現場におらず、自衛隊が派遣されているときは自衛官が応急公用負担等の権限を行使する。その場合は、直ちにその旨を町長に通知する。 消防のため緊急の必要があるときの応急公用負担の権限の行使は、消防職員、消防団員が行う。 水防のため緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長が行う。 第2 応急公用負担等の要領 応急公用負担等の内容は、次のとおりとする。 1 応急公用負担等の内容 (1)町 長 イ 区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にいる者を、応急措置業務に従事させる。 ロ 区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用する。	第30節 応急公用負担等の実施 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>総務課、企画財政課、用地対策課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>亘理警察署、自衛隊</td></tr></table> 第1 目的 災害が発生し又は発生しようとしているとき、応急措置を行うため土地や建物等を使用、収用し、あるいはその地区の住民等を応急措置の業務に従事させる場合には、必要な措置を講じる。 第2 実施責任者 応急公用負担等の権限の行使は、町長が行う。 町長もしくは町長の権限を行使する町の職員が現場にいないとき、又は町長等から要求があったときは、警察官が、さらにこれらの者が現場におらず、自衛隊が派遣されているときは自衛官が応急公用負担等の権限を行使する。その場合は、直ちにその旨を町長に通知する。 消防のため緊急の必要があるときの応急公用負担の権限の行使は、消防職員、消防団員が行う。 水防のため緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長が行う。 第3 応急公用負担等の要領 応急公用負担等の内容は、次のとおりとする。 1 応急公用負担等の内容 (1)町 長 イ 区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にいる者を、応急措置業務に従事させる。 ロ 区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用する。	主な実施担当	総務課、企画財政課、用地対策課	防災関係機関等	亘理警察署、自衛隊	
主な実施担当	総務課、企画財政課、用地対策課					
防災関係機関等	亘理警察署、自衛隊					

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
ハ 区域内の私有の土石、竹木その他の物件を使用又は収用し、処分する。 ニ 災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものを除去その他必要な措置を行う。 (2) 消防職団員 消防職員、消防団員 イ 火災が発生し又は発生しようとしている消防対象物及びこれらがある土地を使用、処分し、使用を制限する。 ロ 火災の現場付近にいる者を消火もしくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させる。 消防長、消防署長 イ 延焼の恐れのある消防対象物、及びこれらのある土地を使用、処分し、又はその使用を制限する。 (3) 水防管理者、消防機関の長 イ 当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にいる者を水防に従事させる。 ロ 水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、もしくは収容し、車その他の運搬具、器具を使用し、又はその他の障害物を処分する。 2 手続き (1) 人的公用負担 人的な公用負担は、相手方に、口頭で指示する。 (2) 物的公用負担 〔工作物等の使用、収用〕 使用又は収用を行うときは、対象となる土地、建物等の所有者等に対し、その土地、建物等の名称、又は種類、形状、数量、場所、その処分の期間、その他必要な事項を通知する。 緊急の場合は、事後、速やかに通知する。 通知すべき所有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類など通知すべき事項を町又は土地建物等の所在した場所を管轄する警察署に提示し、通知に代える。 〔工作物等の障害物撤去〕 イ 町長又は警察官が障害物(災害を受けた工作物等)を除去したときは、適正な方法で保管する(町長及び警察官が現場におらず、自衛隊	ハ 区域内の私有の土石、竹木その他の物件を使用又は収用し、処分する。 ニ 災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものを除去その他必要な措置を行う。 (2) 消防職団員 消防職員、消防団員 イ 火災が発生し又は発生しようとしている消防対象物及びこれらがある土地を使用、処分し、使用を制限する。 ロ 火災の現場付近にいる者を消火もしくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させる。 消防長、消防署長 イ 延焼の恐れのある消防対象物、及びこれらのある土地を使用、処分し、又はその使用を制限する。 (3) 水防管理者、消防機関の長 イ 当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にいる者を水防に従事させる。 ロ 水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、もしくは収容し、車その他の運搬具、器具を使用し、又はその他の障害物を処分する。 2 手続き (1) 人的公用負担 人的な公用負担は、相手方に、口頭で指示する。 (2) 物的公用負担 〔工作物等の使用、収用〕 使用又は収用を行うときは、対象となる土地、建物等の所有者等に対し、その土地、建物等の名称、又は種類、形状、数量、場所、その処分の期間、その他必要な事項を通知する。 緊急の場合は、事後、速やかに通知する。 通知すべき所有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類など通知すべき事項を町又は土地建物等の所在した場所を管轄する警察署に提示し、通知に代える。 〔工作物等の障害物撤去〕 イ 町長又は警察官が障害物(災害を受けた工作物等)を除去したときは、適正な方法で保管する(町長及び警察官が現場におらず、自衛隊	

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考
が派遣されている場合は自衛隊が行う)。 ロ 保管した場合、当該工作物の占有者、所有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。 ハ 保管した工作物等が滅失又は破損、もしくは保管に不相当な費用や手数料がかかる場合は、その対価を保管する。 ニ 工作物等の保管、売却、公示などに要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。 ホ 工作物等の保管に関する公示の日から起算して 6 カ月を経過しても、当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明などの場合は、町長が保管した工作物等は町に、警察署長が保管した工作物等は県に帰属する。 第3 損失補償及び損害補償等 区域内において、物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合は、町は所有者に対し損失補償を行う。 区域内の住民又は現場にいる者を応急措置に従事させた場合、実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等があった場合は、公務災害補償の定めに従い損害を補償する。	が派遣されている場合は自衛隊が行う)。 ロ 保管した場合、当該工作物の占有者、所有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。 ハ 保管した工作物等が滅失又は破損、もしくは保管に不相当な費用や手数料がかかる場合は、その対価を保管する。 ニ 工作物等の保管、売却、公示などに要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。 ホ 工作物等の保管に関する公示の日から起算して 6 カ月を経過しても、当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明などの場合は、町長が保管した工作物等は町に、警察署長が保管した工作物等は県に帰属する。 第4 損失補償及び損害補償等 区域内において、物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合は、町は所有者に対し損失補償をしなければならない。 区域内の住民又は現場にいる者を応急措置に従事させた場合、実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等があった場合は、公務災害補償の定めに従い損害を補償しなければならない。	災害対策基本法の反映

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考				
第16節 ボランティア活動（企画財政課、社会福祉協議会） 町は災害が発生したときに、町内外からのボランティアの協力を得て、円滑な応急対策を行えるよう、ボランティアの受け入れ、連絡方法を確立する。 実施機関及び担当業務 ・ボランティア活動及びボランティアの受け入れ、県等のボランティア団体及び町との連絡調整は、「亘理町災害ボランティアセンター」が行う。 ・災害応急活動等に必要の人材、物資等のニーズの把握は各担当課で行い、町社会福祉協議会が他の労働力等との調整を行う。 ・企画財政課は、町社会福祉協議会とニーズの調整を行い、ボランティアセンター等との連絡調整を行う。 ・専門ボランティアの受け入れは各担当課で行う。 第1 ボランティア受付窓口の設置 災害が発生した際、ボランティアの受け付け窓口を設置し、円滑な受け入れに努める。 1 一般ボランティアの受付 一般ボランティアの受け入れ機関は、町内においては町社会福祉協議会により組織された「亘理町災害ボランティアセンター」、県においては「宮城県災害ボランティアセンター」とし、相互に連絡を取り合い、ボランティアの調整を行う。 主なボランティア活動	第31節 ボランティア活動 <table><tr><td>主な実施担当</td><td>企画財政課</td></tr><tr><td>防災関係機関等</td><td>社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部</td></tr></table> 第1 目的 大規模災害発生時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、町は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。 その際、社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置する。 第2 ボランティア受付窓口の設置 災害が発生した際、ボランティアの受け付け窓口を設置し、円滑な受け入れに努める。 なお、ボランティアの受け入れに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。 1 一般ボランティアの受付 一般ボランティアの受け入れ機関は、町内においては町社会福祉協議会により組織された「亘理町災害ボランティアセンター」、県においては「宮城県災害ボランティアセンター」とし、相互に連絡を取り合い、ボランティアの調整を行う。 主なボランティア活動	主な実施担当	企画財政課	防災関係機関等	社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部	宮城県地域防災計画の反映 防災基本計画の反映
主な実施担当	企画財政課					
防災関係機関等	社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部					

第3章 災害応急対策

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震対策編)	備 考																																																												
・避難所の運営 ・炊き出し、食料等の配布 ・救援物資等の仕分け、輸送 ・高齢者、障害者等の介護補助 ・清掃活動 ・その他被災地での軽作業 2 専門ボランティアの受付 関係する組織からの申し込みについて、次の各課で対応する。また、不足する場合等は、県の担当部局に応援を要請する。 専門ボランティアの受付 <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業内容</th><th>町の担当</th><th>県の担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①救護所等での医療、看護、保健活動</td><td>保健福祉課</td><td>保健福祉部</td></tr> <tr> <td>②被災建築物の応急危険度判定(震災時のみ)</td><td>都市建設課</td><td>土木部</td></tr> <tr> <td>③被災宅地の危険度判定</td><td>都市建設課</td><td>土木部</td></tr> <tr> <td>④砂防関係施設診断</td><td>都市建設課</td><td>土木部</td></tr> <tr> <td>⑤外国人のための通訳</td><td>企画財政課</td><td>経済商工観光部</td></tr> <tr> <td>⑥被災者へのメンタルヘルスケア</td><td>保健福祉課</td><td>保健福祉部</td></tr> <tr> <td>⑦高齢者、障害者等への介護</td><td>保健福祉課</td><td>保健福祉部</td></tr> <tr> <td>⑧アマチュア無線等による情報通信事務</td><td>総務課</td><td>総務部</td></tr> <tr> <td>⑨その他専門知識が必要な業務</td><td>各課</td><td>各部局</td></tr> </tbody> </table> 第2 ボランティアニーズの把握 企画財政課は、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を民生委員等と協力のうえ収集し、「亘理町災害ボランティアセンター」に連絡するとともに、「宮城県災害ボランティアセンター」へ情報を提供する。	作業内容	町の担当	県の担当	①救護所等での医療、看護、保健活動	保健福祉課	保健福祉部	②被災建築物の応急危険度判定(震災時のみ)	都市建設課	土木部	③被災宅地の危険度判定	都市建設課	土木部	④砂防関係施設診断	都市建設課	土木部	⑤外国人のための通訳	企画財政課	経済商工観光部	⑥被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉課	保健福祉部	⑦高齢者、障害者等への介護	保健福祉課	保健福祉部	⑧アマチュア無線等による情報通信事務	総務課	総務部	⑨その他専門知識が必要な業務	各課	各部局	・避難所の運営、<u>支援</u> ・炊き出し、食料等の配布 ・救援物資等の仕分け、輸送 ・高齢者、障害者等の介護補助 ・清掃活動 ・その他被災地での軽作業 2 専門ボランティアの受付 関係する組織からの申し込みについて、次の各課で対応する。また、不足する場合等は、県の担当部局に応援を要請する。 専門ボランティアの受付 <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業内容</th><th>町の担当</th><th>県の担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①救護所等での医療、看護、保健活動</td><td>健康推進課</td><td>保健福祉部</td></tr> <tr> <td>②被災建築物の応急危険度判定(震災時のみ)</td><td>都市建設課</td><td>土木部</td></tr> <tr> <td>③被災宅地の危険度判定</td><td>都市建設課</td><td>土木部</td></tr> <tr> <td>④砂防関係施設診断</td><td>都市建設課</td><td>土木部</td></tr> <tr> <td>⑤外国人のための通訳</td><td>企画財政課</td><td>経済商工観光部</td></tr> <tr> <td>⑥被災者へのメンタルヘルスケア</td><td>健康推進課</td><td>保健福祉部</td></tr> <tr> <td>⑦高齢者、障害者等への介護</td><td>福祉課</td><td>保健福祉部</td></tr> <tr> <td>⑧アマチュア無線等による情報通信事務</td><td>総務課</td><td>総務部</td></tr> <tr> <td>⑨その他専門知識が必要な業務</td><td>各課</td><td>各部局</td></tr> </tbody> </table> 第3 ボランティアニーズの把握 企画財政課は、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を民生委員等と協力のうえ収集し、「亘理町災害ボランティアセンター」に連絡するとともに、「宮城県災害ボランティアセンター」へ情報を提供する。	作業内容	町の担当	県の担当	①救護所等での医療、看護、保健活動	健康推進課	保健福祉部	②被災建築物の応急危険度判定(震災時のみ)	都市建設課	土木部	③被災宅地の危険度判定	都市建設課	土木部	④砂防関係施設診断	都市建設課	土木部	⑤外国人のための通訳	企画財政課	経済商工観光部	⑥被災者へのメンタルヘルスケア	健康推進課	保健福祉部	⑦高齢者、障害者等への介護	福祉課	保健福祉部	⑧アマチュア無線等による情報通信事務	総務課	総務部	⑨その他専門知識が必要な業務	各課	各部局	
作業内容	町の担当	県の担当																																																												
①救護所等での医療、看護、保健活動	保健福祉課	保健福祉部																																																												
②被災建築物の応急危険度判定(震災時のみ)	都市建設課	土木部																																																												
③被災宅地の危険度判定	都市建設課	土木部																																																												
④砂防関係施設診断	都市建設課	土木部																																																												
⑤外国人のための通訳	企画財政課	経済商工観光部																																																												
⑥被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉課	保健福祉部																																																												
⑦高齢者、障害者等への介護	保健福祉課	保健福祉部																																																												
⑧アマチュア無線等による情報通信事務	総務課	総務部																																																												
⑨その他専門知識が必要な業務	各課	各部局																																																												
作業内容	町の担当	県の担当																																																												
①救護所等での医療、看護、保健活動	健康推進課	保健福祉部																																																												
②被災建築物の応急危険度判定(震災時のみ)	都市建設課	土木部																																																												
③被災宅地の危険度判定	都市建設課	土木部																																																												
④砂防関係施設診断	都市建設課	土木部																																																												
⑤外国人のための通訳	企画財政課	経済商工観光部																																																												
⑥被災者へのメンタルヘルスケア	健康推進課	保健福祉部																																																												
⑦高齢者、障害者等への介護	福祉課	保健福祉部																																																												
⑧アマチュア無線等による情報通信事務	総務課	総務部																																																												
⑨その他専門知識が必要な業務	各課	各部局																																																												

第3章 災害応急対策

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
第3 ボランティア活動の円滑化 災害時に、円滑な応急対策が図られるよう、町はボランティア関係団体と密接に連絡をとり、必要に応じ、次の支援を行う。 1 災害ボランティアセンターの場所の提供 2 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成 3 職員の派遣 4 被災状況についての情報提供 5 その他の必要な事項 ■ 災害時ボランティア活動支援計画イメージ図	第4 ボランティア活動の円滑化 災害時に、円滑な応急対策が図られるよう、町はボランティア関係団体と密接に連絡をとり、必要に応じ、次の支援を行う。 1 災害ボランティアセンターの場所<u>及び資機材</u>の提供 2 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成 3 職員の派遣 4 被災状況についての情報提供 5 その他の必要な事項 ■ 災害時ボランティア活動支援計画イメージ図	